

『地域における障害者スポーツ普及促進事業
(障害者のスポーツ参加における障壁等の調査分析)』

報 告 書

平成 29 年 3 月

笹川スポーツ財団

目次

<u>I. 調査概要</u>	1
1 事業の目的	1
2 調査の内容	1
3 事業の実施体制	2
(1) 実施体制	2
(2) 調査検討会議の開催	3
<u>II. 調査報告</u>	5
(1) <u>地方自治体の障害者スポーツ振興に関する調査</u>	7
主な調査結果	9
1) 調査概要	10
2) 調査結果	12
(2) <u>特別支援学校のスポーツ環境に関する調査</u>	61
主な調査結果	63
1) 調査概要	64
2) 調査結果	66
(3) <u>特別支援学級のスポーツ環境に関する調査</u>	131
1) 調査概要	133
2) 調査結果 (事例調査)	134
<u>III. まとめと考察</u>	147
<u>IV. 参考文献・付録</u>	157

注)「しょうがい」の用語は、「障がい」「障碍」などがあるが、本報告書では、法律上の「障害」を使用した。

I. 調査概要

1. 事業の目的

スポーツ基本法(2011年8月施行)において、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と障害者スポーツに関する基本理念が掲げられた。本事業では、地域における障害者のスポーツ・レクリエーション環境の実態について把握し、健常者と障害者が一体となったスポーツ・レクリエーション活動を地域住民がさらに享受するための方策や目標設定の検討に活用することを目的とする。

2. 調査の内容

(1) 地方自治体の障害者スポーツ振興に関する調査

全国の自治体(都道府県、市区町村)を対象に、障害者スポーツの主たる担当部署、障害者のスポーツ振興に関する事業の実施状況、事業実施の際の主な協力団体や委託先、スポーツ推進に関する審議会の有無と障害者関係者の委員就任状況、公共スポーツ施設における障害者への配慮などの実態を調査

(2) 特別支援学校のスポーツ環境に関する調査

全国1,302の特別支援学校を対象に、学校に関する基本情報、体育の授業以外でのスポーツ活動、運動部活動やクラブ活動の状況、運動・スポーツ施設や外部指導者の活用などの実態を調査

(3) 特別支援学級のスポーツ環境に関する調査

地域で開催している特別支援学級の児童生徒を対象にした体育大会、運動・スポーツ大会における児童生徒の参加状況および運営体制の実態を調査

3. 事業の実施体制

障害者スポーツに関わる関係団体や有識者等で構成される調査検討会議委員会を設置。全2回の調査検討会議を開催した。

(1) 実施体制

1) 委員リスト

委員長	藤田 紀昭	日本福祉大学 教授
委員	川崎 勝久	新宿区立東戸山小学校 校長
	齊藤 まゆみ	筑波大学 体育系 准教授
	高山 浩久	東京都障害者スポーツ協会 スポーツ振興部 地域スポーツ振興課 課長
	巴 伸一	全国特別支援学校長会 みんな de スポーツ推進委員会 委員長
	増子 恵美	福島県障がい者スポーツ協会 書記
	水原 由明	日本障がい者スポーツ協会 スポーツ推進部 部長
	渡邊 一利	笹川スポーツ財団 専務理事

2) 事務局

澁谷 茂樹	笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所	主任研究員
小淵 和也	〃	研究員
上 梓	〃	研究員
宮本 幸子	〃	研究員

(2) 調査検討会議の開催

1) 第1回調査検討会議

委員:7名

期日:2016年8月9日(火)15:00～17:00

会場:笹川スポーツ財団会議室

2) 第2回調査検討会議

委員:8名

期日:2017年1月16日(月)14:00～16:00

会場:笹川スポーツ財団会議室

注)平成24年度～26年度に公益財団法人笹川スポーツ財団が文部科学省から受託した事業については、以下の略称を使用することとする。

- 平成24年度 文部科学省『健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)』報告書
(略称)平成24年度文科省調査
- 平成25年度 文部科学省『健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)』報告書
(略称)平成25年度文科省調査
- 平成26年度 文部科学省『健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)』報告書
(略称)平成26年度文科省調査

II. 調查報告

(1) 地方自治体の障害者スポーツ振興に関する調査

主な調査結果

多くの自治体で「障害福祉・社会福祉関連部署」が障害者スポーツを所管

都道府県では、40 道府県が「障害福祉・社会福祉関連部署」、7 都県(福島県、神奈川県、東京都、滋賀県、鳥取県、福岡県、佐賀県)が「首長部局のスポーツ担当部署」、市区町村では、およそ 7 割が「障害福祉・社会福祉関連部署」、2 割が「教育委員会等のスポーツ担当部署」であった。【図表 1-1、1-13】

都道府県は競技会、市区町村はレクリエーションを中心とした事業を展開

障害者スポーツ振興に関する事業については、都道府県では、「障害者スポーツの競技大会」「障害者スポーツ指導者養成講習会」「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(一定期間内の継続事業)」の順で多く、市区町村では、「障害者スポーツ・レクリエーションの運動会(市民大会など)」「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(単発事業)」「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(一定期間内の継続事業)」の順で多かった。【図表 1-3、1-16】

都道府県は障害者スポーツ団体、市区町村は社会福祉協議会との連携が盛ん

事業実施の協力団体や委託先については、都道府県では、「障害者スポーツ協会」「障害者スポーツ指導者組織」が多く、市区町村では、「市区町村社会福祉協議会」「障害者の当事者団体、家族会等」が多かった。また、人口規模が小さいほど、市区町村社会福祉協議会と協力している市区町村の割合が高い傾向がみられた。【図表 1-5、1-19、1-20】

スポーツ推進に関する審議会が障害者関係者が委員に就任している都道府県が増加

スポーツの推進に関する審議会の有無と障害者関係者の委員就任について、「審議会があり、障害者関係者が委員に就任している」と回答した都道府県が 38 件で、2012 年度と比較して 8 件増えている。市区町村では、スポーツ推進に関する審議会を設置する自治体が約 20% 増え、障害者関係者が委員に就任している自治体も約 5% 増えている。【図表 1-7、1-23】

障害者に対して合理的な配慮をした事例を把握していた都道府県は 9 件

主催するスポーツ事業や公共スポーツ施設において、障害者差別解消法の施行以降、障害者に対して合理的な配慮をした事例を把握していた都道府県は 9 件であった。市区町村では、事例を把握していた自治体は 1 割弱であった【図表 1-8、1-25】

障害者スポーツを推進する体制は自治体により多様だが、組織間の連携が重要

障害者スポーツの推進体制は、自治体により様々だが、各地で多様な組織・団体と連携した特徴的な取組がみられる。福岡市では、行政、障害者スポーツ協会、障害者スポーツセンター、当事者団体等の多様な組織・団体で実行委員会を構成し、「福岡市障がい者スポーツ大会」「福岡都市圏障がい者ボウリング大会」等を開催している。大阪府高槻市では、文化スポーツ振興課、障がい福祉課、スポーツ推進委員協議会・障害者団体・スポーツ団体等の代表者から組織された「障がい者スポーツ振興懇話会」を発足し、「ふれあいプールレクリエーション」「ふれあいレクリエーションスポーツの集い」を支援している。

1. 調査概要

1. 1 調査目的

本調査は、地方自治体における障害者スポーツ行政の実態を明らかにし、障害者のスポーツ施策の充実に資するデータの把握及び分析を行うことを目的とする。

1. 2 調査対象

47 都道府県及び 1,741 市区町村を対象とした。

1. 3 調査方法及び回収結果

【調査 1】質問紙調査

(1) 調査方法

記名式の質問紙調査

回答は郵送、電子メールで受け付けた。

(2) 調査内容

主な調査項目は、以下のとおりである。

- ・障害者スポーツ担当部署と実施事業について
障害者スポーツの主たる担当部署、障害者スポーツ事業の所管部署
障害者のスポーツ振興に関する事業の実施状況
参加者の障害種、事業実施の際の主な協力団体や委託先
「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の活用
- ・スポーツ推進に関する審議会と障害者差別解消法について
スポーツ推進に関する審議会の有無と障害者関係者の委員就任状況
障害者に対して「合理的配慮」をした事例の把握
障害者から差別に関する申し立てを受けた事例の把握
- ・公共スポーツ施設と障害者について
公共スポーツ施設における障害者への配慮
公共スポーツ施設の指定管理者に求める障害者への対応
障害者のスポーツ参加促進のための取組

(3) 回収結果

回収数は 1,063 件(回収率:59.5%)、うち都道府県 47 件(回収率:100%)、市区町村 1,016(回収率:58.4%)であった。

(4) 調査期間

2016年9月2日～9月30日

【調査2】事例調査(ヒアリング調査)

(1) 調査方法

障害者スポーツ振興体制や事業の実施状況などについて、都道府県・市区町村の障害者スポーツ担当部署の担当者に対して聞き取りによる調査を実施し、5件の自治体の事例をまとめた。

(2) 調査内容

主管部署、自治体規模、特徴的な事業(障害者スポーツ大会、障害者スポーツ教室など)の開催実施状況、関連団体との連携状況、公共スポーツ施設における障害者の利用状況、障害者スポーツに関する計画の有無など

(3) 調査期間

2017年1月～2月

注)調査結果(質問紙調査)内で用いる2012年度データは、笹川スポーツ財団「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)」(平成25年3月)より引用している。

2. 調査結果(質問紙調査)

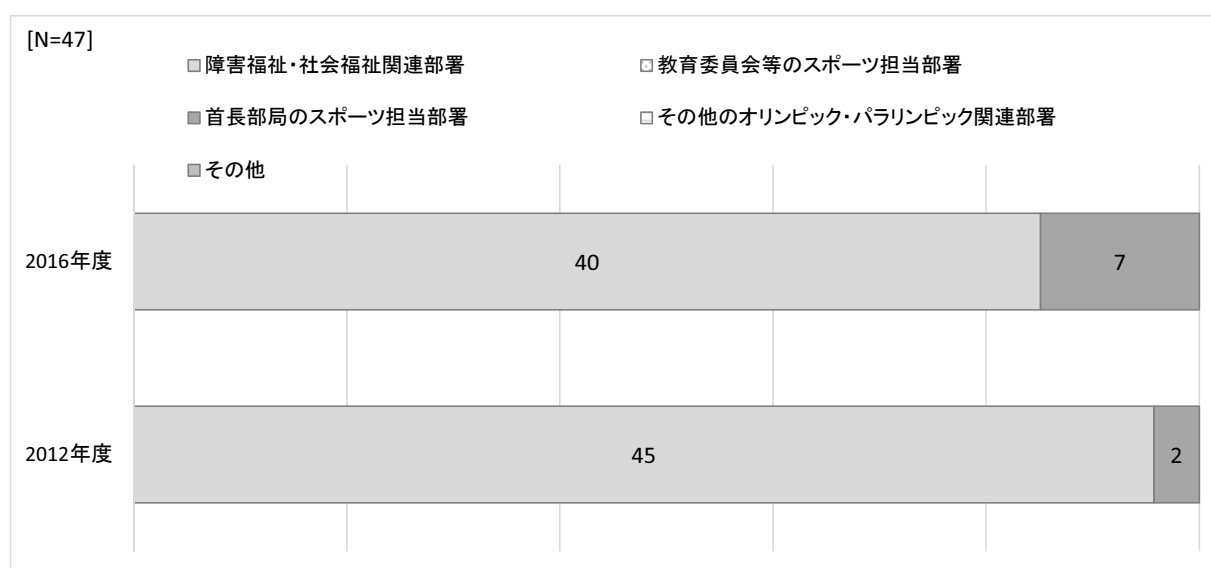
2. 1 都道府県

(1) 障害者スポーツ担当部署と実施事業

①障害者スポーツの主たる担当部署

都道府県における障害者スポーツの主たる担当部署は、40 都道府県が「障害福祉・社会福祉関連部署」、7 都道府県が「首長部局のスポーツ担当部署」であった(図表 1-1)。2012 年度と比較すると、5 都道府県が担当部署を首長部局に移管している。

図表 1-1 障害者スポーツの主たる担当部署(都道府県)

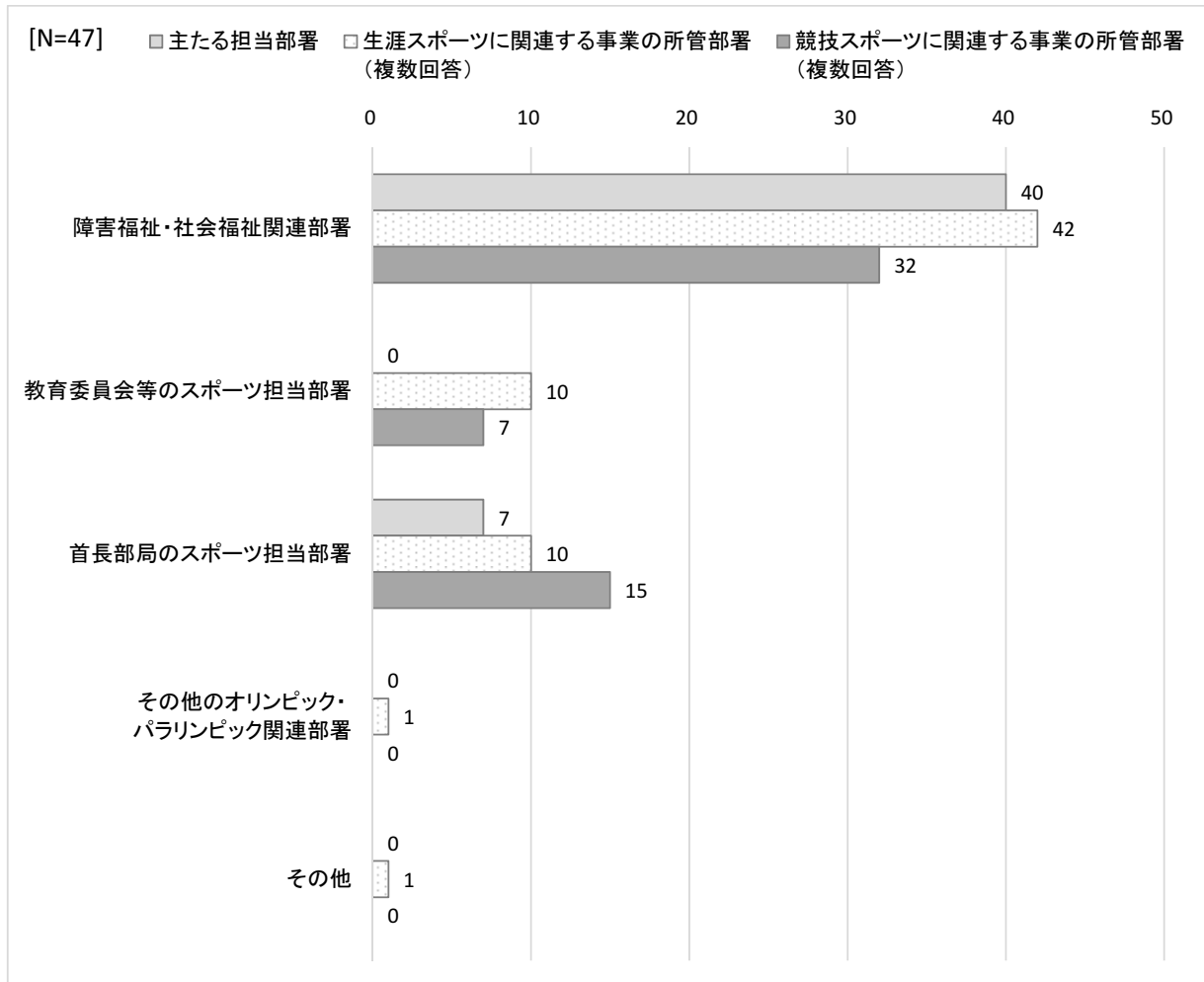


注)2012 年度調査では「その他のオリンピック・パラリンピック関連部署」の選択肢は含まれていない。

②障害者スポーツ事業の所管部署

主たる担当部署に加えて、障害者の生涯スポーツ・競技スポーツに関連する事業を所管している部署についても尋ねた。主たる担当部署は大半が「障害福祉・社会福祉関連部署」であったが、実際には複数の部署で障害者スポーツに関連する事業を所管していることがわかる(図表 1-2)。「その他」の具体的な内容は、「教育委員会の特別支援教育部署」であった。

図表 1-2 障害者スポーツ事業の所管部署(都道府県)

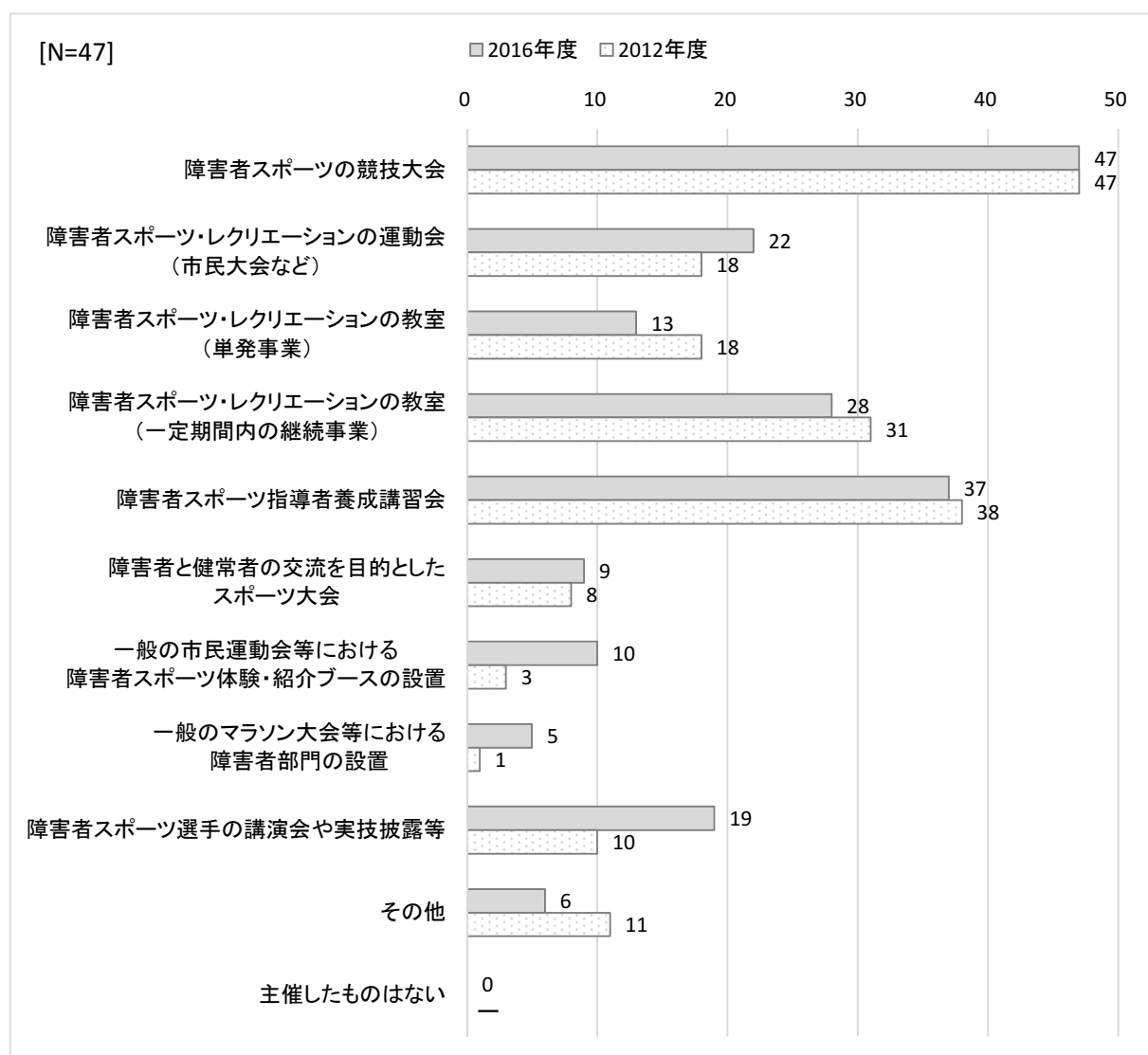


③障害者のスポーツ振興に関する事業

都道府県における2015年度に主催した障害者のスポーツ振興に関する事業について、全ての都道府県が「障害者スポーツの競技大会」を実施しており、次いで、37都道府県が「障害者スポーツ指導者養成講習会」を実施していた(図表1-3)。2012年度と比較すると、「一般の市民運動会等における障害者スポーツ体験・紹介ブースの設置」(10)、「障害者スポーツ選手の講演会や実技披露等」(19)などが増加し、「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(単発事業)」(13)などが減少した。

なお、日本障がい者スポーツ協会によると、2015年度の「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会」は45都道府県で開催されたが、それには都道府県の障害者スポーツ協会や障害者スポーツ指導者協議会等が主催する場合も含まれている。そのため、自治体が主催した事業を尋ねた今回の調査結果(「障害者スポーツ指導者養成講習会」を37都道府県が実施)とは差が生じている。

図表 1-3 障害者のスポーツ振興に関する事業(都道府県)



④参加者の障害種別

都道府県における参加者を障害種別についてみると、「視覚障害」「聴覚障害」「肢体不自由」「知的障害」がいずれの事業でも多かった(図表 1-4)。

図表 1-4 参加者の障害種別(都道府県)

	障害者スポーツの競技大会	運動会(市民大会など)	障害者スポーツ・レクリエーションの教室(単発事業)	障害者スポーツ・レクリエーションの教室(一定期間内の継続事業)	障害者スポーツ指導者養成講習会	障害者スポーツと健全者の交流を目的としたスポーツ大会	一般の市民運動会等における障害者スポーツ体験・紹介ブースの設置	障害者部門の設置	一般のマラソン大会等における障害者部門の設置	障害者スポーツ選手の講演会や実技披露等	その他
全体	47	22	13	28	37	9	10	5	19	6	
視覚障害	44 (93.6)	14 (63.6)	9 (69.2)	22 (78.6)	6 (16.2)	7 (77.8)	5 (50.0)	1 (20.0)	12 (63.2)	4 (66.7)	
聴覚障害	44 (93.6)	14 (63.6)	8 (61.5)	21 (75.0)	11 (29.7)	7 (77.8)	5 (50.0)	1 (20.0)	10 (52.6)	3 (50.0)	
音声言語またはそしゃく機能障害	32 (68.1)	13 (59.1)	5 (38.5)	16 (57.1)	3 (8.1)	3 (33.3)	4 (40.0)	-	7 (36.8)	3 (50.0)	
肢体不自由	44 (93.6)	14 (63.6)	9 (69.2)	23 (82.1)	16 (43.2)	9 (100.0)	8 (80.0)	4 (80.0)	16 (84.2)	6 (100.0)	
内部障害	39 (83.0)	13 (59.1)	7 (53.8)	17 (60.7)	5 (13.5)	5 (55.6)	4 (40.0)	-	8 (42.1)	2 (33.3)	
知的障害	44 (93.6)	18 (81.8)	11 (84.6)	24 (85.7)	6 (16.2)	8 (88.9)	5 (50.0)	1 (20.0)	12 (63.2)	5 (83.3)	
精神障害	35 (74.5)	12 (54.5)	9 (69.2)	17 (60.7)	4 (10.8)	6 (66.7)	4 (40.0)	-	7 (36.8)	3 (50.0)	
発達障害	20 (42.6)	9 (40.9)	5 (38.5)	15 (53.6)	2 (5.4)	6 (66.7)	5 (50.0)	-	6 (31.6)	1 (16.7)	
重複障害(身体障害の重複)	34 (72.3)	13 (59.1)	5 (38.5)	18 (64.3)	6 (16.2)	5 (55.6)	4 (40.0)	-	9 (47.4)	3 (50.0)	
重複障害(身体障害と知的障害の重複)	33 (70.2)	13 (59.1)	7 (53.8)	18 (64.3)	4 (10.8)	6 (66.7)	4 (40.0)	-	9 (47.4)	4 (66.7)	
その他の重複障害	15 (31.9)	5 (22.7)	4 (30.8)	8 (28.6)	2 (5.4)	2 (22.2)	3 (30.0)	-	4 (21.1)	2 (33.3)	
無回答	3 (6.4)	2 (9.1)	1 (7.7)	4 (14.3)	18 (48.6)	-	2 (20.0)	-	2 (10.5)	-	

注) ()内の数値は%。

⑤事業実施の際の主な協力団体や委託先

都道府県における事業実施の際の主な協力団体や委託先については、「障害者スポーツ協会」がいずれの事業でも多かった(図表 1-5)。ほかには、「障害者スポーツ指導者組織」「一般のスポーツ団体(体育協会等)」「障害者の当事者団体、家族会等」が多かった。また、「障害者スポーツの競技大会」では 22 都道府県が「大学・専門学校」を協力団体・委託先としてあげていた。

図表 1-5 事業実施の際の主な協力団体や委託先(都道府県)

[N=47]

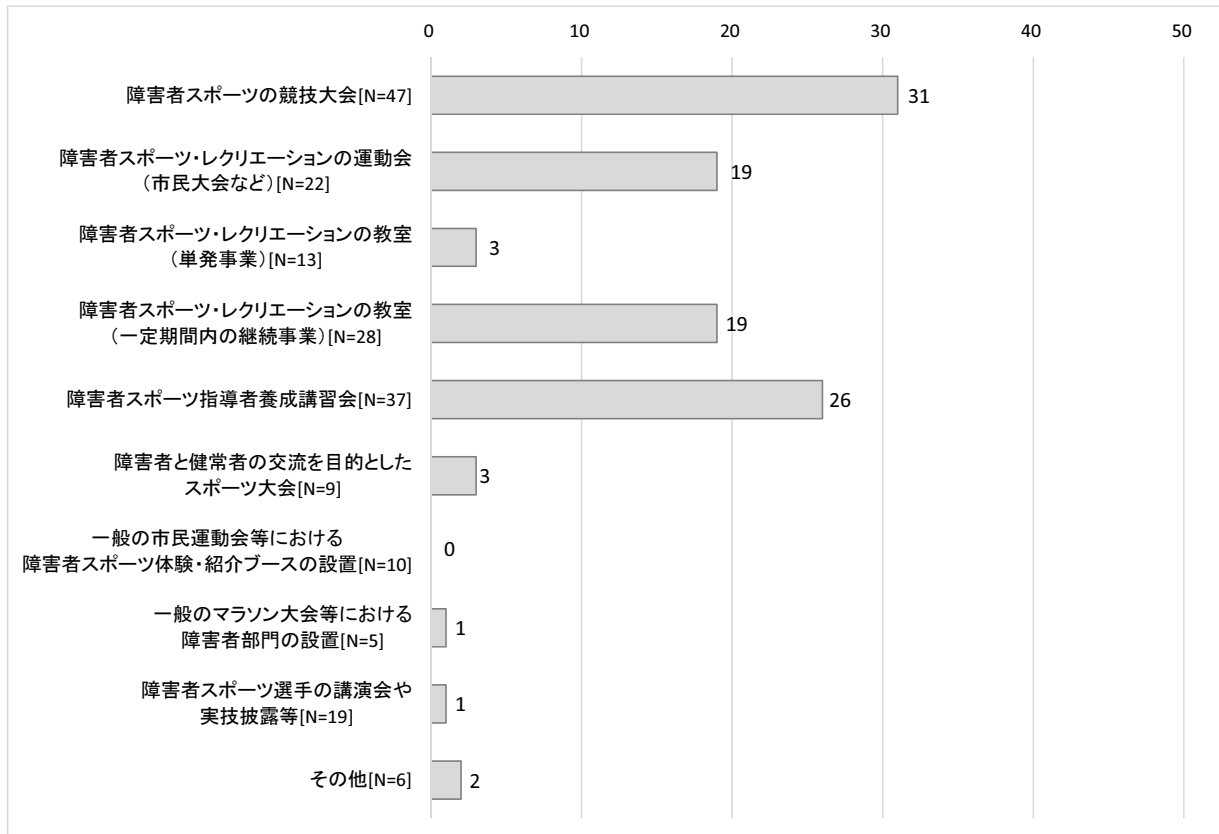
	障害者スポーツの競技大会	なシ障害者スポーツの運動会(市民大会)	シ障害者の教室(単発事業)	継シ障害者の教室(定期間内の)	講障害者スポーツ指導者養成	した障害者と健全者の交流を目的としたスポーツ大会	ブ障害者のスポーツ体験・紹介	一一般の市民運動会等における	障一般の部門の設置	実障害者スポーツ選手の講演会や	その他
全体	47	22	13	28	37	9	10	5	19	6	
都道府県社会福祉協議会	11 (23.4)	3 (13.6)	-	2 (7.1)	1 (2.7)	-	-	-	1 (5.3)	-	
市区町村社会福祉協議会	4 (8.5)	2 (9.1)	-	2 (7.1)	-	-	-	-	2 (10.5)	1 (16.7)	
特別支援学校	13 (27.7)	7 (31.8)	3 (23.1)	8 (28.6)	3 (8.1)	1 (11.1)	1 (10.0)	-	2 (10.5)	2 (33.3)	
障害者スポーツ協会	41 (87.2)	15 (68.2)	11 (84.6)	20 (71.4)	28 (75.7)	7 (77.8)	8 (80.0)	3 (60.0)	14 (73.7)	5 (83.3)	
障害者スポーツセンター	10 (21.3)	6 (27.3)	2 (15.4)	8 (28.6)	7 (18.9)	2 (22.2)	2 (20.0)	1 (20.0)	4 (21.1)	1 (16.7)	
障害者スポーツ種目団体・クラブ・サークル	21 (44.7)	10 (45.5)	4 (30.8)	14 (50.0)	11 (29.7)	5 (55.6)	4 (40.0)	1 (20.0)	8 (42.1)	4 (66.7)	
障害者スポーツ指導者組織	30 (63.8)	12 (54.5)	6 (46.2)	22 (78.6)	22 (59.5)	6 (66.7)	4 (40.0)	1 (20.0)	5 (26.3)	4 (66.7)	
一般のスポーツ団体(体育協会等)	28 (59.6)	4 (18.2)	2 (15.4)	13 (46.4)	3 (8.1)	3 (33.3)	2 (20.0)	1 (20.0)	3 (15.8)	4 (66.7)	
一般のレクリエーション団体(レク協会等)	3 (6.4)	4 (18.2)	3 (23.1)	3 (10.7)	-	-	2 (20.0)	-	3 (15.8)	-	
スポーツ推進委員協議会	1 (2.1)	-	-	1 (3.6)	1 (2.7)	-	1 (10.0)	-	-	1 (16.7)	
総合型地域スポーツクラブ	1 (2.1)	-	1 (7.7)	6 (21.4)	1 (2.7)	1 (11.1)	2 (20.0)	-	1 (5.3)	-	
障害者の当事者団体、家族会等	21 (44.7)	11 (50.0)	4 (30.8)	10 (35.7)	4 (10.8)	2 (22.2)	3 (30.0)	-	2 (10.5)	-	
その他の福祉団体	14 (29.8)	7 (31.8)	2 (15.4)	4 (14.3)	4 (10.8)	1 (11.1)	1 (10.0)	-	-	-	
大学・専門学校	22 (46.8)	6 (27.3)	-	4 (14.3)	1 (2.7)	2 (22.2)	1 (10.0)	-	4 (21.1)	1 (16.7)	
企業	5 (10.6)	3 (13.6)	-	1 (3.6)	-	2 (22.2)	-	1 (20.0)	3 (15.8)	2 (33.3)	
その他	6 (12.8)	5 (22.7)	-	1 (3.6)	2 (5.4)	1 (11.1)	1 (10.0)	1 (20.0)	4 (21.1)	1 (16.7)	
協力団体・委託先はない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無回答	-	-	1 (7.7)	-	1 (2.7)	-	-	1 (20.0)	1 (5.3)	-	

注) ()内の数値は%。

⑥ 「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の活用

都道府県における障害者自立支援法の地域生活支援事業「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」については、「障害者スポーツの競技大会」(31)での利用が最も多く、次いで「障害者スポーツ指導者養成講習会」(26)、「障害者スポーツ・レクリエーションの運動会」(19)、「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(一定期間内の継続事業)」(19)が多かった(図表 1-6)。

図表 1-6 「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の活用(都道府県)

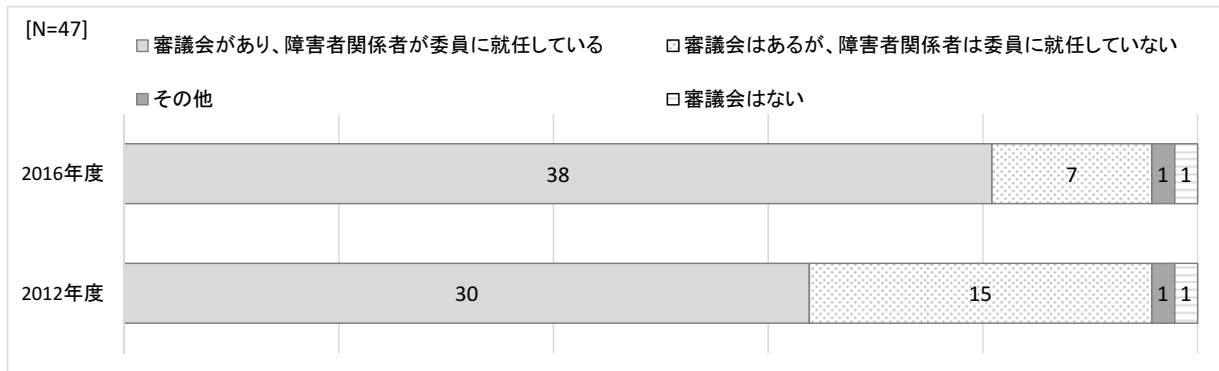


(2) スポーツ推進に関する審議会と障害者差別解消法

①スポーツ推進に関する審議会の有無と障害者関係者の委員就任状況

スポーツの推進に関する審議会の有無と、審議会の委員に障害者関係者が就任しているかどうかについては、「審議会があり、障害者関係者が委員に就任している」(38)が最も多く、2012年度から8都道府県増加した(図表 1-7)。次いで「審議会はあるが、障害者関係者は委員に就任していない」(7)が多かった。

図表 1-7 スポーツ推進に関する審議会の有無と障害者関係者の委員就任状況(都道府県)

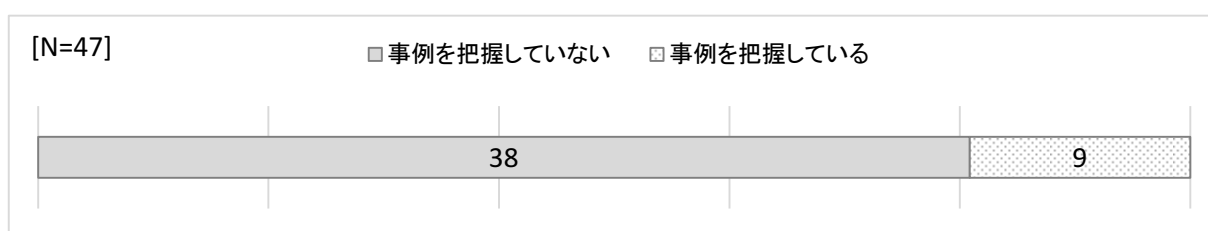


注)2012年度調査では、「審議会があり、障害者関係者がスポーツ基本法施行前から委員に就任している」「審議会があり、障害者関係者がスポーツ基本法施行以降に委員に就任している」と分けて尋ねていたものを合わせて、「審議会があり、障害者関係者が委員に就任している」の数値として示している。

②障害者に対して「合理的配慮」をした事例の把握

主催するスポーツ関連事業や公共スポーツ施設において、障害者差別解消法の施行以降、障害者に対して法律に基づいた合理的な配慮をした事例を把握していたのは、9 都道府県であった(図表 1-8)。具体的には「初めての利用者への利用方法や減免の説明」「陸上競技場でのスロープ増設」「筆談対応」「プールにおける視覚障害者用レーンの確保、車いす利用者に対する乗降等の補助」「プールに入る際の介助。混雑が予想されるイベントで、車いすの方から事前に連絡を受けての駐車場の確保。車いすの方が会場に入る際の介助」「県障がい者スポーツ大会における点字プログラムの作成」「主催者と施設管理者に車いすのまま試合を観戦できるよう要請」「全国障害者スポーツ大会予選会開会式において、来賓や主催者挨拶、注意事項等を大型スクリーンに表示」「県主催スポーツイベントにおけるスロープの設置、車いすの動線の配慮を行った」があげられた。

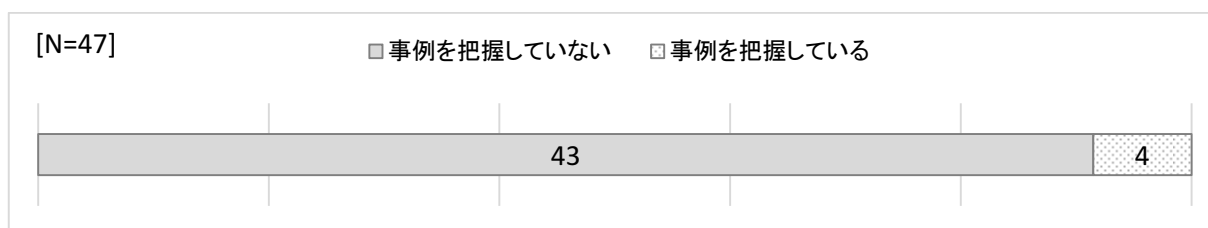
図表 1-8 障害者に対して「合理的配慮」をした事例の把握(都道府県)



③障害者から差別に関する申し立てを受けた事例の把握

主催するスポーツ関連事業や公共スポーツ施設において、障害者差別解消法の施行以降、障害者から差別に関する申し立てを受けた事例を把握していたのは、4 都道府県であった(図表 1-9)。具体的には「聴覚障害者に対する手話通訳の配置」「体育館アリーナにおける扉の自動ドア化、トイレの洋式化」「職員からの声かけを不快と感じた事例」「車いす席が確保されていない野球の試合について、車いすに座ったまま観戦したいという申し出があった」があげられた。

図表 1-9 障害者から差別に関する申し立てを受けた事例の把握(都道府県)

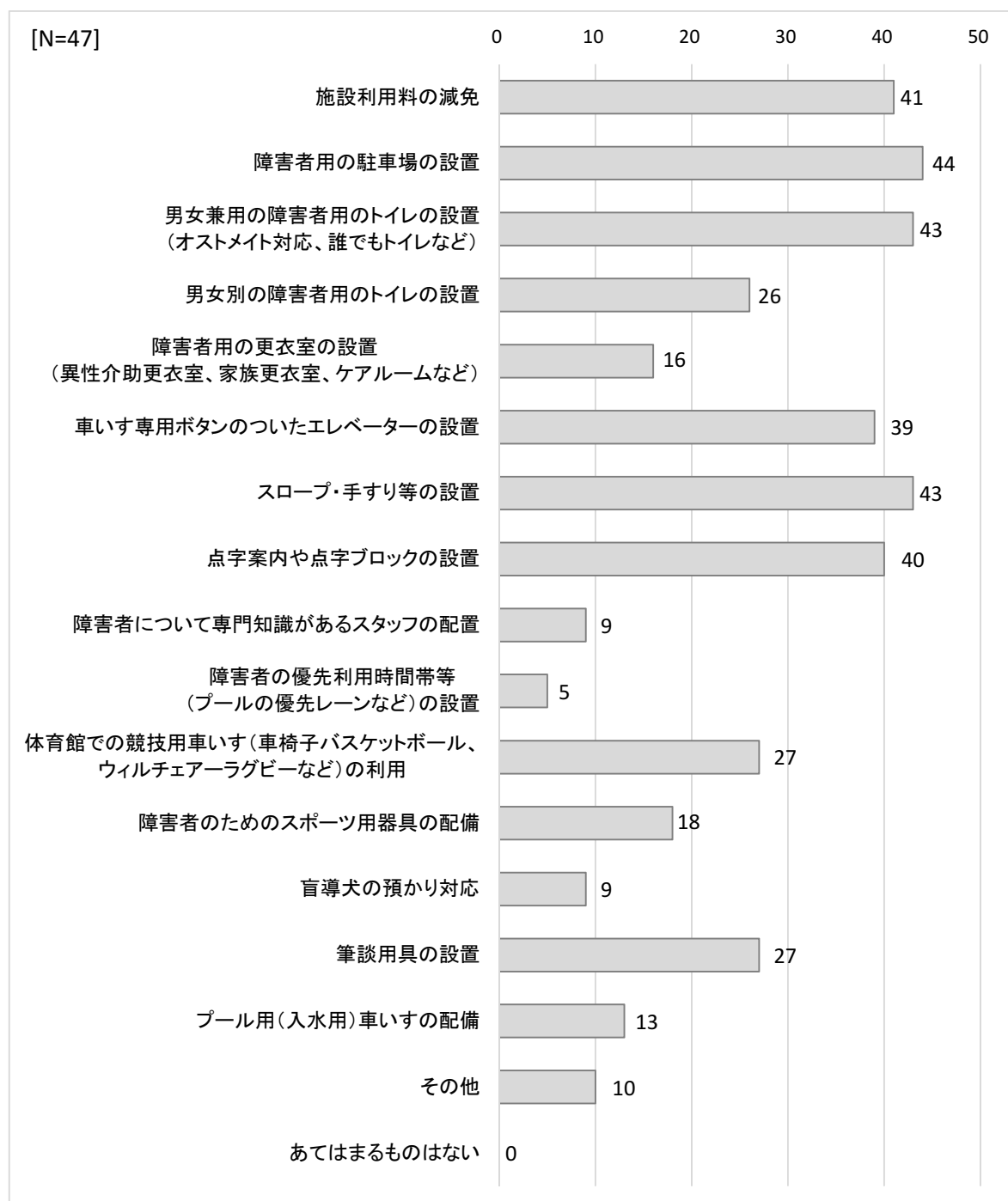


(3) 公共スポーツ施設と障害者

①公共スポーツ施設における障害者への配慮

都道府県の公共スポーツ施設(障害者の専用・優先施設以外の一般的な施設)における障害者の利用に対しての配慮については、「障害者用の駐車場の設置」(44)が最も多く、次いで「男女兼用の障害者用のトイレの設置」「スロープ・手すり等の設置」(43)であった(図表 1-10)。2012 年度と比較すると、「障害者について専門知識があるスタッフの配置」が 5 都道府県から 9 都道府県、「障害者のためのスポーツ用器具の配備」が 12 都道府県から 18 都道府県へと増加した。

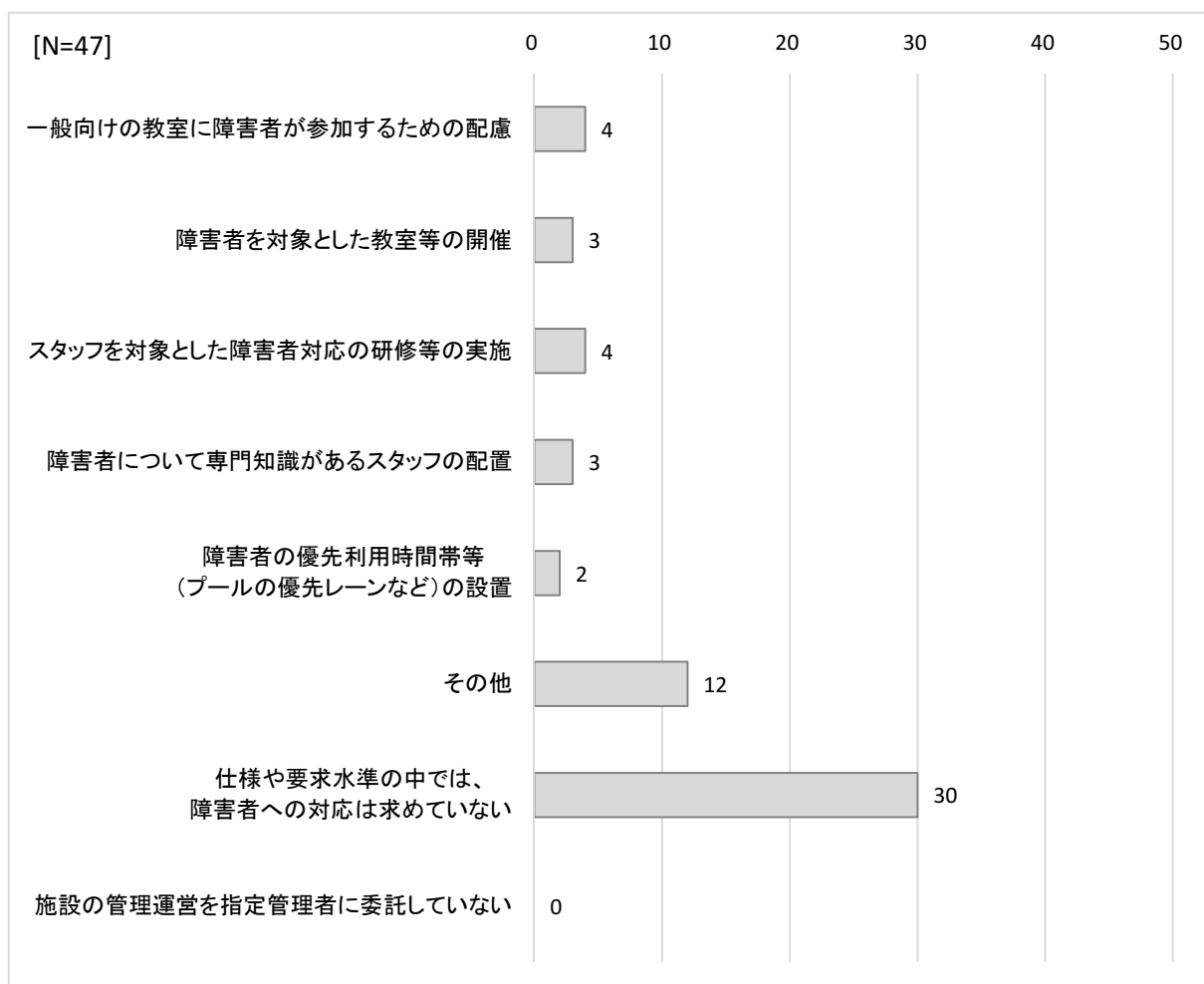
図表 1-10 公共スポーツ施設における障害者への配慮(都道府県)



②公共スポーツ施設の指定管理者に求める障害者への対応

都道府県における公共スポーツ施設(障害者の専用・優先施設以外の一般的な施設)の管理運営を指定管理者に委託する際の仕様や要求水準における障害者への対応については、「仕様や要求水準の中では、障害者への対応は求めている」(30)が最も多かった(図表 1-11)。「その他」(12)の具体的な内容としては、「利用料金の減免」が多かった。

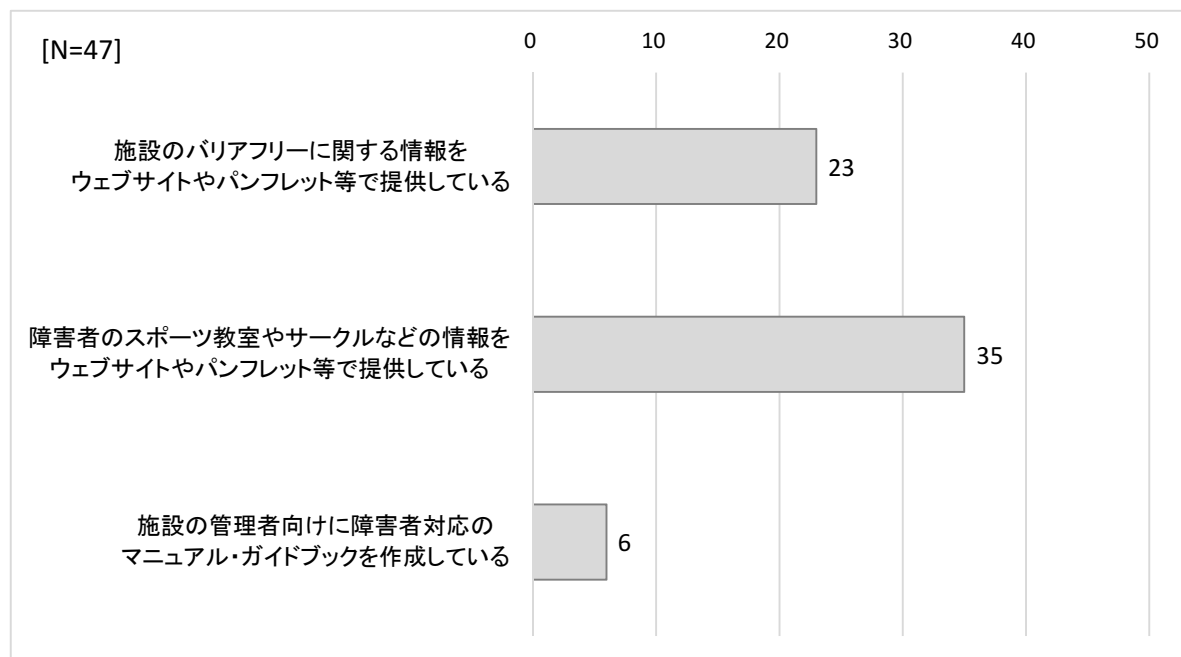
図表 1-11 公共スポーツ施設の指定管理者に求める障害者への対応(都道府県)



③障害者のスポーツ参加促進のための取組

都道府県における地域の障害者のスポーツ参加促進のための取組については、「障害者のスポーツ教室やサークルなどの情報をウェブサイトやパンフレット等で提供している」が 35 都道府県、「施設のバリアフリーに関する情報をウェブサイトやパンフレット等で提供している」が 23 都道府県、「施設の管理者向けに障害者対応のマニュアル・ガイドブックを作成している」が 6 都道府県であった(図表 1-12)。

図表 1-12 障害者のスポーツ参加促進のための取組(都道府県)



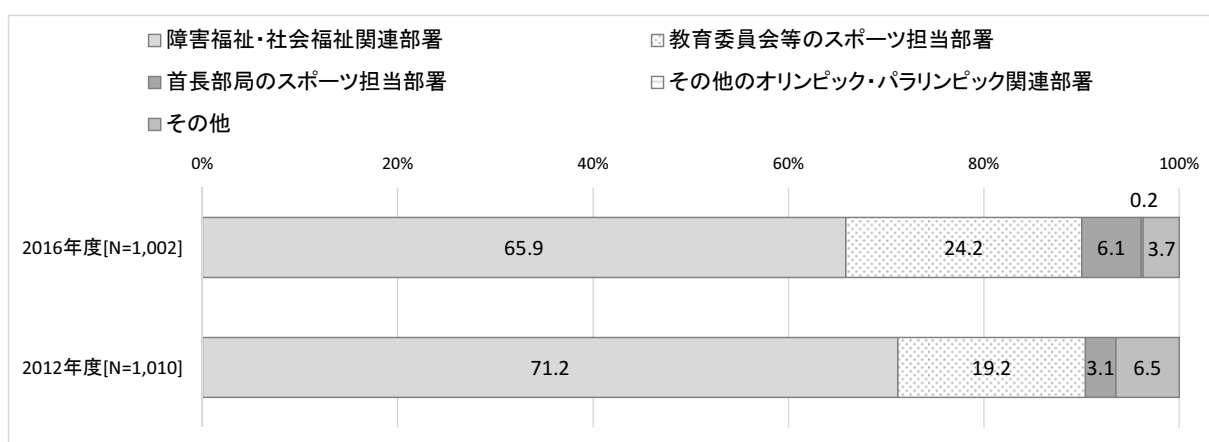
2. 2 市区町村

(1) 障害者スポーツ担当部署と実施事業

①障害者スポーツの主たる担当部署

市区町村における障害者スポーツの主たる担当部署については、「障害福祉・社会福祉関連部署」(65.9%)が最も多く、次いで「教育委員会等のスポーツ担当部署」(24.2%)、「首長部局のスポーツ担当部署」(6.1%)が多かった(図表 1-13)。2012 年度と比較すると、「障害福祉・社会福祉関連部署」が 5.3ポイント減少し、「教育委員会等のスポーツ担当部署」「首長部局のスポーツ担当部署」は増加している。「その他」の具体的な内容としては、「担当部署がない」「内容により担当部署が異なる」などであった。

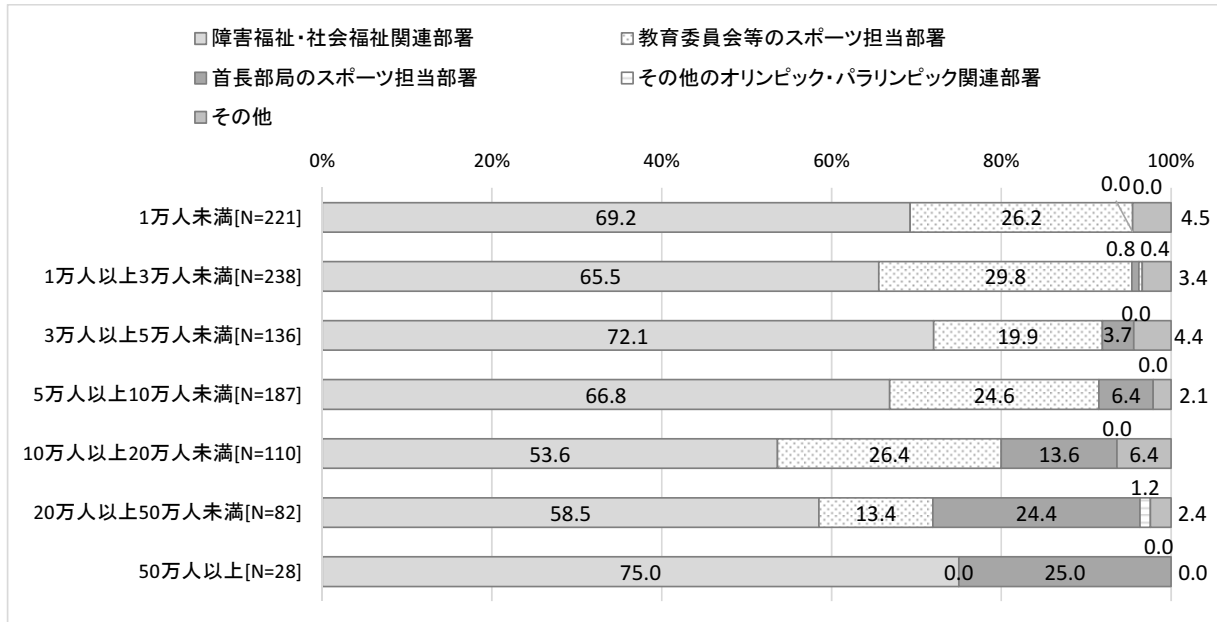
図表 1-13 障害者スポーツの主たる担当部署(市区町村)



注)2012 年度調査では「その他のオリンピック・パラリンピック関連部署」の選択肢は含まれていない。

人口規模別に市区町村における障害者スポーツの主たる担当部署についてみると、20万人未満の市区町村は、「障害福祉・社会福祉関連部署」が最も多く、次いで「教育委員会等のスポーツ担当部署」が多かった(図表 1-14)。「20万人以上 50万人未満」「50万人以上」の市区町村では、「障害福祉・社会福祉関連部署」が最も多く、次いで「首長部局のスポーツ担当部署」が多くみられた。

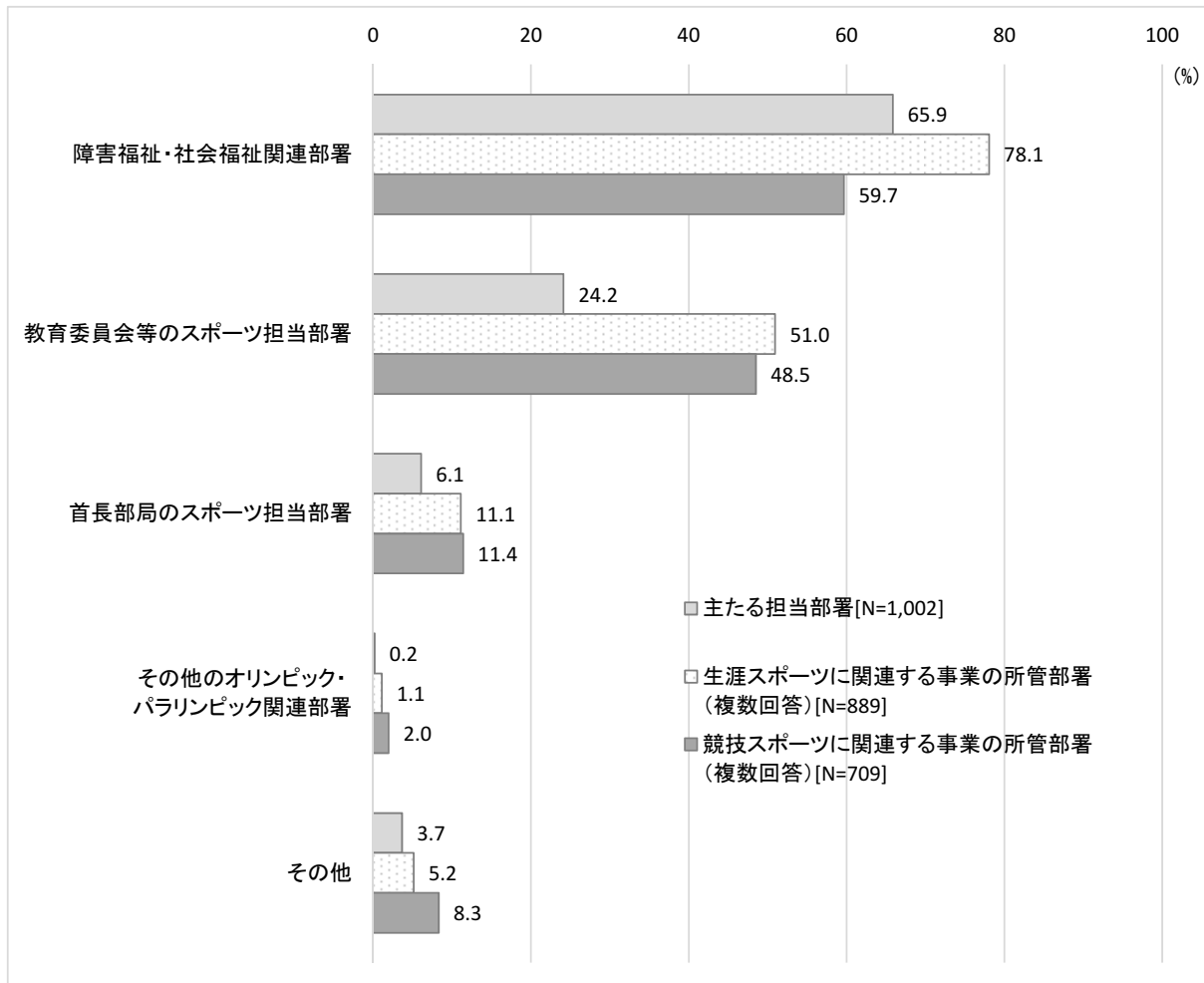
図表 1-14 障害者スポーツの主たる担当部署(人口規模別)(市区町村)



②障害者スポーツ事業の所管部署

主たる担当部署に加えて、障害者の生涯スポーツ・競技スポーツに関連する事業を所管している部署についても尋ねた。「障害福祉・社会福祉関連部署」と「教育委員会等のスポーツ担当部署」で障害者スポーツに関連する事業を所管している市区町村が多いことがわかる(図表 1-15)。

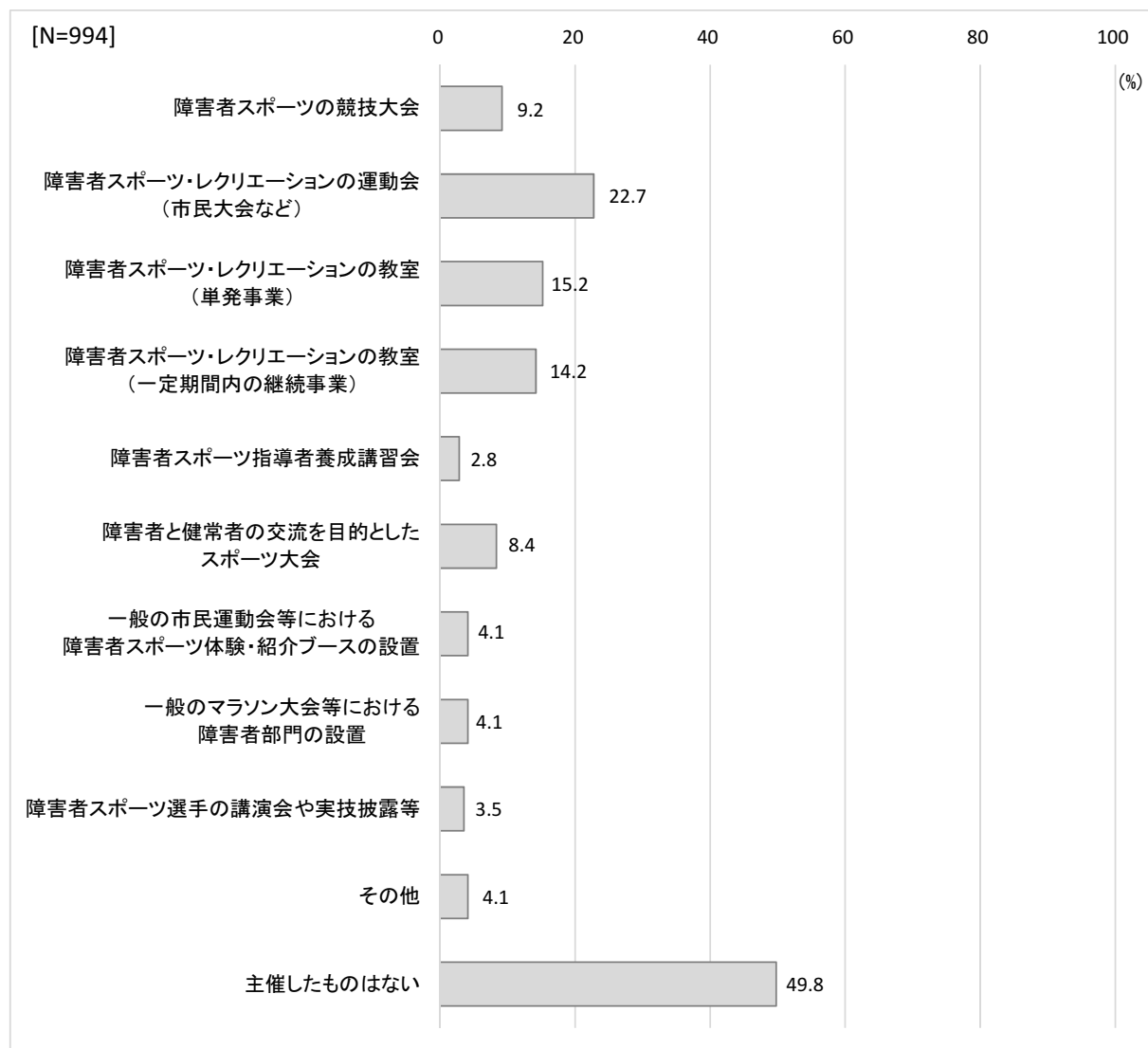
図表 1-15 障害者スポーツ事業の所管部署(市区町村)



③障害者のスポーツ振興に関する事業

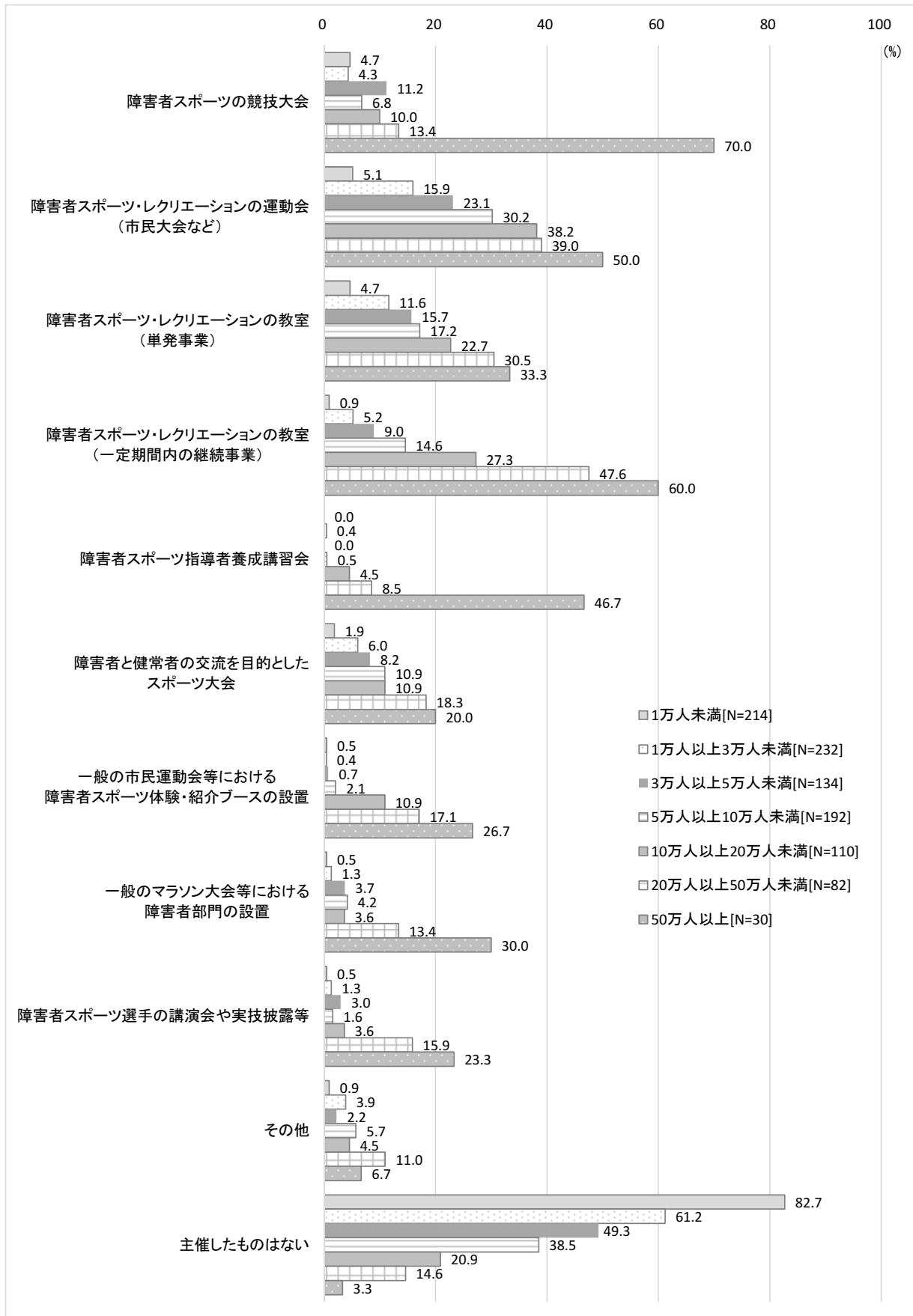
市区町村における2015年度に実施した障害者のスポーツ振興に関する事業については、「主催したものはない」(49.8%)が最も多く、次いで「障害者スポーツ・レクリエーションの運動会」(22.7%)、「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(単発事業)」(15.2%)、「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(一定期間内の継続事業)」(14.2%)が多かった(図表 1-16)。

図表 1-16 障害者のスポーツ振興に関する事業(市区町村)



人口規模別に、市区町村における2015年度に実施した障害者のスポーツ振興に関する事業についてみると、いずれの事業でも人口規模の大きい自治体ほど実施率が高い傾向となった(図表 1-17)。「50万人以上」の市区町村では、「障害者スポーツの競技大会」(70.0%)、「障害者スポーツ指導者養成講習会」(46.7%)、「一般のマラソン大会等における障害者部門の設置」(30.0%)などが、ほかの市区町村に比べて特に多かった。

図表 1-17 障害者のスポーツ振興に関する事業(人口規模別)(市区町村)



④参加者の障害種別

市区町村における参加者を障害種別についてみると、「肢体不自由」が最も多かった(図表 1-18)。特に「障害者スポーツの競技大会」(85.7%)、「障害者スポーツ・レクリエーションの運動会」(86.7%)、「障害者と健常者の交流を目的としたスポーツ大会」(86.7%)の3事業における参加者が多かった。

図表 1-18 参加者の障害種別(市区町村)

	障害者スポーツの競技大会	障害者スポーツ・レクリエーションの運動会(市民大会など)	障害者スポーツ・レクリエーションの教室(単発事業)	障害者スポーツ・レクリエーションの教室(一定期間内の継続事業)	障害者スポーツ指導者養成講習会	障害者スポーツ大会	障害者スポーツ体験・紹介ブースの設置	一般の市民運動会等における障害者スポーツ体験・紹介ブースの設置	障害者部門の設置	一般のマラソン大会等における実技披露等	障害者スポーツ選手の講演会や	その他
N	(91)	(226)	(151)	(141)	(28)	(83)	(41)	(41)	(35)	(41)		
視覚障害	72.5	67.3	42.4	44.0	28.6	42.2	19.5	24.4	31.4	34.1		
聴覚障害	70.3	76.1	49.7	46.8	25.0	60.2	19.5	14.6	22.9	36.6		
音声言語またはそしゃく機能障害	41.8	51.3	22.5	30.5	7.1	31.3	12.2	9.8	11.4	9.8		
肢体不自由	85.7	86.7	73.5	76.6	50.0	86.7	48.8	75.6	71.4	68.3		
内部障害	58.2	65.5	36.4	35.5	3.6	43.4	12.2	12.2	17.1	19.5		
知的障害	71.4	71.2	68.2	73.0	14.3	74.7	29.3	17.1	37.1	58.5		
精神障害	48.4	59.7	47.0	44.7	17.9	54.2	17.1	17.1	25.7	17.1		
発達障害	30.8	43.8	23.8	37.6	3.6	39.8	12.2	9.8	20.0	29.3		
重複障害(身体障害の重複)	37.4	48.7	23.8	31.2	3.6	33.7	12.2	12.2	11.4	24.4		
重複障害(身体障害と知的障害の重複)	40.7	50.9	27.2	36.9	3.6	34.9	14.6	9.8	17.1	29.3		
その他の重複障害	23.1	22.1	8.6	12.8	3.6	13.3	4.9	7.3	11.4	7.3		
無回答	3.3	6.6	6.0	7.1	42.9	2.4	43.9	9.8	11.4	12.2		

⑤事業実施の際の主な協力団体や委託先

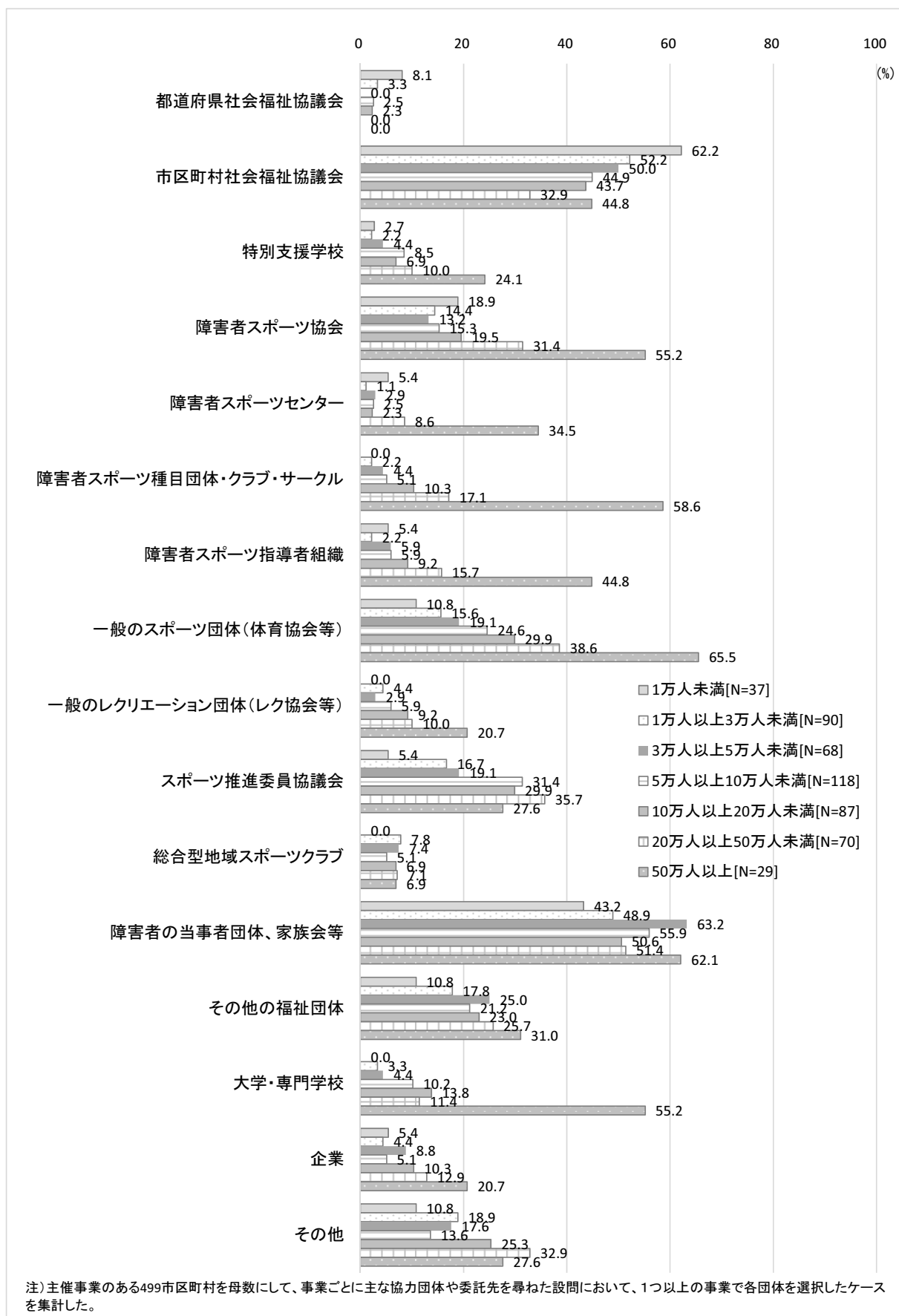
市区町村における事業実施の際の主な協力団体や委託先については、「市区町村社会福祉協議会」や「障害者の当事者団体、家族会等」が多かった(図表 1-19)。「その他」の具体的な内容としては、「中学校」「高校」「ボランティア団体」などがあつた。

図表 1-19 事業実施の際の主な協力団体や委託先(市区町村)

	障害者スポーツの競技大会	レクリエーション・スポーツ・大会など	障害者スポーツ・教室	障害者スポーツ・教室	障害者スポーツ指導者養成講習会	障害者スポーツ大会	障害者スポーツ大会	障害者スポーツ大会	障害者スポーツ大会	障害者スポーツ大会	その他
N	(91)	(226)	(151)	(141)	(28)	(83)	(41)	(41)	(35)	(41)	
都道府県社会福祉協議会	7.7	1.8	1.3	-	-	-	-	-	-	-	
市区町村社会福祉協議会	37.4	57.1	29.1	21.3	10.7	43.4	12.2	9.8	11.4	22.0	
特別支援学校	7.7	7.5	2.0	3.5	-	4.8	2.4	2.4	-	7.3	
障害者スポーツ協会	36.3	11.1	17.9	12.8	35.7	10.8	17.1	17.1	22.9	9.8	
障害者スポーツセンター	13.2	1.8	6.0	9.9	25.0	7.2	7.3	4.9	11.4	-	
障害者スポーツ種目団体・クラブ・サークル	22.0	4.4	8.6	7.1	25.0	9.6	14.6	4.9	28.6	2.4	
障害者スポーツ指導者組織	19.8	5.8	10.6	7.8	46.4	7.2	9.8	14.6	8.6	4.9	
一般のスポーツ団体(体育協会等)	29.7	11.9	13.9	19.9	21.4	27.7	29.3	61.0	20.0	9.8	
一般のレクリエーション団体(レク協会等)	1.1	6.2	3.3	6.4	3.6	13.3	9.8	9.8	-	2.4	
スポーツ推進委員協議会	7.7	16.4	16.6	8.5	10.7	42.2	39.0	36.6	11.4	22.0	
総合型地域スポーツクラブ	1.1	2.2	3.3	4.3	-	12.0	4.9	9.8	5.7	2.4	
障害者の当事者団体、家族会等	41.8	67.7	33.8	29.8	10.7	42.2	12.2	7.3	11.4	34.1	
その他の福祉団体	14.3	25.7	11.3	14.9	3.6	22.9	-	9.8	2.9	12.2	
大学・専門学校	17.6	10.6	2.0	5.0	10.7	10.8	4.9	4.9	11.4	2.4	
企業	8.8	5.3	1.3	7.1	-	3.6	4.9	14.6	8.6	-	
その他	17.6	15.0	14.6	12.8	3.6	16.9	22.0	19.5	34.3	17.1	
協力団体・委託先はない	2.2	2.2	3.3	2.1	-	2.4	2.4	4.9	2.9	9.8	
無回答	12.1	4.9	4.6	5.0	10.7	4.8	4.9	7.3	5.7	2.4	

人口規模別に市区町村における事業実施の際の主な協力団体や委託先についてみると、人口規模が小さい市区町村では、「市区町村社会福祉協議会」が主な協力団体や委託先となっていた(図表 1-20)。また、「障害者の当事者団体、家族会等」は、人口規模に関わらず主な協力団体・委託先となっている。さらに、「50万人以上」の市区町村では、「障害者スポーツ協会」(55.2%)、「障害者スポーツ種目団体・クラブ・サークル」(58.6%)、「一般のスポーツ団体(体育協会等)」(65.5%)、「大学・専門学校」(55.2%)も主な協力団体や委託先になっていることがわかった。

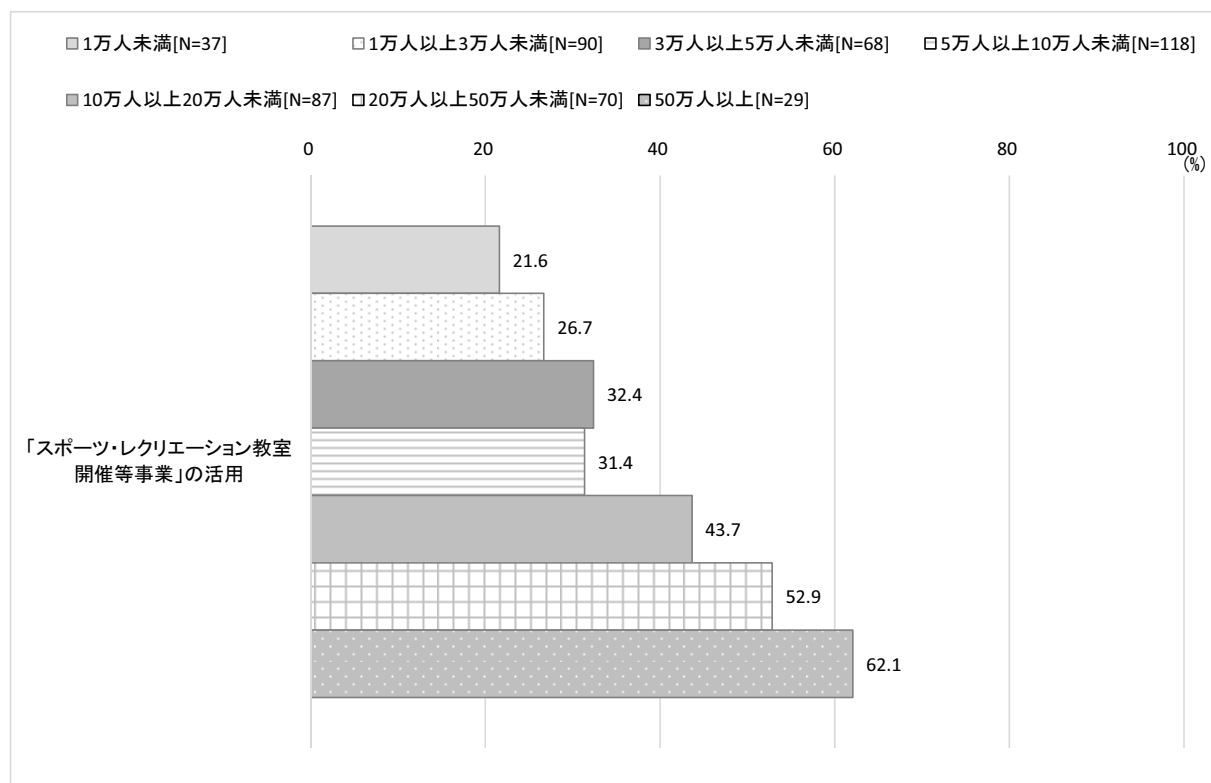
図表 1-20 事業実施の際の主な協力団体や委託先(人口規模別)(市区町村)



⑥ 「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の活用

人口規模別に市区町村における障害者自立支援法の地域生活支援事業「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の活用についてみると、人口規模が大きい自治体ほど利用が多かった(図表 1-21)。

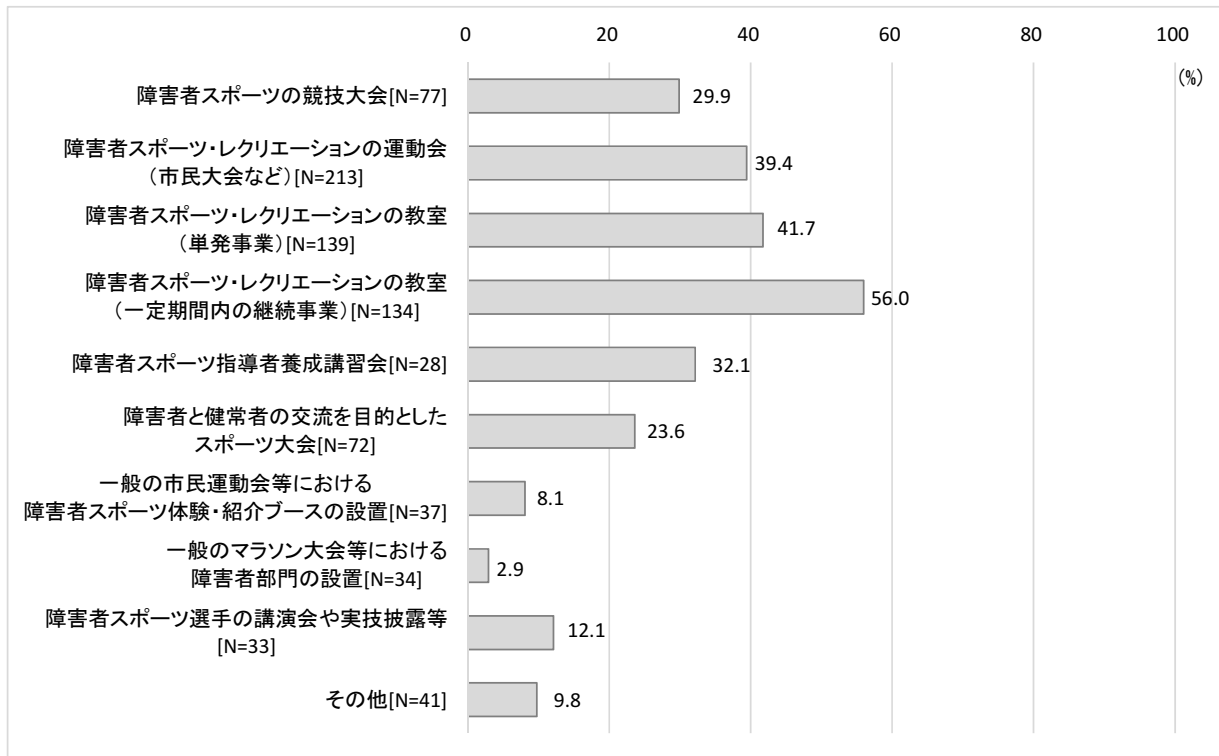
図表 1-21 「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の活用(人口規模別)(市区町村)



注)主催事業のある 499 市区町村を母数にして、事業ごとに「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の利用の有無を尋ねた設問において、1つ以上の事業で「利用した」と回答したケースを集計した。

市区町村における障害者自立支援法の地域生活支援事業「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の利用についてみると、「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(一定期間内の継続事業)」(56.0%)での利用が最も多く、次いで「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(単発事業)」(41.7%)、「障害者スポーツ・レクリエーションの運動会」(39.4%)であった(図表 1-22)。

図表 1-22 「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の活用(市区町村)



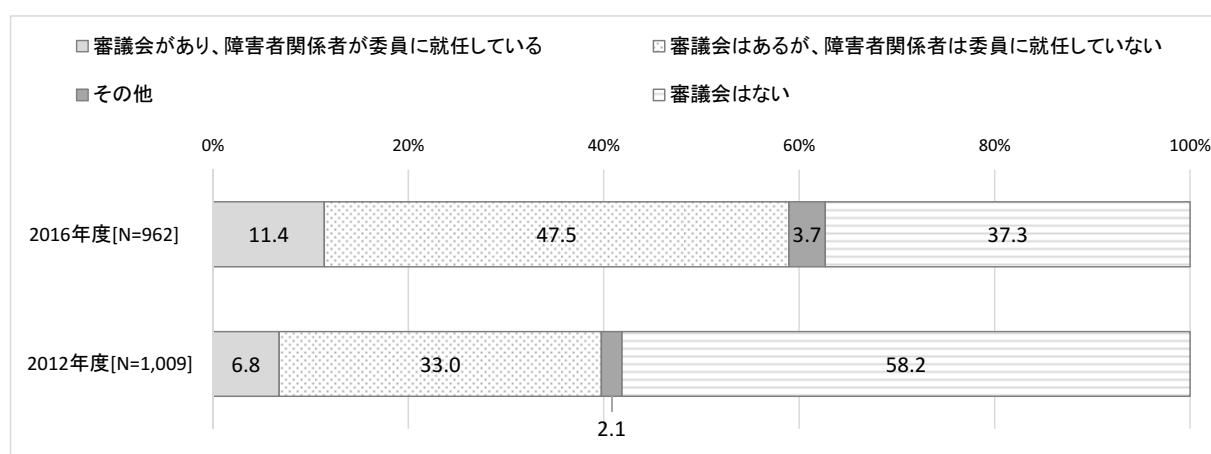
(2) スポーツ推進に関する審議会と障害者差別解消法

①スポーツ推進に関する審議会の有無と障害者関係者の委員就任状況

スポーツ推進に関する審議会の有無と、審議会の委員に障害者関係者が就任しているかどうかについて、2012年度と比較すると、「審議会があり、障害者関係者が委員に就任している」が6.8%から11.4%へ、「審議会はあるが、障害者関係者は委員に就任していない」が33.0%から47.5%へと増加した(図表1-23)。一方、「審議会はない」は58.2%から37.3%へと減少した。

「その他」には、「障害者関係者以外の理由で推薦された人が、スペシャルオリンピックスの役員であった」「別の理由で就任した委員の所属先が、障害者支援施設であった」のように、結果として関係者が就任していた場合が含まれている。

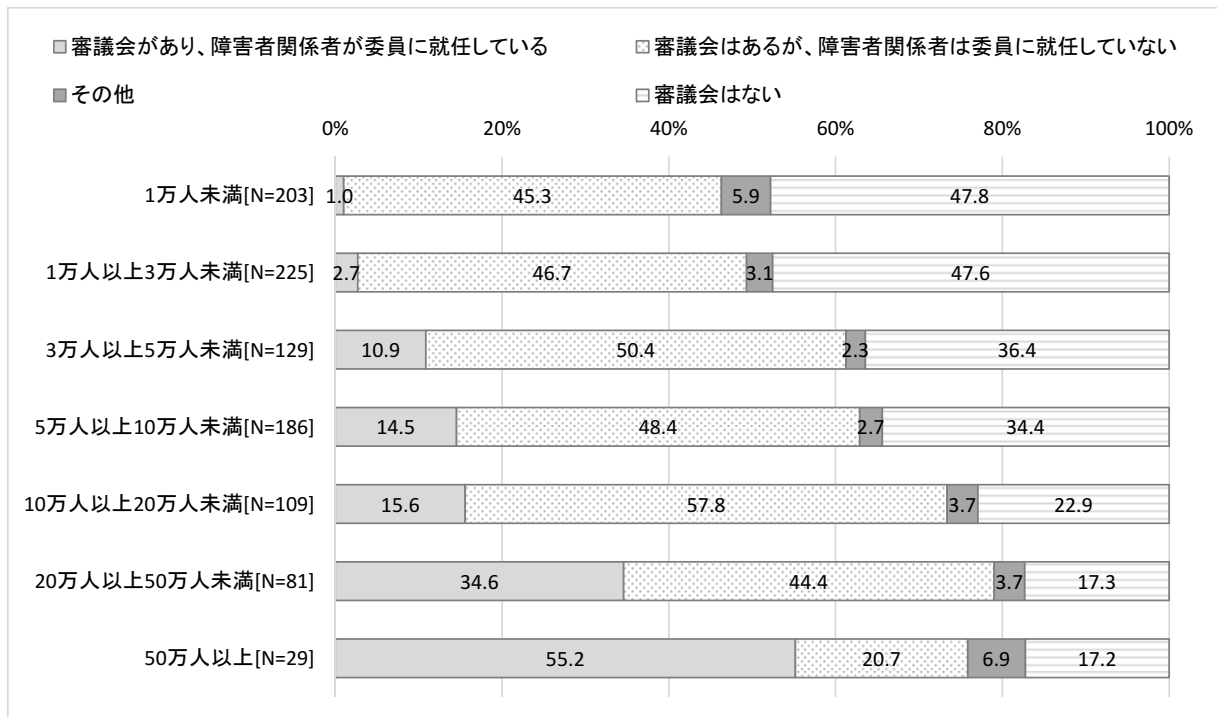
図表 1-23 スポーツ推進に関する審議会の有無と障害者関係者の委員就任状況(市区町村)



注)2012年度調査では、「審議会があり、障害者関係者がスポーツ基本法施行前から委員に就任している」「審議会があり、障害者関係者がスポーツ基本法施行以降に委員に就任している」と分けて尋ねていたものを合わせて、「審議会があり、障害者関係者が委員に就任している」の数値として示している。

人口規模別にスポーツ推進に関する審議会の有無と、審議会の委員に障害者関係者が就任しているかどうかについてみると、人口規模が小さい市区町村ほど「審議会はない」が多く、人口規模が大きい市区町村ほど「審議会があり、障害者関係者が委員に就任している」が多くなる傾向がみられた(図表 1-24)。また、「50 万人以上」の市区町村では、「審議会があり、障害者関係者が委員に就任している」が 55.2%であった。

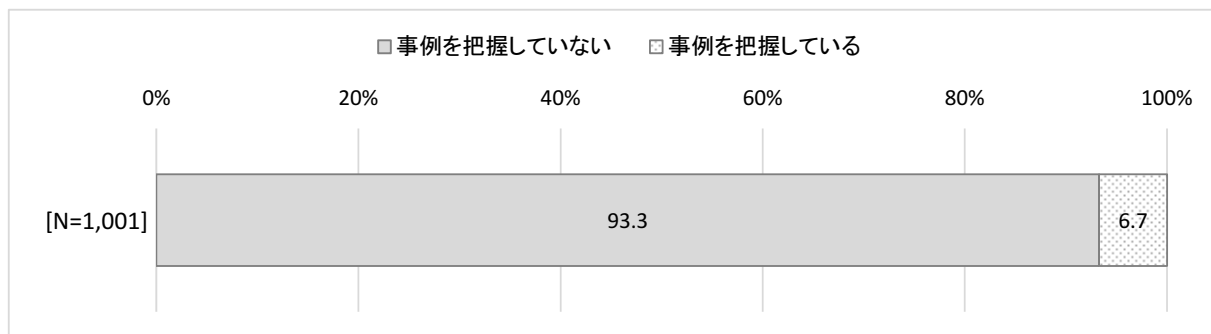
**図表 1-24 スポーツ推進に関する審議会の有無と障害者関係者の委員就任状況
(人口規模別)(市区町村)**



②障害者に対して「合理的配慮」をした事例の把握

主催するスポーツ関連事業や公共スポーツ施設において、障害者差別解消法の施行以降、障害者に対して法律に基づいた合理的な配慮をした事例を把握していた市区町村は6.7%であった(図表 1-25)。具体的な内容としては、「手話通訳者の配置」「筆談」などが多かった。

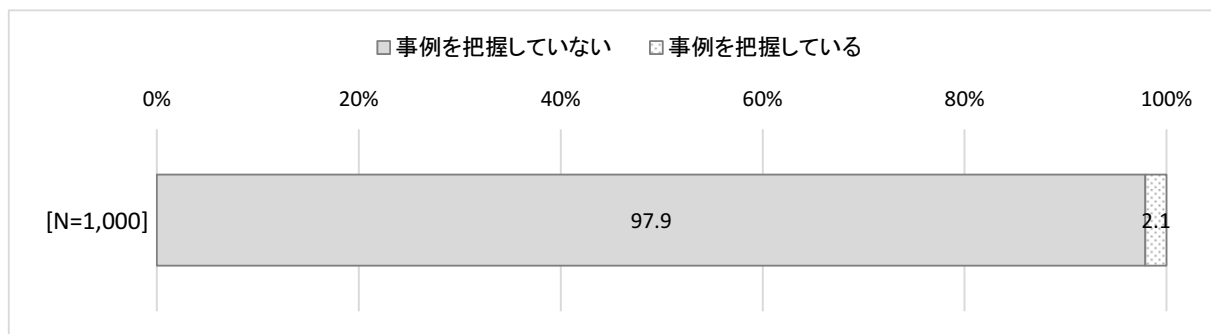
図表 1-25 障害者に対して「合理的配慮」をした事例の把握(市区町村)



③障害者から差別に関する申し立てを受けた事例の把握

主催するスポーツ関連事業や公共スポーツ施設において、障害者差別解消法の施行以降、障害者から差別に関する申し立てを受けた事例を把握していた市区町村は2.1%であった(図表 1-26)。具体的な内容としては、「スポーツクラブへの入会拒否」「スタッフの対応に関する申し立て」「手話通訳者の配置」などがあつた。

図表 1-26 障害者から差別に関する申し立てを受けた事例の把握(市区町村)

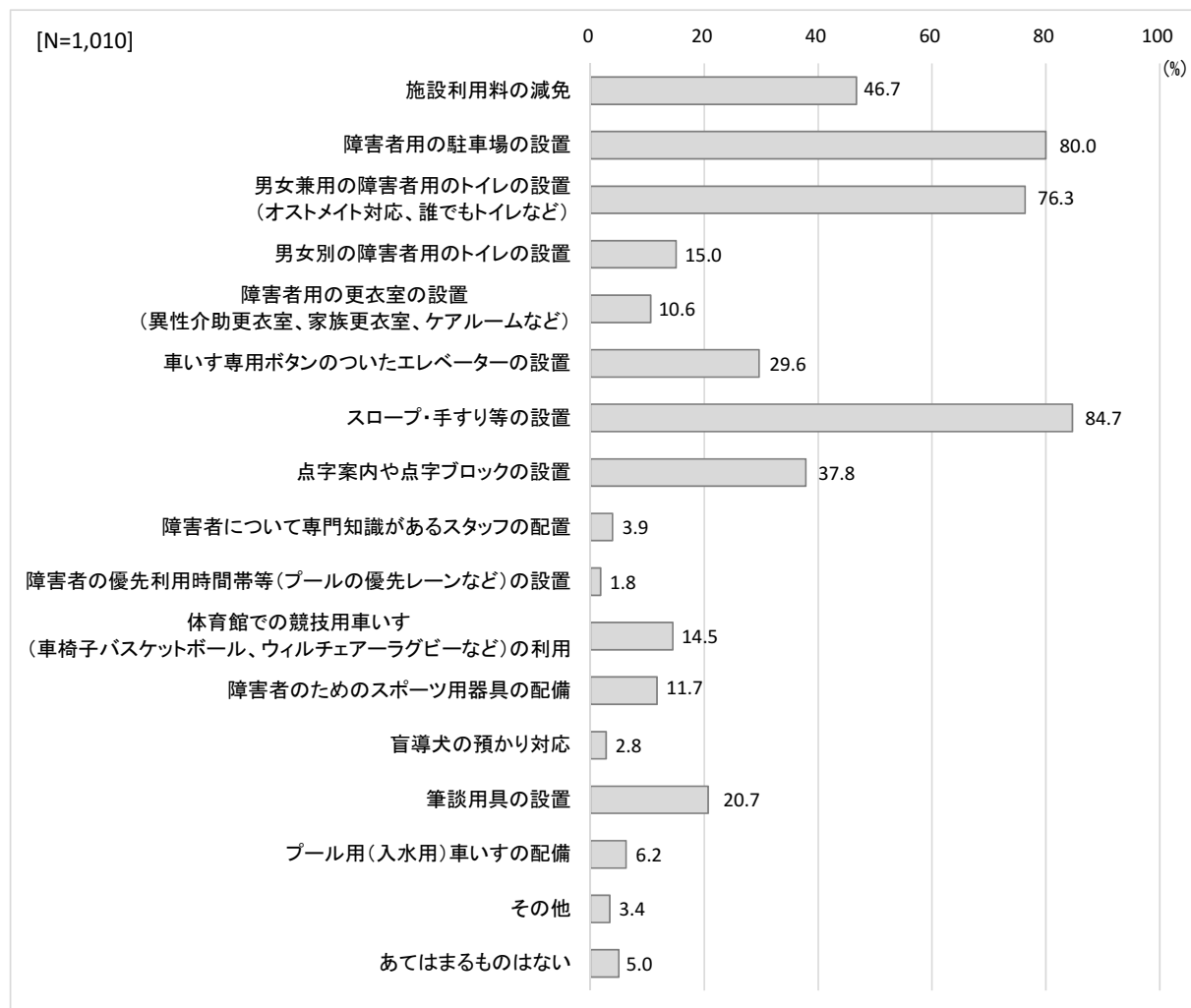


(3) 公共スポーツ施設と障害者

①公共スポーツ施設における障害者への配慮

市区町村の公共スポーツ施設(障害者の専用・優先施設以外の一般的な施設)における障害者の利用に対しての配慮については、「スロープ・手すり等の設置」(84.7%)が最も多く、次いで「障害者用の駐車場の設置」(80.0%)であった(図表 1-27)。一方で、「障害者について専門知識があるスタッフの配置」(3.9%)、「障害者の優先利用時間帯等(プールの優先レーンなど)の設置」(1.8%)、「盲導犬の預かり対応」(2.8%)は5%未満であった。

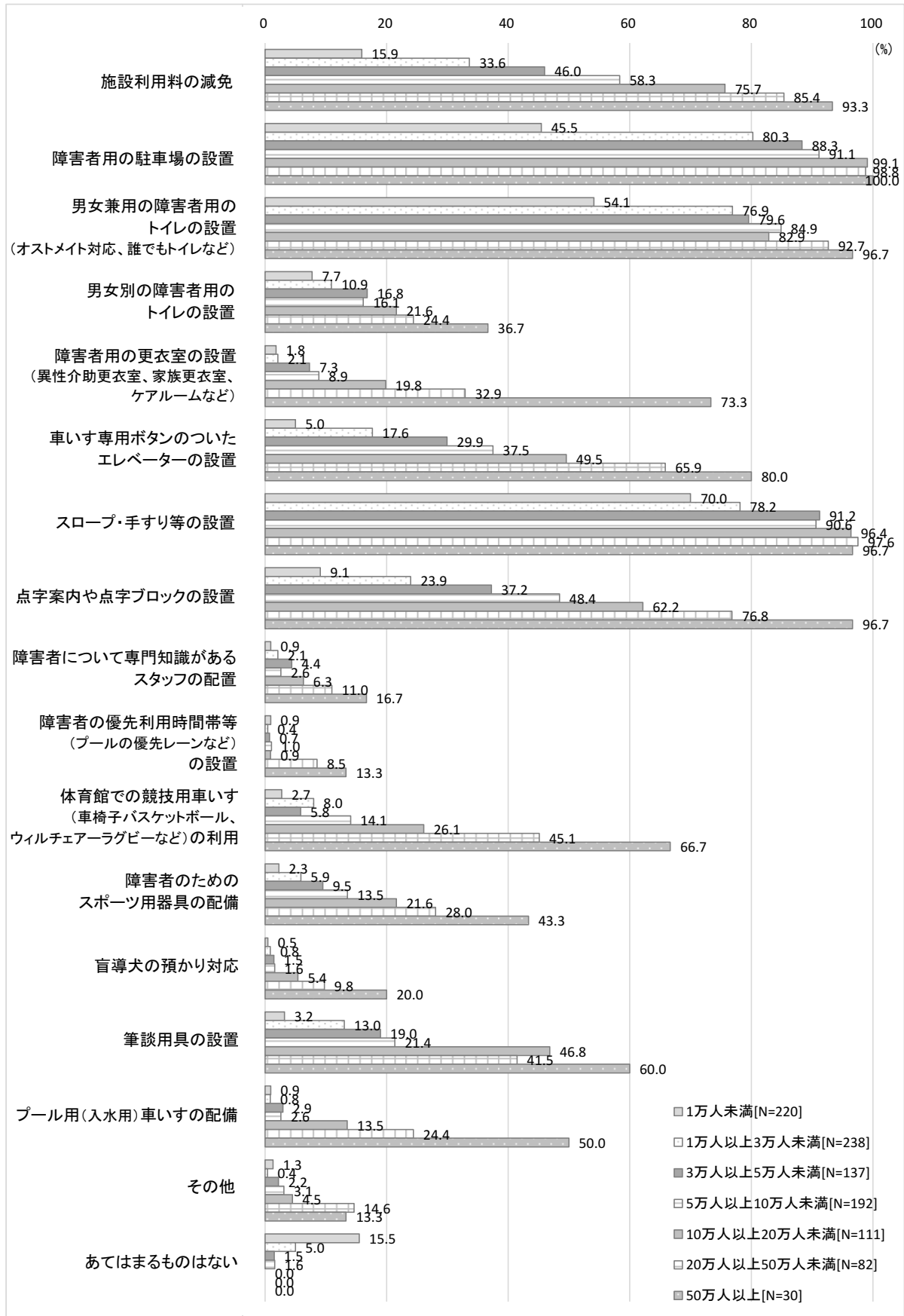
図表 1-27 公共スポーツ施設における障害者への配慮(市区町村)



人口規模別に市区町村の公共スポーツ施設(障害者の専用・優先施設以外の一般的な施設)における障害者の利用に対しての具体的な配慮の内容をみると、人口規模が大きい市区町村ほど配慮している割合が高い傾向にあった(図表 1-28)。また、「障害者用の更衣室の設置」「体育館での競技用車いすの利用」「プール用(入水用)車いすの配備」は、「1万人未満」の市区町村では5%以下であるのに対し、「50万人以上」の市区町村では50%以上となった。

なお今回の調査では、自治体に該当する施設が1つでもあれば「あてはまる」と回答している。そのため、自治体内の全ての施設で下記のような配慮がなされているとは限らず、この点はデータを解釈する際に注意が必要である。

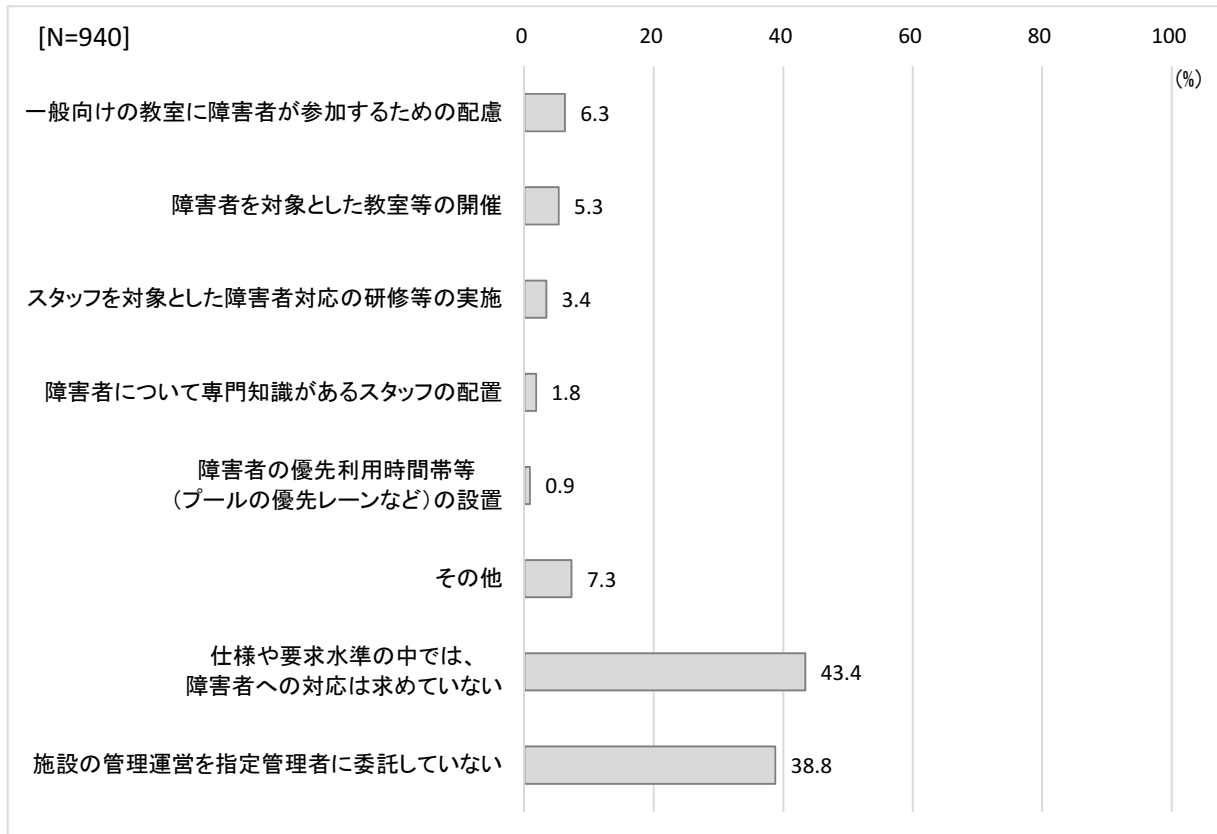
図表 1-28 公共スポーツ施設における障害者への配慮(人口規模別)(市区町村)



②公共スポーツ施設の指定管理者に求める障害者への対応

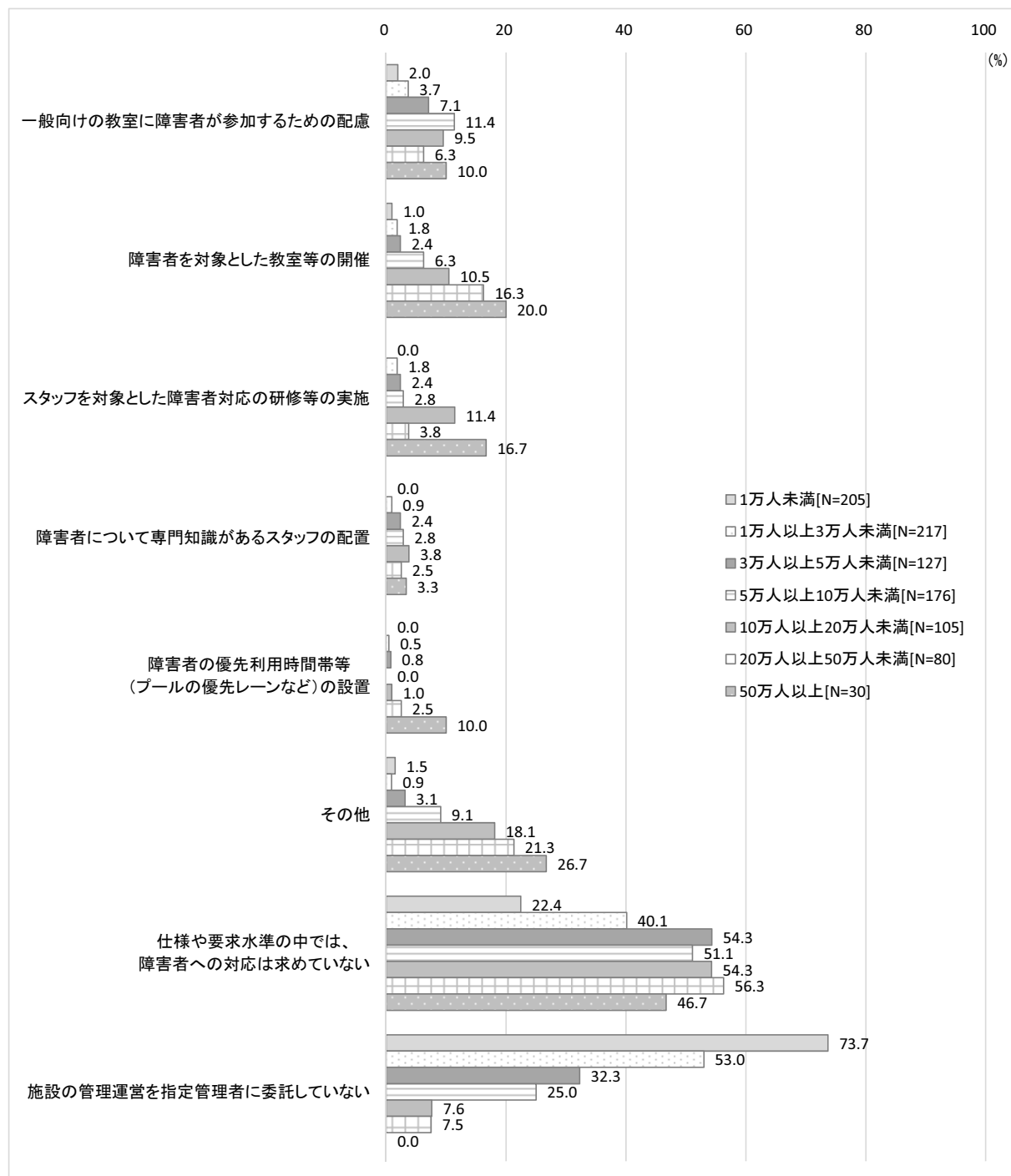
市区町村における公共スポーツ施設(障害者の専用・優先施設以外の一般的な施設)の管理運営を指定管理者に委託する際の仕様や要求水準における障害者への対応については、「仕様や要求水準の中では、障害者への対応は求めている」(43.4%)が最も多く、次いで「施設の管理運営を指定管理者に委託していない」(38.8%)、「一般向けの教室に障害者が参加するための配慮」(6.3%)であった(図表1-29)。「その他」の具体的な内容としては、「障害者雇用の有無・促進」「利用料の減免」などがみられた。

図表 1-29 公共スポーツ施設の指定管理者に求める障害者への対応(市区町村)



市区町村における公共スポーツ施設(障害者の専用・優先施設以外の一般的な施設)の管理運営を指定管理者に委託する際の仕様や要求水準の中での障害者への対応について、人口規模別にみた。その結果、「障害者を対象とした教室等の開催」「スタッフを対象とした障害者対応の研修等の実施」「障害者の優先利用時間帯等(プールの優先レーンなど)の設置」は、「50万人以上」の市区町村で最も多かった(図表 1-30)。一方、「障害者について専門知識があるスタッフの配置」では人口規模による差がみられず、いずれも5%未満であった。また、「1万人未満」「1万人以上3万人未満」の市区町村では、「施設の管理運営を指定管理者に委託していない」が多かった。

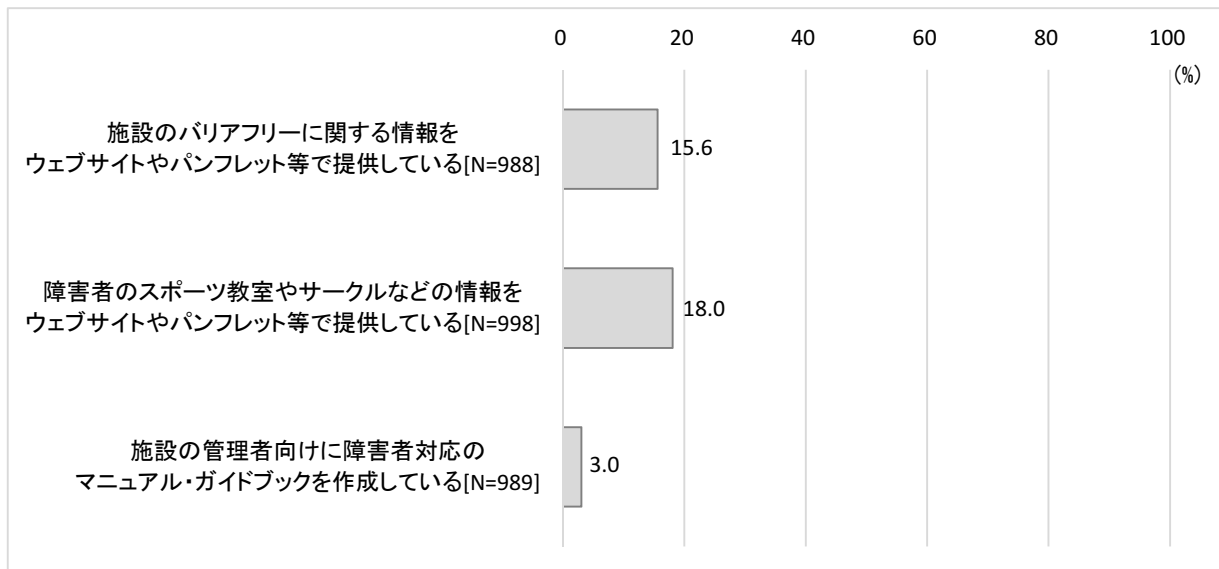
図表 1-30 公共スポーツ施設の指定管理者に求める障害者への対応(人口規模別)(市区町村)



③障害者のスポーツ参加促進のための取組

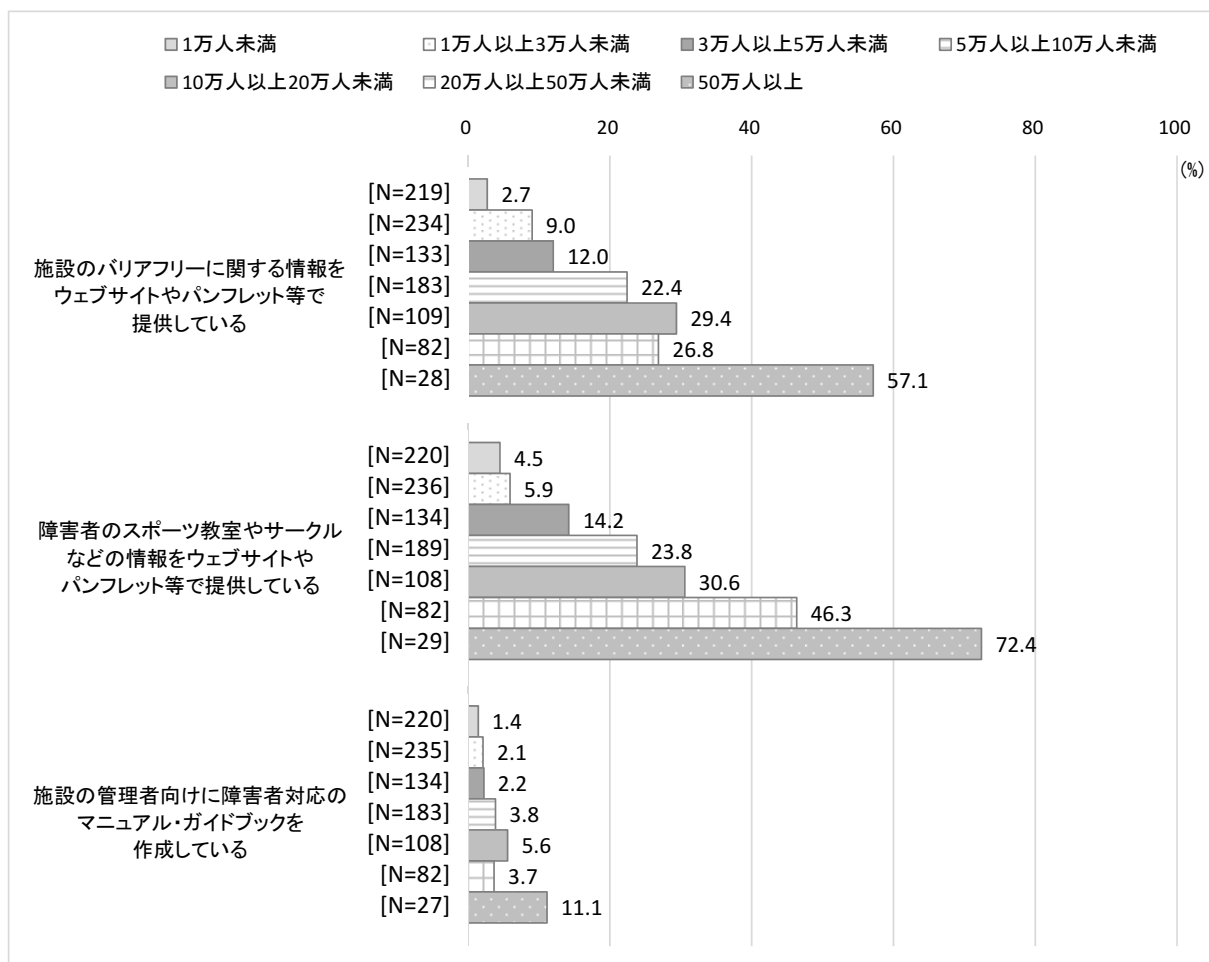
市区町村における地域の障害者のスポーツ参加促進のための取組については、市区町村では「障害者のスポーツ教室やサークルなどの情報をウェブサイトやパンフレット等で提供している」が 18.0%、「施設のバリアフリーに関する情報をウェブサイトやパンフレット等で提供している」が 15.6%、「施設の管理者向けに障害者対応のマニュアル・ガイドブックを作成している」が 3.0%であった(図表 1-31)。

図表 1-31 障害者のスポーツ参加促進のための取組(市区町村)



地域における障害者のスポーツ参加促進のための取組について、市区町村の人口規模別にみると、「施設のバリアフリーに関する情報をウェブサイトやパンフレット等で提供している」「障害者のスポーツ教室やサークルなどの情報をウェブサイトやパンフレット等で提供している」は、人口規模が大きい市区町村ほど高い割合になった。また、「施設の管理者向けに障害者対応のマニュアル・ガイドブックを作成している」は、「50万人以上」の市区町村(11.1%)がほかの市区町村に比べて多かった(図表 1-32)。

図表 1-32 障害者のスポーツ参加促進のための取組(人口規模別)(市区町村)



3. 調査結果(事例調査)

障害者のスポーツには、大きく「リハビリテーションスポーツ」「生涯スポーツ」「競技スポーツ」の側面がある。このため、自治体における障害者スポーツを担当する部署も、主に自立支援や社会参加の観点から福祉サービスを通じた障害者の運動・スポーツを支援する障害福祉部局と、障害者スポーツに関するイベントや教室を開催するスポーツ振興部局に分かれている。

都道府県と市区町村の障害者スポーツ推進体制を把握するため、主管部署、自治体の規模、特徴的な事業などの観点から事例ヒアリング調査を実施し、結果をまとめた。

図表 1-33 事例調査で対象とした地方自治体リスト

自治体名	主たる担当部署	特徴
福島県	・文化スポーツ局 スポーツ課	・障がい者スポーツ協会・障がい者スポーツ指導者協議会との強固な連携のもとに事業を実施 ・独自のルールで多様な障害児・者の参加を可能にした障がい者総合体育大会を開催 ・指導者協議会が企画から関わることで、「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会」にも現場の意見を反映
福岡県福岡市	・障がい者部 障がい者施設支援課	・市の主催事業に加え、周辺市町を含めた福岡都市圏共同事業も開催 ・指導員の専門性の向上及び活躍の場の提供を目指し、障がい者スポーツセンターが独自に細やかな講習会を開催 ・区の体育館とも連携し、障害者スポーツの地域移行も進めている
新潟県長岡市	・福祉保健部福祉課 ・市民部スポーツ振興課	・福祉課で障害者の社会参加のためのスポーツ事業、スポーツ振興課で競技スポーツの普及・振興を担当 ・地域や施設等で障害者スポーツの普及・支援に携わる人を養成する「ハンディ・スポーツレクリエーション講習会」を10年以上にわたり実施 ・地元企業が中心となった実行委員会で、東日本車椅子バスケットボール選手権大会を開催
富山県魚津市	・民生部社会福祉課	・魚津市障害者連合会や当事者団体と連携して、多様な事業を主催 ・参加者のニーズに合わせて内容を見直しながら、長年にわたり体育大会や交流会を継続 ・各種事業の開催にあたっては、地域住民やボランティア、民生委員などが多数協力している
大阪府高槻市	・市民生活部 文化スポーツ振興課 ・健康福祉部 障がい福祉課	・文化スポーツ振興課と障がい福祉課の両部局がそれぞれ複数の大きな事業を所管 ・1988年に発足した「障がい者スポーツ振興懇話会」が事業に関与し、広報誌も発行 ・長年にわたり学校や地域で障害児・者の受入れを進めてきた市ならではの歴史・文化がある

福島県

【特徴】

障がい者スポーツ協会・障がい者スポーツ指導者協議会との強固な連携のもとに事業を実施
独自のルールで多様な障害児・者の参加を可能にした障がい者総合体育大会を開催
指導者協議会が企画から関わることで、「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会」にも現場の意見を反映

1. 概要

(1) プロフィール

人口は1,896,758人(2017年1月1日現在)、総面積は13,784km²。県内には、59の市町村(13市31町15村)がある。郡山市といわき市が中核市に指定されている。

(2) 担当部署

文化スポーツ局スポーツ課の5名が、他の業務と兼務で障害者スポーツを担当している。2016年に、担当部署が保健福祉部障がい福祉課から文化スポーツ局スポーツ課に移管した。

(3) 予算

2015年度の予算は約2,755万円である。内訳は、障がい者スポーツ振興事業約405万円、全国障害者スポーツ大会派遣事業約1,063万円、パラリンピアン等育成支援事業約952万円、障がい者スポーツ協会運営費補助金約334万円である。

2. 事業の紹介

(1) 障害者スポーツの競技大会

1) 福島県障がい者総合体育大会

障害者が、スポーツを通じて、心身の健康維持・増進を図るとともに積極的な社会参加意識と社会的自立を促進し、併せて県民の障害者に対する理解を深めることを目的として開催されている。

2015年度で53回目の開催となり、郡山市を中心とした各会場で、以下の12競技を実施した。大会全体で、選手1,666人が参加している。

陸上競技、フライングディスク、卓球、サウンドテーブルテニス、アーチェリー、サッカー、バスケットボール、車椅子バスケットボール、バレーボール、水泳、グランドソフトボール、ボッチャ

大会は全国障害者スポーツ大会個人競技の予選会を兼ねているが、独自の参加区分やルールが設けられており、障害の程度に応じた参加を可能にしている。例えば、陸上競技などの個人競技には、従来の予選会では対象区分がない精神障害の参加区分がある。また、知的障害は「軽度」と「重度」に分かれ、

重度障害者もメダル獲得をめざして参加できる。陸上競技とフライングディスクでは、「オープン参加」として、幼少期からスポーツに慣れ親しんでいる子供が大会に出場できるようにと、13歳未満の選手の参加枠が設けられている。その他、サッカーは少人数でのチーム編成ができるようにと8人制を採用しており、県代表のチームは8人制に出場している選手を選抜して参加している。このように、全国障害者スポーツ大会競技規則にはない独自のルールを加え、多様な障害児・者の参加を可能にしているのが特徴である。

主催、共催、主管は以下の通りである。当日は、主催・共催の各団体が受付等の総務業務を担当し、主管の各団体が競技運営を担当している。

主催：福島県、郡山市、(公財)福島県障がい者スポーツ協会

共催：田村市、会津若松市、本宮市、福島県教育委員会、(公財)福島県身体障がい者福祉協会、郡山市手をつなぐ親の会連合会、福島県知的障害施設協会、(社福)郡山市社会福祉協議会、(社福)田村市社会福祉協議会

主管：福島陸上競技協会、福島県水泳連盟、福島県アーチェリー協会、福島県卓球協会、福島県バスケットボール協会、福島県バレーボール協会、福島県ソフトボール協会、福島県障がい者スポーツ指導者協議会、福島県障がい者フライングディスク協会、福島県ボッチャ協会、福島パラ陸上競技協会、福島県肢体不自由者卓球協会、福島県障がい者サッカー連盟

(2) 障害者スポーツ・レクリエーションの教室（一定期間内の継続事業）

1) 種目別教室

パラリンピックや全国障害者スポーツ大会（公開競技を含む）などの種目競技において、選手の育成・強化と普及・拡大を一本化するスポーツ教室を開催し、全国大会・国際大会等に出場できる選手の競技力を向上するとともに、スポーツを習慣とする愛好者の拡大を図ることを目的とした教室事業である。

2015年度は以下のとおり、14種目・86回の教室を開催し、739人が参加した。

図表 1-34 種目別教室開催事業詳細(福島県、2015年度)

種目	回数	参加者数(延べ人数)
陸上競技	9	121
フライングディスク競技	8	53
ボッチャ	9	130
車椅子バスケットボール	8	77
バスケットボール	8	153
卓球	8	49
サッカー	8	24
グランドソフトボール	6	67
アーチェリー	5	8
ゴルフ	4	8
サウンドテーブルテニス	4	12
水泳	4	10
バドミントン	3	16
ハンドバイク	2	11

主催は福島県、福島県障がい者スポーツ協会(以下、県協会)、共催は福島県障がい者スポーツ指導者協議会(以下、県指導協)である。県は事務局として、企画や当日の運営を担当している。現場の運営(会場準備、指導等)は県指導協が行っている。教室の周知は県、県協会、県指導協がそれぞれ担当している。



(3) 障害者スポーツ指導者養成講習会

1) 「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会」

日本障がい者スポーツ協会公認「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会」を開催している。初めてスポーツに参加する障害者に対し、健康や安全管理を重視した指導を行うとともに、スポーツの喜びや楽しさを伝えることで、スポーツを通じた障害者の社会参加・自立の手助けをする役割を担っている。2015年度は11人が参加した。

主催は福島県・県協会、共催は福島県教育委員会・県指導協である。県と県協会は、事務局として企画や当日の運営に携わっている。県指導協は、事務局のサポートとして企画や当日の運営に関わっている。県指導協が企画に入ることによって、指導現場の意見を反映した内容にすることができる。教育委員会は、特別支援学校等の教員に対して参加の呼びかけを行っている。

(4) その他

1) 団体別教室(助成事業)

県の障害者スポーツの推進に寄与している、障害者を対象にスポーツ事業を展開している団体に対し、予算の範囲内において事業の一部を助成する事業である。

助成には2種類あり、1つは対象団体に対し、事業数に関わらず1団体につき20,000円以内を助成するものである。2015年度は、県内の障害者競技団体や障害者福祉団体、計10団体に助成している。もう1つは、福島県障がい者スポーツ指導者協議会支部の事業に対し50,000円以内を助成するものである。2015年度は県内6支部のうち4支部(県北、県中、会津・県南、いわき)に助成している。

事業を開催する上で必要なスタッフの旅費・謝金の経費や、事業開催における会場使用料、通信運搬費、スポーツ傷害保険料、消耗品代が助成対象経費となる。

3. 特徴的な体制や取組

1) 障がい者スポーツ協会・障がい者スポーツ指導者協議会との連携

福島県においては、行政と県協会、県指導協が連携し、三者体制で事業に取り組んでいる。県協会の事務局が県庁内にあり、県協会職員が指導者協議会の事務局を兼務している。

県は主な事業を県協会に委託している。県協会は 1992 年に設置された「福島県身体障害者スポーツ協会」から始まり、1996 年に法人化している。

また、県協会の内部組織として、1998 年に県指導協が設置されている。指導者協議会は、県における障がい者スポーツ指導員の連携を密にし、指導者の資質の向上を図るとともに、障害者スポーツの振興を促進することを目的とした組織である。行政と連携して、市町村、社会福祉協議会、病院、障害者事業所、教育機関、競技団体など、幅広い団体(約 2,500 団体)に情報提供を行っている。

指導者協議会には、指導員の研修、メディカル・テクニカル部門、国内外の情報収集や会員への情報提供などを担当する「専門部」と、各競技の担当指導者と部会を開催し情報交換する「競技部」、さらには広い県域をカバーするため、6 つの支部(県北、相双、県中、いわき、会津、県南)が設けられている。東日本大震災の影響で、一時期は 3 支部に再編され、各支部が広いエリアをカバーしなければならなかった。現在支部は 6 つになったものの、指導員の人数は以前に比べて減少している。

福岡県福岡市

【特徴】

市の主催事業に加え、周辺市町を含めた福岡都市圏共同事業も開催

指導員の専門性の向上及び活躍の場の提供を目指し、障がい者スポーツセンターが独自に細やかな講習会を開催

区の体育館とも連携し、障害者スポーツの地域移行も進めている

1. 概要

(1) プロフィール

人口は 1,556,369 人(2017 年 1 月 1 日現在)、総面積は 343km²。市内に 7 つの行政区(東区、博多区、中央区、南区、城南区、早良区、西区)を持つ政令指定都市である。

(2) 担当部署

保健福祉局障がい者部障がい者施設支援課の 2 名が、他の業務と兼務で障害者スポーツを担当している。

(3) 予算

2015 年度の予算は約 2 億 2,336 万円である。内訳は、大会開催経費として約 700 万円、障がい者スポーツ協会が実施するスポーツ振興等事業への補助経費として約 2,300 万円、障がい者スポーツセンターの指定管理事業経費として約 1 億 9,300 万円である。

2. 事業の紹介

(1) 障害者スポーツの競技大会

1) 市民総合スポーツ大会 福岡市障がい者スポーツ大会

(陸上競技大会, フライングディスク競技大会, レクリエーション大会)

福岡市では、従来から競技団体ごとに実施されていた市民体育・スポーツ大会を集約して実施するとともに、一般市民も参加できるスポーツ競技・レクリエーション種目及び障害者スポーツ競技を加え、「市民総合スポーツ大会」として開催している。

この「市民総合スポーツ大会」の一環として、博多の森陸上競技場で陸上競技大会とフライングディスク大会、補助競技場でレクリエーション大会を、同日に実施している。2015 年度で 20 回目の開催となり、延べ 1,880 人が参加した。

陸上競技大会・フライングディスク大会は、全国障害者スポーツ大会の予選会を兼ねている。レクリエーション大会は、それらの競技大会に出られない人や重度の障害者にも



スポーツを普及・振興することを目的とし、ダンス、ボール運び、玉入れ、物干しゲームなどの種目を実施している。

主管は福岡市障がい者スポーツ大会実行委員会で、下記の代表者から構成される。



福岡市、福岡市障がい者スポーツ協会、福岡市教育委員会、
 (公財)福岡市スポーツ協会、NPO 法人福岡市レクリエーション協会、福岡市陸上競技協会、
 (社福)福岡市身体障害者福祉協会、(社福)福岡市手をつなぐ育成会、福岡市民間障がい施設協議会
 福岡市立特別支援学校 PTA 連合会、(社福)福岡市社会福祉協議会、(社福)福岡市社会福祉事業団

福岡市と福岡市障がい者スポーツ協会が事務局となり、中心に活動している。会場確保や周知・集客等は主に福岡市障がい者スポーツ協会が担当しており、事業の企画や当日の運営は各実行委員で行っている。

2) 市民総合スポーツ大会 福岡市障がい者スポーツ大会（その他の障害者スポーツ競技）

障害者スポーツ競技 12 種目のうち、2015 年度は 8 種目の大会を福岡市立障がい者スポーツセンター「さん・さんプラザ」が主管している。そのうち、「福岡バレーボール大会」(精神障害者対象)、「卓球まつり」(STT 大会: 視覚障害者対象、一般卓球大会: 全障害児・者対象)、「福岡障がい者水泳記録会」(全障害児・者対象)は、全国障害者スポーツ大会の予選会を兼ねている。

福岡市では以下のような形で、「市民総合スポーツ大会」の中で全国障害者スポーツ大会の予選会を開催している。

図表 1-35 全国障害者スポーツ大会予選会の実施大会(福岡市)

全国障害者スポーツ大会予選会	対象実施大会
陸上競技	福岡市障がい者スポーツ大会陸上競技大会(大会実行委員会主管)
フライングディスク	福岡市障がい者スポーツ大会フライングディスク競技大会(大会実行委員会主管)
アーチェリー	博多っ子インドア・アーチェリー大会(大会実行委員会主管)
水泳	福岡障がい者水泳記録会(障がい者スポーツセンター主管)
卓球	卓球まつり(障がい者スポーツセンター主管)
サウンドテーブルテニス	卓球まつり(障がい者スポーツセンター主管)
バレーボール	福岡バレーボール大会(障がい者スポーツセンター主管)

※上記大会はすべて市民総合スポーツ大会として実施。

(2) 障害者スポーツ・レクリエーションの教室

1) 教室事業

福岡市立障がい者スポーツセンターが主催となり、競技性、障害種、障害の程度など、利用者の多様なニーズに対応できるように様々な教室を開催している。2016 年度の主な事業は以下のとおりである。

図表 1-36 主な教室事業(2016 年度)

主な事業	主な教室名・対象者	備考
アスリート教室	水泳、陸上、ボッチャ、バドミントン、卓球の5教室	いずれも定員は10人で、2020年の東京パラリンピックを目指す選手育成・強化事業として位置づけられている。
短期教室	ユース水泳(身体障害児対象)、中高生水泳(知的障害児対象)、中高生スポーツ(同)、バレーボール(全障害児・者対象)など、全7教室。	定員は10～20人で、1～2か月の短期に実施。内容は基礎技術の習得や体操・ボールゲーム等。
年間教室	高次脳機能障がいリハビリ(脳血管障害者)、リフレッシュ(視覚障害者)、フットサル(精神障害者)、放課後スポーツ(知的・発達障害児)など、全8教室。	定員は10～25人で、1年間にわたり定期的に開催。

(3) 障害者スポーツ指導者養成講習会

1) 障がい者スポーツ指導者・支援者研修会

福岡市立障がい者スポーツセンターが主催している。2016 年度は、以下の 4 講座を実施している。

①ボランティア講座

②障がい者スポーツ講座

(「脊椎損傷／車いすバドミントン」「視覚障がい／サウンドテーブルテニス」「切断・欠損／シッティングバレーボール」「精神障がい／バレーボール」「脳血管障がい／レクリエーション」の 5 教室)

③競技別講座(「ふうせんバレーボール」「卓球バレー」の 2 教室)

④スキルアップ講座

講座の内容は、2013 年度から障害種別・競技別に細分化、専門化している。指導員の専門性を高め、活躍の場を増やすことが狙いである。

その他、福岡市障がい者スポーツ協会の主催で、「初級障がい者スポーツ指導員資格」の取得が可能となる「初級障がい者スポーツ指導員養成研修会」も開催されている。

(4) その他

1) 福岡都市圏障がい者ボウリング大会／全国障がい者ボウリング大会

市は市単独の事業だけではなく、福岡都市圏共同事業も開催している。福岡都市圏とは、福岡市を母都市とする 9 市 8 町から構成される地域である。福岡都市圏共同事業として 2 種類のボウリング大会を実施し、福岡市は市町の中で中心的な役割を果たしている。

主催は障がい者ボウリング大会福岡実行委員会で、以下の代表者から構成される。福岡市と福岡市障がい者スポーツ協会が事務局を務めている。



福岡市、福岡都市圏 4 市町、福岡市障がい者スポーツ協会、(社福)福岡市身体障害者福祉協会、(社福)福岡市手をつなぐ育成会、福岡市身体障害者福祉協会福岡第 1 第 2 ブロック連絡協議会、福岡市民生委員・児童委員協議会、(社福)福岡市社会福祉協議会、(社福)福岡市社会福祉事業団、福岡市特別支援学校 PTA 連合会、福岡市民間障がい施設協議会、福岡市精神保健福祉協議会、福岡都市圏広域行政事業組合

福岡都市圏障がい者ボウリング大会は、6 月に実施している。2016 年度で 22 回目の開催となり、選手 192 人が参加した。選手は福岡市をはじめ、福岡都市圏内の 9 市 3 町から参加している。

全国障がい者ボウリング大会は、2 月に実施している。2016 年度で 25 回目の開催となり、選手約 300 人が参加する。人気の事業で全国から多数の申し込みがあるため、参加基準を設定し、スコア表の提出を求めている。それでも最終的な参加者は抽選で確定することもある。競技にあたっては、「全国障がい者ボウリング大会」の競技規則にもとづき、障害のクラス別に分類をしている。

スタッフには、福岡市障がい者スポーツ協会のボランティア組織である H.S.S.会、福岡市立障がい者スポーツセンターの職員、高校生ボランティアなどが含まれる。

会場はどちらの大会でも、福岡市内の博多スターレーンを使用している。博多スターレーンにはガイドレールやシューターなどが備えられている。この会場の協力もあり、細かなクラス分けのされた大規模な大会を毎年実施することが可能になっている。

3. 特徴的な体制や取組

1) 一般公共スポーツ施設との連携

市では障害者スポーツの地域移行も進めている。具体的には、地元の福岡市立南体育館と福岡市立障がい者スポーツセンターが連携を図っている。きっかけは約 20 年前、センターが南体育館での車椅子バスケットボールの実施を提案し、実現したことである。それ以降、南体育館でも障がい者スポーツの受入れが徐々に進み、競技用車いすの使用も認められるようになってきた。今ではセンターの一部の大会を南体育館で実施したり、南体育館がセンターにイベントの依頼をしたりとさらに連携を深め、障害者スポーツの地域移行に取り組んでいる。

2) 障害者スポーツ指導者の活用

福岡市スポーツ振興計画には「障がい者スポーツ指導者の積極的な育成・活用」が盛り込まれ、福岡市立障がい者スポーツセンターで「障がい者スポーツリーダー制度」を立ち上げる構想がある。障がい者スポーツ指導員資格を取得し、より専門性を高めて活躍の場を広げてもらうために、障害種別・競技別の講習会を開催する。一方で、指導員資格を取得したものの、スポーツ指導よりも地域で障害者の支援を行いたいと考え、資格の更新をしない人もいる。そうした人たちに対しては、H.S.S.会を通してボランティアとして活躍してもらう体制を整えている。

このように、専門性の高い指導者から地域の支援者まで幅広く育成をすることで、更なる障害者スポーツの普及・振興が可能になる体制をめざしている。

新潟県長岡市

【特徴】

福祉課で障害者の社会参加のためのスポーツ事業、スポーツ振興課で競技スポーツの普及・振興を担当
地域や施設等で障害者スポーツの普及・支援に携わる人を養成する「ハンディ・スポーツレクリエーション講習会」を10年以上にわたり実施

地元企業が中心となった実行委員会で、東日本車椅子バスケットボール選手権大会を開催

1. 概要

(1) プロフィール

人口は274,977人(2017年1月1日現在)、総面積は891km²。新潟県のほぼ中央部に位置し、施行時特例市に指定されている。

(2) 担当部署

福祉保健部福祉課では3名が、障害者の社会参加のためのスポーツ事業を他の業務と兼務で担当している。

市民部スポーツ振興課では3名が、競技スポーツの普及・振興を他の業務と兼務で担当している。

(3) 予算

2015年度の予算は、福祉課で51万円である。内訳は、心身障害児・者のための水泳教室に20万9千円、ハンディテニススクールに15万円、ハンディスポーツ・レクリエーション講習会に5万5千円、ふれ愛スポーツのつどいに9万6千円である。

スポーツ振興課の予算は264万3千円である。内訳は、障害者スポーツ講演会・研修会に90万7千円、スポーツ・レクリエーションフェスタに173万6千円である。

2. 事業の紹介

(1) 障害者スポーツ・レクリエーションの教室（一定期間内の継続事業）

1) 心身障害児・者のための水泳教室

障害児・者の身体機能の向上、障害者スポーツの普及、障害者の社会参加促進などを目的とし、初心者・未経験者を主な対象に、水中歩行などの水に親しむプログラムが中心である。25年以上続いている教室で、申込者数が定員を超える年度もある。

2015年度は6月中旬～7月上旬の毎週土曜日、計5回開催し、障害児・者23人が参加した。参加者の障害種は肢体不自由、視覚障害、知的障害であった。

当日の指導及び水中介助を長岡婦人水泳クラブに依頼しており、クラブからは約20人が協力している。

2) ハンディテニススクール

障害児・者の身体機能の向上、ボランティア・参加者との交流、障害者の社会参加促進などを目的とし、25年以上続いている教室事業である。2015年度は長岡市南部体育館にテニスコートを2面作り、基礎的な内容(ラケットの持ち方、ボールの打ち方など)を学ぶ初級者用コース、基礎が身についている中・上級者用のコースを準備し、レベルに合わせた指導を行っている。当日の技術指導は、長岡市テニス協会に依頼している。2015年度は10月中旬～11月中旬の毎週水曜日、計5回開催した。参加者は21人(肢体不自由、聴覚障害、知的障害、精神障害)であった。

(2) 障害者スポーツ指導者養成講習会

1) ハンディ・スポーツレクリエーション講習会

市内において障害者のスポーツ・レクリエーションの普及・促進に関わる指導者やボランティアを養成している。

2015年度は6月下旬～7月の毎週木曜日、計5回開催した。参加者は23人で、講習会では講義と実技が行われた。講義は「各種障害の理解と配慮」「障害者のスポーツ大会と競技種目」などをテーマに行われ、実技ではフライングディスク、ボッチャ、卓球バレー、ポールウォーキングなどを体験した。また、日本レクリエーション協会公認「レクリエーション・インストラクター」の資格取得に向けた単位としても認められている(2015年度まで)。

2016年度には新潟県障害者スポーツ協会へ業務委託を行っており、障害者スポーツ普及の観点から、施設の職員や地域のコミュニティセンターの職員が参加している。

(3) 障害者と健常者の交流を目的としたスポーツ大会

1) ふれ愛スポーツのつどい

2015年度は年2回(9月・12月)開催し、障害者(肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、知的障害、精神障害)やその家族・ボランティアなど合わせて165人が参加した。障害者の社会参加と周囲への障害理解を深めることを目的に、フライングディスク、カローリング、ボッチャ、卓球バレーの体験会を実施した。多様な障害特性に対応できるように独自の競技規則を作成し、障害の有無に関わらず同じルールで参加している。

主催は長岡市で、「ふれ愛スポーツのつどい実行委員会」が企画した。実行委員は小学校教師や地域スポーツ推進委員など計9人で構成した。

「ふれ愛ダンス」として実施していたイベントが実施形態を変更し、徐々に種目数を増やし、多様な障害者のニーズに対応してきた。2016年度からは実施内容の質的向上に重きを置くようになり、ボッチャ交流大会をメインにイベントを開催している。実施プログラムは新潟県障害者スポーツ協会に委託して、専門性の高い指導・運営を提供してもらっている。



(4) 一般の市民運動会等における障害者スポーツ体験・紹介ブースの設置

1) ながおかスポーツレクリエーションフェスタ

すでに 20 年以上続いている事業であるが、東京パラリンピック競技大会開催決定を契機に、障害者スポーツの体験ブースを設置した。2015 年度はフライングディスク(アキュラシー、ディスクゲッター9)の体験ブースを設けている。延べ人数で約 3,100 人が参加し、そのうち障害者スポーツの体験ブースには約 300 人が来場した。

(5) その他

1) 障害者スポーツに関する講演会・研修会

2015 年度に、長岡市で初めて「日本障がい者スポーツ協会公認 障がい者スポーツ指導員養成講習会(初級)」を開催しており、「障がい者スポーツとパラリンピック」と題した講演を講習会のカリキュラムに組み込み、受講者 24 人に加えて、一般の参加者 70 人が参加した。

2016 年度には、前年度の資格取得者を含めた障害者スポーツの支援者を対象にフォローアップ研修会を開催した。

3. 特徴的な体制や取組

1) 東日本車椅子バスケットボール選手権大会

長岡市市民体育館では、毎年東日本車椅子バスケットボール選手権大会が開催されている。新潟県や長岡市などが後援している。

1988 年に、市内で福祉機器などを扱う企業が中心となり、「長岡車椅子バスケットボール選手権大会」として始まった。1992 年から東日本地域へと拡大し、2015 年度には東日本選手権として 24 回目の開催となった。

2004 年度には 7.13 水害(平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨)により開催が危ぶまれ、2005 年度には前年の新潟県中越地震の影響を受けて市外で開催された。そうした危機を乗り越え、長岡車椅子バスケットボール選手権大会の時代から 28 年間、ほぼ長岡市で開催されている。

富山県魚津市

【特徴】

魚津市障害者連合会や当事者団体と連携して、多様な事業を主催
参加者のニーズに合わせて内容を見直しながら、長年にわたり体育大会や交流会を継続
各種事業の開催にあたっては、地域住民やボランティア、民生委員などが多数協力している

1. 概要

(1) プロフィール

人口は 42,706 人(2016 年 12 月末現在)、総面積は 201km²。市の北西部は富山湾に面しており、県下屈指の漁場として知られている。

(2) 担当部署

民生部社会福祉課の 2 名が、他の業務と兼務で障害者スポーツを担当している。

(3) 予算

2015 年度の予算は約 75 万円である。内訳は、障害者スポーツ大会出場関係費約 10 万円、全国大会出場者激励金約 6 万円、魚津市障害者連合会への委託費約 58 万円(水泳教室約 12 万円、体育大会・ボウリング大会約 46 万円)である。

2. 事業の紹介

(1) 障害者スポーツ・レクリエーションの運動会（市民大会など）

1) 魚津市障害者体育大会

スポーツを通して参加者が障害の垣根をこえて交流を深め、同時に機能回復を図ることを目的とし、毎年 8 月に開催している。2015 年度は午前 6 競技(玉入れ、パン食い競争、紅白リレーなど)、午後 3 種のレクリエーション(バッコウ、スカットボール、カローリング)を実施した。参加者は約 130 人(身体障害・知的障害・精神障害者約 80 人、ボランティア・介助者約 50 人)で、競技の実施にあたっては、参加者の障害の程度に配慮したグループ分けを行っている。



当初は身体障害者の団体を中心に開催していたが、広く参加者を募るため知的障害者の団体にも参加を呼びかけるようになった。2000 年に魚津市障害者連合会が発足し、それ以降、精神障害者も含めた大会となった。2015 年度で 35 回目の開催となり、初めて午後のプログラムにレクリエーションを導入している。レクリエーションはスポーツ推進委員に指導を依頼している。

市は大会の運営を魚津市障害者連合会に委託しているが、社会福祉課の職員が当日参加し、競技補助などを行っている。午後のレクリエーションの部には教育委員会生涯学習・スポーツ課の職員も参加している。また、市立西部中学校の生徒が15～20人程度、ボランティアとして参加している。

(2) 障害者スポーツ・レクリエーションの教室（単発事業）

1) 障がい者のための水泳教室

水に親しみながら機能回復を図り、泳ぎ方を学習することを目的としている。7月から8月にかけて計3回開催している。3回の曜日を変えて、様々な人が参加しやすいように配慮している。

2015年度には3日間で267人（障害児・者157人、職員・家族など110人）が参加した。知的障害者や、10代・20代の参加者が大半を占めていた。2016年度には参加者がさらに増加し、1日で100人の参加もみられた。



会場は魚津市総合体育館室内温水プールで、2レーンを一般客に開放したまま、4レーンと子供用プールを水泳教室で貸し切りになっている。ビート板や浮きを用いた泳ぎの練習、すべり台や玉入れなどのレクリエーション活動などに加えて、参加者が自由に活動できるエリアも設けているため、普段よりも障害者がプールを利用しやすい環境となっている。

市は運営を魚津市障害者連合会へ委託している。また、魚津市水泳協会の4人の指導員が、当日の指導を担当している。

(3) 一般のマラソン大会等における障害者部門の設置

1) 魚津しんきろうマラソン

主催は魚津市、魚津市体育協会、富山陸上競技協会、市では教育委員会生涯学習・スポーツ課が担当している。競技種目に「車いすの部」(10km、2017年度よりコース変更のため9.5km)を設けている。近年の各地のマラソン大会の傾向にならい、また実際に要望もあったことから、車いすの部を設置した経緯がある。レーサー仕様車でヘルメットを着用し、55分以内に完走できることを参加資格としている。レース中には制限時間の関門を1カ所設けている。

2015年度の大会には約5,600人が参加し、そのうち車いすの部には22人が参加した。車いすの部の参加者は20代から70代まで幅広く、魚津市外や富山県外の居住者であった。

(4) その他

1) ボウリング交流会

魚津市内の福祉事業所などの利用者、その家族、関係者が親睦を深め、スポーツを通して機能回復を図ることを目的に開催している。2015年度には約90人(身体障害・知的障害・精神障害者約60人、ボランティアなど約30人)が参加した。会場は隣市黒部市のノースランドボウル黒部で、車いす利用者は投球補助台を使用することができる。



市は運営を魚津市障害者連合会へ委託している。また、当日は民生委員が各レーンで補助をしている。

2008年3月までは、障害者連合会の家族慰安会として、健康体操や各施設の発表などを実施していた。参加者のうち身体障害者が減り、知的障害・精神障害の参加者が増加してきたこと、若者の参加者が増加したことなどをふまえ、2009年度からは新しい事業としてボウリング交流会を開催している。

3. 特徴的な体制や取組

1) 事業の連携先・委託先

市の事業は、主に魚津市障害者連合会に委託している。魚津市障害者連合会には身体障害・知的障害・精神障害の各団体が含まれている。3障害が集まって活動しているのは、富山県内では魚津市のみである。

障害者連合会のほかにも、市内の以下の団体等と連携して各種事業を開催している。

- ・身体障害者団体:魚津市視覚障害者協会、魚津市肢体障害者協会、魚津市聴覚障害者協会
- ・知的障害者団体:魚津市手をつなぐ育成会、NPO 法人わかきさ会
- ・精神障害者団体:魚津しんきろう会、みどり会、オアシス会
- ・社会福祉法人 魚津市社会福祉協議会 等

上記の各団体には、主にイベント等の周知、参加者の募集について協力してもらっている。事業の企画・運営は障害者連合会が実施し、事業内容により必要であれば、障害者連合会から講師や団体へ運営協力の依頼を行っている。また、当日の運営には、ボランティアや地域住民、民生児童委員などが多数関わっている。

2) 魚津市出身のアスリート

魚津市出身であるボッチャの藤井友里子選手(リオデジャネイロ2016パラリンピック競技大会銀メダリスト)や、車椅子バスケットボールの岩井孝義選手(アジアユースパラ競技大会マレーシア2013代表)がメディアに取り上げられ、市民の障害者スポーツに対する認知度も高まった。藤井選手がボッチャの教室を開催したり、岩井選手が地元の「ありそドーム」内のアリーナを練習に使用したりと、市民が競技力の高い選手を身近に感じられる環境がある。

大阪府高槻市

【特徴】

文化スポーツ振興課と障がい福祉課の両部局がそれぞれ複数の大きな事業を所管
1988年に発足した「障がい者スポーツ振興懇話会」が事業に関与し、広報誌も発行
長年にわたり学校や地域で障害児・者の受入れを進めてきた市ならではの歴史・文化がある

1. 概要

(1) プロフィール

人口は354,216人(2016年12月末現在)、総面積は105km²。大阪市と京都市の中間に位置し、中核市に指定されている。

(2) 担当部署

市民生活部文化スポーツ振興課の2名、健康福祉部障がい福祉課の1名が、他の業務と兼務で障害者スポーツを担当している。

(2) 予算

2015年度の予算は、文化スポーツ振興課で約14万9千円である。内訳は、年に2回発行している広報誌「障がい者とスポーツ」の印刷製本費として約9万1千円、その他会議の手話通訳者謝礼の報償費や消耗品費等で約5万7千円となっている。障がい福祉課は市民ふれあい運動会に約90万円を負担している。負担金は参加賞・景品代や、手話通訳・要約筆記謝礼、点字資料作成等、様々な用途で使用されている。

2. 事業の紹介

(1) 障害者スポーツ・レクリエーションの運動会（市民大会など）

1) 高槻市市民ふれあい運動会

障害の有無に関わらず参加できる運動会として、毎年10月に開催されている。主催は高槻市市民ふれあい運動会実行委員会で、下記の団体より1人から3人の実行委員(総数45人前後)が参加する。障がい福祉課が担当している。



高槻市、高槻市教育委員会、
高槻市身体障害者福祉協会、
高槻市視覚障害者福祉協会、高槻市聴力障害者協会、
高槻手をつなぐ親の会、高槻市肢体不自由児者父母の会、高槻市腎友会、
高槻市精神障害者家族連絡協議会、高槻喉友会、高槻難聴児親の会、高槻事業所連絡会、

高槻市民生委員児童委員協議会、高槻日赤技能奉仕団、高槻市ボランティア連絡協議会、高槻市スポーツ団体協議会、高槻市スポーツ推進委員協議会、高槻市青少年指導員協議会、高槻市PTA協議会、高槻市こども会連合会、高槻スカウト連絡会、フィットネス21事業団、高槻市みどりスポーツ振興事業団、高槻市社会福祉協議会

実行委員会の中で事務局及び競技専門委員会(それぞれ10人前後)を立ち上げ、具体的な内容を企画する。会場は例年、障がい福祉課から依頼して高槻市立第一中学校にて開催する。周知についてはポスターやチラシを作成し、障がい福祉課及び障害者団体が市内関係機関、幼稚園、小中学校、近隣支援学校等に配布する。また、障がい福祉課では、市の広報誌やホームページにも情報を掲載し、広く一般市民の参加を呼び掛けている。当日の運営は、招集や競技準備は主にスポーツ団体、その他は市職員及びボランティア団体、事業所、団体従事者が対応している。2015年度で34回目の開催となり、約1,200人が参加した。車椅子バギー競争、パン食い競争、綱引き、紅白玉入れ、リレーなどの競技を実施した。参加者は障害者団体や通所事業所利用者が中心となるが、近年は乳幼児連れの親子の参加が増えている。

参加者には全ての障害者が含まれるが、種別や程度により競技への参加が難しいなどの課題もある。また、障害者団体会員の高齢化や天候(気温)により、体調管理が難しくなっていることから、競技種目や参加人数の検討が必要となっている。

(2) 障害者スポーツ・レクリエーションの教室(単発事業)

1) ふれあいレクリエーションスポーツの集い

障害者が自ら積極的にスポーツ・レクリエーション活動に参加し、その活動を通して障害の種別をこえて「ふれあいと交流」を深めるとともに、障害者スポーツの振興を図ることを趣旨としている。

2015年度で26回目の開催となり、約190人(障害者約100人、スタッフ約90人)が参加した。参加者には全ての障害者が含まれる。高槻市立古曽部防災公園体育館を会場にして、フライングディスク、ストラックアウト、リズムゲーム、風船バレーなどが行われた。

主催は高槻市及び高槻市障害児者団体連絡協議会、高槻事業所連絡会である。市では文化スポーツ振興課が担当している。障がい者スポーツ振興懇話会(詳細は後述)が協賛している。



2) ふれあいプールレクリエーション

スポーツ活動の機会の少ない障害者に、水に親しむことにより、障害の種別をこえて「ふれあいと交流」を深めるとともに、安全に気をつけ、スポーツ・レクリエーション活動の楽しさを味わってもらうことを趣旨としている。2015年度で28回目の開催となり、約80人が参加した。参加者には全ての障害者が含まれる。高槻市立市民プールを会場にして、アクアビクス、水中ウォーキング、車いすの参加者向けの水中リラクゼーションなどのプログラムが実施された。「ふれあいレクリエーションスポーツの集い」と同じく、主催は高槻市及び高槻市障害児者団体連絡協議会、高槻事業所連絡会、協賛は障がい者スポーツ振興懇話会

となっている。

(3) 障害者スポーツ・レクリエーションの教室（一定期間内の継続事業）

1) 障がい児・者スポーツ教室

市内に在勤・在学・在住する障害児・者を対象に、1年間実施している教室事業である。定員は各回30人で、フライングディスク、インディアカ、ピロポロ、ボッチャ、トランポリン、ショートテニス、卓球、キャッチザスティックなどを楽しむことができる。文化スポーツ振興課が担当し、運営を指定管理者の公益財団法人高槻市みどりスポーツ振興事業団に委託している。

2) 高槻市体力づくり教室（プール）

高槻市立市民プールを会場にした水泳教室で、文化スポーツ振興課が担当し、運営を指定管理者の公益財団法人フィットネス21事業団に委託している。「身体障がい者スイミング」「肢体不自由児・者スイミング」「知的障がい児親子スイミング」「知的障がい者スイミング」の4教室がある。クラスごとにリラクゼーション、水慣れ、4泳法習得など、内容や強度が異なっている。定員は各回10～15人である。

3) 高槻市体力づくり教室（体育館）

古曽部防災公園体育館、総合スポーツセンターを会場にした体力づくり教室で、「障がい児親子体育教室」を実施している。サーキット形式の運動やレクリエーションで親子が一緒に運動することを目的とした教室で、文化スポーツ振興課が担当し、運営を指定管理者の公益財団法人高槻市みどりスポーツ振興事業団に委託している。

(4) 障害者と健常者の交流を目的としたスポーツ大会

1) サウンドテーブルテニス市民交流会

2015年度は6月に高槻市総合体育館で開催し、122人が参加した。高槻市視覚障害者福祉協会23人、スタッフ25人のほか、一般市民24人、地元の小学校4年生50人が参加している。初めての子供たちも慣れるとラリーが続くようになり、楽しんでいる。障がい福祉課が担当し、高槻市視覚障害者福祉協会に運営を委託している。

(5) 一般の市民運動会等における障害者スポーツ体験・紹介ブースの設置

1) 障がい者スポーツ講習会

市内に在住・在勤・在学する人を対象とし、ボッチャ、シッティングバレーボール、STT、車椅子バスケットボールなどの障害者スポーツを体験できるプログラムになっている。2016年度は古曽部防災公園体育館、総合スポーツセンターを会場として、年10回開催予定である。文化スポーツ振興課が担当し、運営を指定管理者の公益財団法人高槻市みどりスポーツ振興事業団に委託している。

2) 合同スポーツ体験教室

小学生を対象に各種のスポーツを体験してもらうイベントで、2015年度には約1,700人が来場した。野球、ラグビー、武道などの体験教室がある中で、昼の特別企画としてシッティングバレーボールを実施した。高槻市出身の金木絵美選手が指導している。主催は高槻市スポーツ団体協議会、共催が高槻市である。



3) 高槻市民スポーツ祭

毎年体育の日に実施されるスポーツ祭で、50m走、走り幅跳び、テニス体験などとともに、STTが体験できるブースを設置している。主催は高槻市民スポーツ祭実行委員会で、市では文化スポーツ振興課が担当している。

3. 特徴的な体制や取組

1) 障がい者スポーツ振興懇話会

市では1988年から、障害者のスポーツ・レクリエーションの振興を図ることを目的として、「障がい者スポーツ振興懇話会」を発足させた。懇話会は、以下の団体の代表者によって構成されている。

高槻市(文化スポーツ振興課、障がい福祉課)、高槻市障害児者団体連絡協議会、高槻市スポーツ団体協議会、高槻市スポーツ推進委員協議会、高槻市ボランティア連絡協議会、高槻市社会福祉協議会、高槻事業所連絡会、高槻市みどりスポーツ振興事業団

現在、事務局は文化スポーツ振興課に置かれているが、発足当初から福祉部局ではなくスポーツ担当部局(市民体育課)に置かれていた経緯がある。

懇話会は「ふれあいレクリエーションスポーツの集い」「ふれあいプールレクリエーション」に関わっている。また、年に2回、それらの活動や市民ふれあい運動会の報告、全国障害者スポーツ大会の結果報告など、市内の障害者スポーツの取組を紹介する広報誌(「障がい者とスポーツ」)を発行している。

市では、文化スポーツ振興課と障がい福祉課の両部局が、複数の大きな事業を主管している。こうした懇話会の活動があり、職員も相互の事業に参加することで、連携が可能な体制ができている。

2) 障害者団体連絡協議会との連携

市には40年以上前より、当事者団体・家族会からなる障害者団体連絡協議会があり、今でも毎年各団体の懇談会、及び協議会の懇談会が開かれている。障がい福祉課も参加し、当事者の要望を聞いている。

高槻市では古くから、地域の幼稚園や小中学校で障害児を受入れ、市の事業所や作業所では重度・最重度の障害者を多く受入れてきた。このように、地域で障害児・者の受入れを進めてきた歴史・文化があり、障害者スポーツに関しても長年にわたり継続している事業が多く存在する。

(2) 特別支援学校のスポーツ環境に関する調査

主な調査結果

特別支援学校の5割が知的障害、8割に重度・重複障害者が在籍

全国の特別支援学校の障害種別の内訳は、知的障害の単置校が5割と最も多かった。2013年度調査と比較したとき、知的障害(単置)とその他の複数障害(併置)の割合が増えていた。重度・重複障害者が在籍している学校は全体の約8割で、視覚障害(単置)、肢体不自由(単置)、知的障害と肢体不自由(併置)、その他の複数障害(併置)では、ほとんど全ての学校に在籍していた。【図表 2-2、2-10】

日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員資格を有する教員がいる学校は約2割

約2割の学校に日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員資格を有する教員がいた。障がい者スポーツ指導員資格と保健体育免許の両方を有する教員については、「1人」と回答した学校が約6割であった。【図表 2-14、2-15】

運動部活動・クラブ活動の実施は6割で、聴覚障害、視覚障害で特に盛ん

2013年度の調査結果と大きな変化はなく、運動部活動やクラブ活動などを通年で実施している学校は全体の6割だった。障害種別にみると、聴覚障害(単置)では9割、視覚障害(単置)では8割の学校で運動部活動・クラブ活動が行われていた。【図表 2-17】

視覚障害はフロアバレー、グランドソフトなど視覚障害者スポーツの種目が人気の一方で、学校が実際に必要としているスポーツ用具は障害の枠を越える

小学部から高等部専攻科を通じて、全体的に実施率が高かった運動部活動・クラブ活動の実施種目は、「陸上競技」「卓球」「サッカー(ブラインドサッカーを含む)」であった。視覚障害では、「フロアバレーボール」「グランドソフトボール」「サウンドテーブルテニス」などの視覚障害者向けの種目の実施率が高く、障害種別による違いがみられた。一方で、今後必要とするスポーツ用具については、特定の障害を対象とした種目に限らず、肢体不自由(単置)の「ゴールボール用具」「サウンドテーブルテニス用具」のように、障害の枠を越えて児童生徒のニーズに合った用具を必要としていることが明らかとなった。【図表 2-25、2-26、2-27、2-62】

約1割が外部指導者を導入し、多くが地域のスポーツ指導者による卓球、サッカー、バスケ指導

外部指導者を導入している学校は全体の約1割で、知的障害(単置)と聴覚障害(単置)で積極的に活用していた。外部指導者の経歴は、「日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員以外の地域のスポーツ指導者(保護者を除く)」が約6割を占め、次いで「特別支援学校の元教員(退職者含む)」が約2割であった。指導率が高かった種目は「卓球」「サッカー(ブラインドサッカー含む)」「バスケットボール」であった。【図表 2-38、2-40、2-41】

児童生徒の障害の重度・重複化及び併置校の増加に伴い、部活動の実施形態も多様化

事例調査から、単置校においても、近年児童生徒の障害の重度・重複化が顕著であり、多くの児童生徒は複数の障害を併せ持っている。重度障害児・者に運動・スポーツの機会を提供するため、重度障害児・者のみで活動する運動部を設置する学校もあった。また、併置校では異なるニーズや障害をもつチームメンバーに対する配慮を身につけるため、複数障害と一緒に部活動を行う学校もあれば、接触などの安全面を考慮して活動場所を分けて実施する学校もあり、在籍する児童生徒の障害種と障害の程度によって、運動部活動の実施形態は様々であることが明らかとなった。

1. 調査概要

1. 1 調査目的

本調査は、全国の 1,302 の特別支援学校を対象に悉皆調査を行い、学校に関する基本情報、体育の授業以外でのスポーツ・レクリエーション活動、運動部活動やクラブ活動の状況、学校運動施設の開放状況や外部指導者の活用状況等、幼児児童生徒の学校でのスポーツ・レクリエーション活動に関する実態を整理・把握することで、今後の方策検討における基礎資料とすることを目的とする。

1. 2 調査対象

平成 28 年度全国特別支援学校一覧(2016 年 4 月 1 日現在)をもとに、全国の特別支援学校(1,302 校。分校、分教室を含む)を対象とした。

1. 3 調査協力

全国特別支援学校長会「みんな de スポーツ推進委員会」
日本体育大学 生涯スポーツ学研究室

【調査 1】質問紙調査

(1) 調査方法

記名式の質問紙調査
回答は郵送、電子メール、FAX で受け付けた。

(2) 調査内容

主な調査項目は、以下のとおりである。

- ・学校の基本情報(幼児児童生徒数、重度・重複障害者の在籍の有無、教員数など)
- ・部活動やクラブ活動の状況(実施種目、対外試合への参加、活動時間、卒業生の参加など)
- ・教職員、幼児児童生徒と障害者スポーツの関わり
- ・スポーツ施設の状況(施設の種類、開放状況など)
- ・児童生徒の自主的なスポーツ活動につなげるための配慮
- ・今後、重要だと考える取組
- ・保有している、今後必要としているスポーツ用具

(3) 回収結果

回収数は 1,166 校(回収率 89.6%)であった。

(4) 調査期間

2016 年 8 月 19 日～2016 年 9 月 16 日

【調査 2】事例調査(ヒアリング調査)

(1) 調査方法

特別支援学校における部活動・クラブ活動や外部指導者の導入状況、卒業後の運動・スポーツ活動状況を明らかにするために、担当者に対して聞き取り調査を実施し、5 件の特別支援学校の事例をまとめた。

(2) 調査対象

- ・大阪府立大阪北視覚支援学校
- ・山口県立防府総合支援学校
- ・鹿児島県立鹿児島養護学校
- ・広島県立尾道特別支援学校
- ・鳥取県立琴の浦高等特別支援学校

(3) 調査内容

主な調査項目は、以下のとおりである。

- ・部活動・クラブ活動(サークル活動含む)の実施状況
- ・重度障害児の運動・スポーツへの参加状況
- ・教職員の障害者スポーツとの関わり
- ・学校体育施設の開放状況
- ・障害児・者のスポーツ活動を推進するうえでの取組

(4) 調査期間

2016 年 12 月～2017 年 2 月

注) 調査結果(質問紙調査)内で用いる 2013 年度データは、笹川スポーツ財団「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)」(平成 26 年 3 月)より引用している。

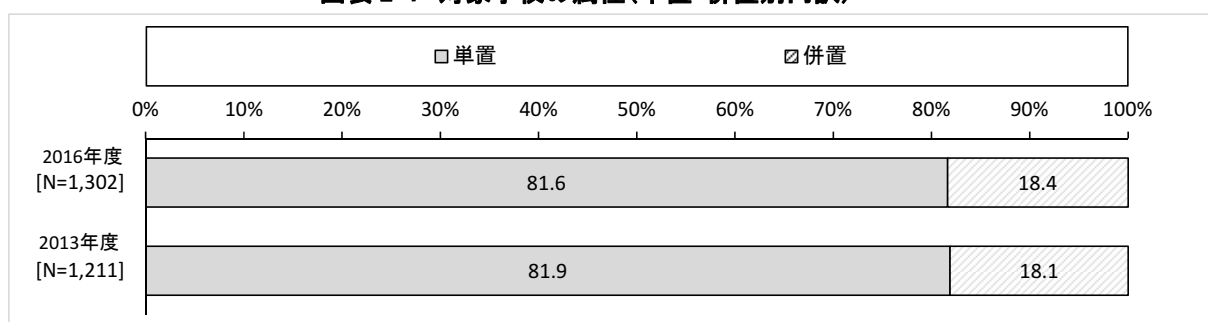
2. 調査結果(質問紙調査)

2. 1 学校属性

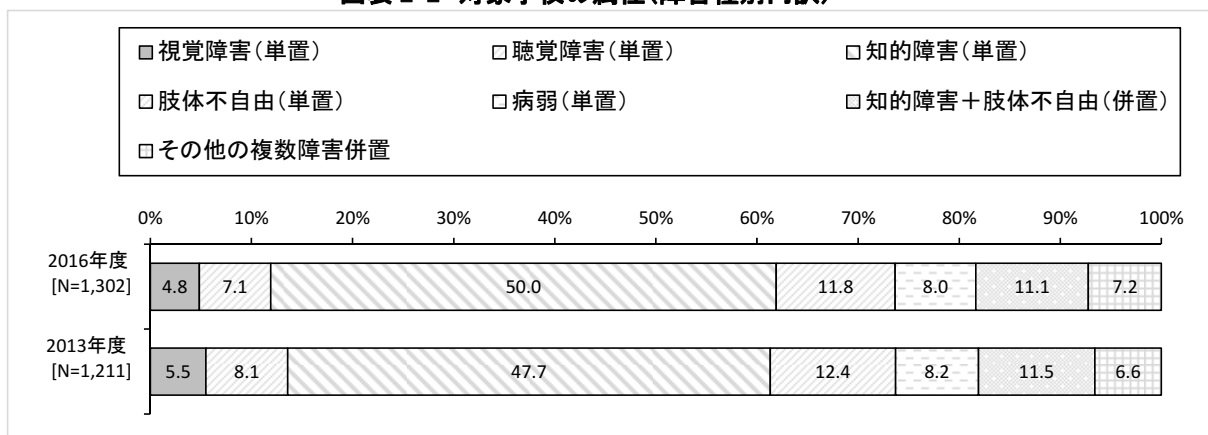
(1) 調査対象の属性

調査対象(母集団)の内訳は、主たる障害が単一の障害種に対応している学校(以下、単置校)が81.6%、主たる障害が複数の障害種に対応している学校(以下、併置校)が18.4%であった(図表 2-1)。障害種別では、「知的障害(単置)」が50.0%で最も多く、半数を占めていた。次いで「肢体不自由(単置)」(11.8%)、「知的障害+肢体不自由(併置)」(11.1%)であった(図表 2-2)。学校形態別では、「本校」が約8割を占め、「分校」(9.0%)、「分教室」(12.1%)がそれぞれ約1割であった(図表 2-3)。

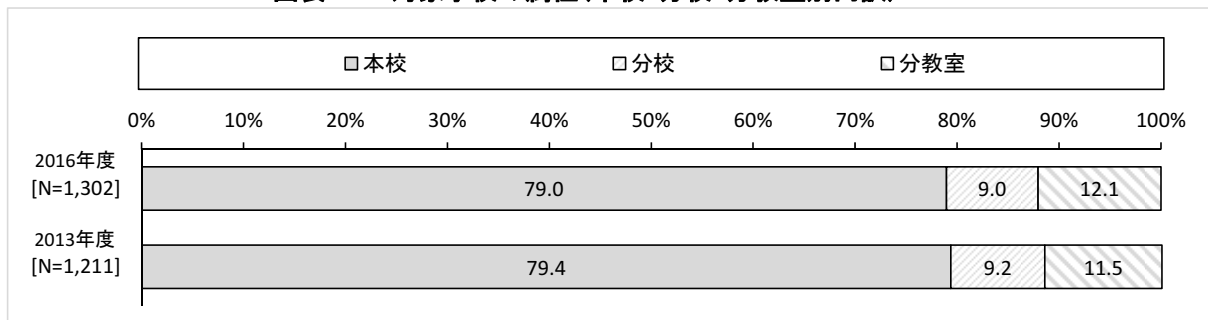
図表 2-1 対象学校の属性(単置・併置別内訳)



図表 2-2 対象学校の属性(障害種別内訳)



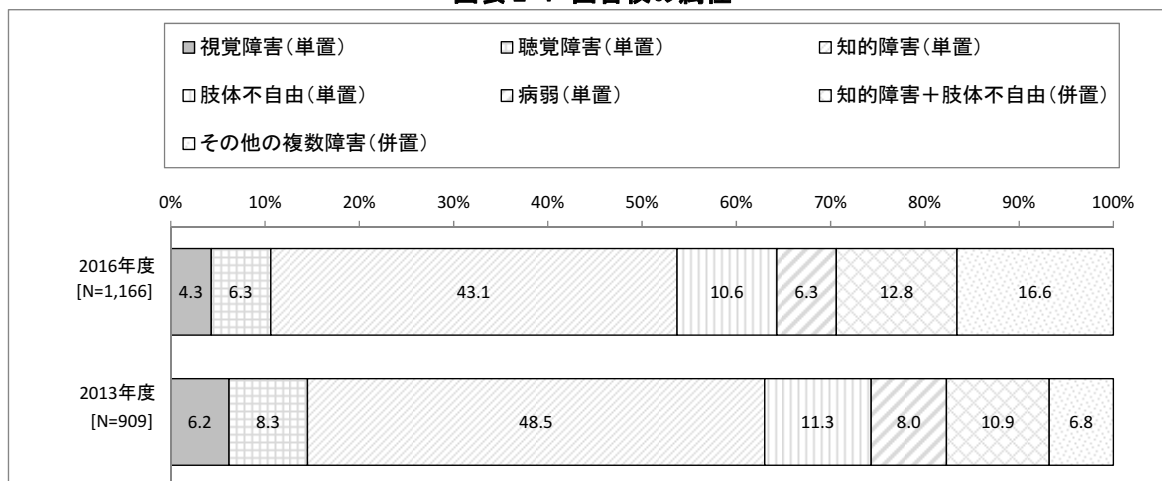
図表 2-3 対象学校の属性(本校・分校・分教室別内訳)



(2) 回答した学校の属性

回答した学校の属性は、「知的障害(単置)」が最も多く 43.1%で、次いで「その他の複数障害(併置)」が 16.6%であった。2013 年度調査と比較して、2 種以上の障害種が在籍する併置校(「知的障害+肢体不自由(併置)」「その他の複数障害(併置)」)による回答が増えていることから、幼児児童生徒の障害が重度・重複化している傾向がうかがえる(図表 2-4、2-5)。

図表 2-4 回答校の属性



注) 障害種別別に回答した 2016 年 8 月現在の在籍幼児児童生徒数に基づいて分類した。

図表 2-5 回答した併置校の詳細

学校の属性	障害種数	併置校の種類	2016年度		2013年度	
			N	%	N	%
知的障害+肢体不自由(併置)	2障害	知的障害・肢体不自由	149	12.8	99	10.9
		合計	193	16.6	62	6.8
その他の複数障害(併置)	2障害	視覚障害・知的障害	7	0.6	1	0.1
		視覚障害・病弱	1	0.1	2	0.2
		視覚障害・肢体不自由	-	-	1	0.1
		聴覚障害・知的障害	17	1.5	7	0.8
		聴覚障害・肢体不自由	2	0.2	-	-
		知的障害・病弱	15	1.3	8	0.9
		肢体不自由・病弱	22	1.9	14	1.5
	3障害	視覚障害・聴覚障害・知的障害	1	0.1	-	-
		視覚障害・聴覚障害・肢体不自由	1	0.1	-	-
		視覚障害・知的障害・肢体不自由	9	0.8	-	-
		視覚障害・肢体不自由・病弱	1	0.1	-	-
		聴覚障害・知的障害・肢体不自由	8	0.7	1	0.1
		聴覚障害・知的障害・病弱	2	0.2	-	-
	4障害	知的障害・肢体不自由・病弱	35	3.0	12	1.3
		視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由	9	0.8	-	-
		視覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱	8	0.7	-	-
		聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱	21	1.8	1	0.1
5障害	視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱	34	2.9	15	1.7	

また、学部タイプ別にみると、「小学部・中学部・高等部普通科」がある学校が52.0%と最も多く、次いで「高等部普通科のみ」(9.4%)、「小学部・中学部」(9.0%)、「高等部職業学科のみ」(4.7%)であった(図表2-6)。

図表 2-6 回答校の学部タイプ

[N=1,116]

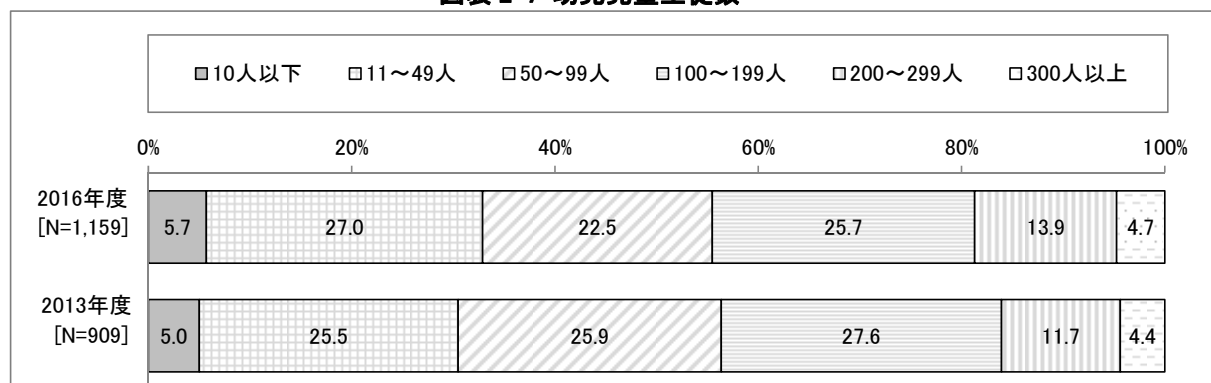
学部タイプ	%	学部タイプ	%
小学部・中学部・高等部普通科	52.0	幼稚部・小学部	1.0
高等部普通科のみ	9.4	小学部・中学部・高等部普通科・高等部職業学科・高等部専攻科	1.0
小学部・中学部	9.0	小学部・中学部・高等部普通科・高等部専攻科	0.9
高等部職業学科のみ	4.7	幼稚部・小学部・中学部・高等部職業学科	0.6
幼稚部・小学部・中学部・高等部普通科	3.9	中学部のみ	0.4
幼稚部・小学部・中学部・高等部普通科・高等部職業学科・高等部専攻科	2.7	小学部・高等部普通科	0.4
幼稚部・小学部・中学部	2.4	高等部普通科・高等部専攻科	0.4
小学部のみ	1.9	幼稚部のみ	0.3
幼稚部・小学部・中学部・高等部普通科・高等部専攻科	1.8	高等部普通科・高等部職業学科・高等部専攻科	0.3
小学部・中学部・高等部普通科・高等部職業学科	1.4	幼稚部・小学部・中学部・高等部職業学科・高等部専攻科	0.3
中学部・高等部普通科	1.2	中学部・高等部普通科・高等部専攻科	0.2
幼稚部・小学部・中学部・高等部普通科・高等部職業学科	1.2	中学部・高等部職業学科	0.1
高等部普通科・高等部職業学科	1.1	幼稚部・小学部・中学部・高等部専攻科	0.1
小学部・中学部・高等部職業学科	1.1	中学部・高等部普通科・高等部職業学科・高等部専攻科	0.1

注)学部別に回答した2016年8月現在の在籍幼児児童生徒数に基づいて分類したため、幼児児童生徒が在籍しない学部は含まれていない可能性がある。

(3) 幼児児童生徒数

2016年8月1日現在の幼児児童生徒総数は、「11～49人」が27.0%と最も多く、次いで、「100～199人」(25.7%)、「50～99人」(22.5%)と、100人未満の学校が過半数を占めた(図表2-7)。

図表 2-7 幼児児童生徒数



障害種別では、「視覚障害(単置)」と「病弱(単置)」の大半が、幼児児童生徒数 100 人未満であった。200 人以上の幼児児童生徒が在籍する学校が多かったのは、「知的障害(単置)」と「知的障害+肢体不自由(併置)」であった(図表 2-8)。

図表 2-8 幼児児童生徒数(障害種別内訳)

	視覚障害 (単置) [N=50]		聴覚障害 (単置) [N=73]		知的障害 (単置) [N=503]		肢体不自由 (単置) [N=124]		病弱 (単置) [N=67]		知的障害+ 肢体不自由 (併置) [N=149]		その他の 複数障害 (併置) [N=193]	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
10人以下	2	4.0	5	6.8	27	5.4	13	10.5	16	23.9	2	1.3	1	0.5
11~49人	36	72.0	31	42.5	112	22.3	34	27.4	38	56.7	23	15.4	41	21.2
50~99人	9	18.0	23	31.5	101	20.1	33	26.6	11	16.4	28	18.8	57	29.5
100~199人	3	6.0	13	17.8	136	27.0	38	30.6	2	3.0	47	31.5	60	31.1
200~299人	-	-	1	1.4	94	18.7	6	4.8	-	-	34	22.8	27	14.0
300人以上	-	-	-	-	33	6.6	-	-	-	-	15	10.1	7	3.6

学部別では、「小学部」、「中学部」、「高等部普通科」において、幼児児童生徒数「11~49人」が最も多く、それぞれ 46.9%(443 校)、54.1%(503 校)、43.4%(394 校)であった。対して、幼児児童生徒数「10 人以下」は、「幼稚部」が 69.9%(116 校)、「高等部職業学科」が 32.9%(56 校)、「高等部専攻科」が 49.5%(45 校)であった(図表 2-9)。

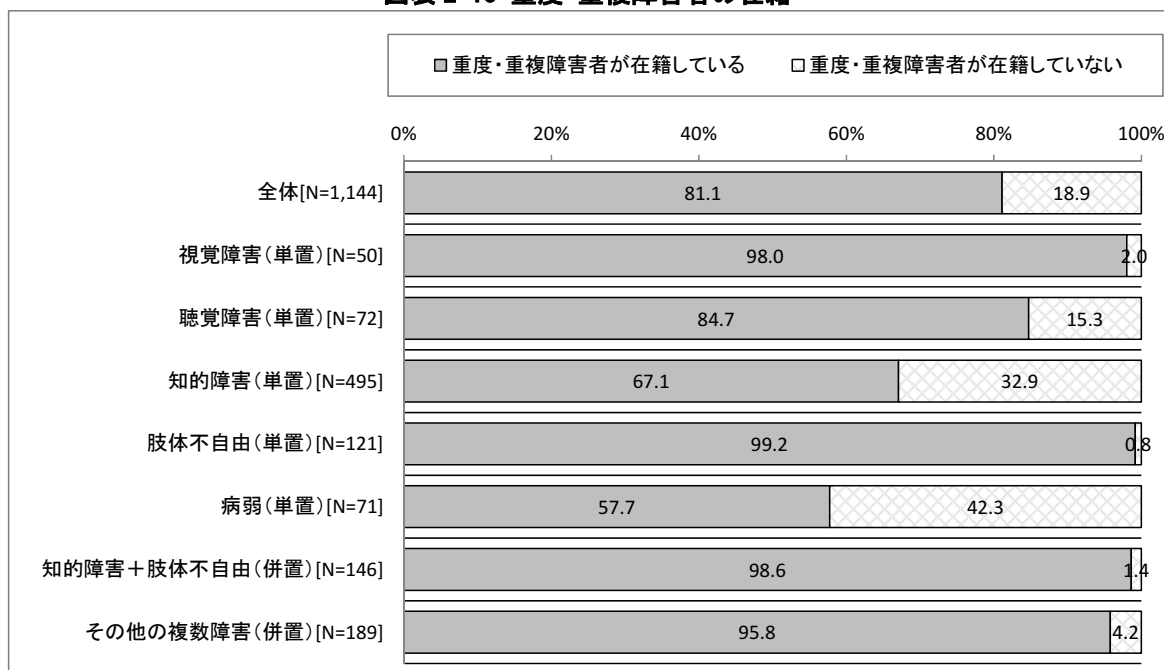
図表 2-9 幼児児童生徒数(学部別内訳)

	幼稚部 [N=166]		小学部 [N=945]		中学部 [N=929]		高等部普通科 [N=907]		高等部職業学科 [N=170]		高等部専攻科 [N=91]	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
10人以下	116	69.9	197	20.8	222	23.9	120	13.2	56	32.9	45	49.5
11~49人	49	29.5	443	46.9	503	54.1	394	43.4	45	26.5	41	45.1
50~99人	1	0.6	237	25.1	187	20.1	217	23.9	32	18.8	3	3.3
100~199人	-	-	68	7.2	17	1.8	162	17.9	31	18.2	1	1.1
200~299人	-	-	-	-	-	-	14	1.5	6	3.5	1	1.1

(4) 重度・重複障害者の在籍

重度・重複障害者が在籍している学校は、全体の 81.1%であった。「視覚障害(単置)」、「肢体不自由(単置)」、「知的障害+肢体不自由(併置)」、「その他の複数障害(併置)」のほとんどの学校に重度・重複障害者が在籍していることが分かった(図表 2-10)。

図表 2-10 重度・重複障害者の在籍

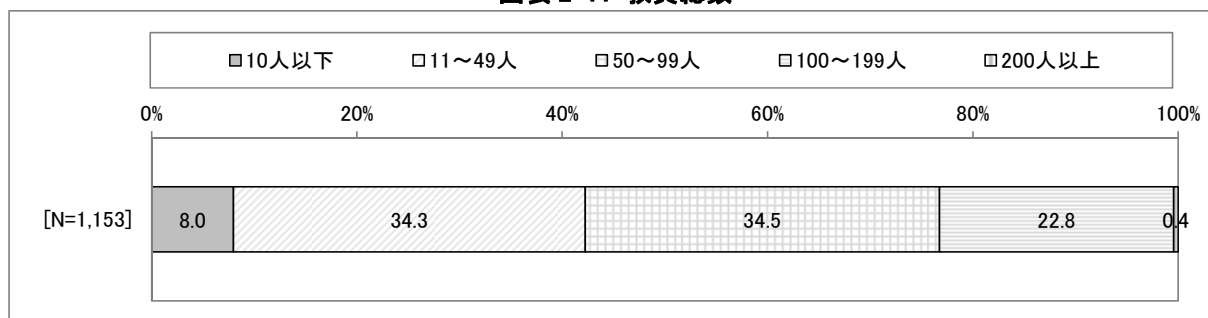


2. 2 教員の属性

(1) 教員の総数

2016年8月1日現在の教員総数は、「50～99人」が34.5%で最も多く、次いで「11～49人」(34.3%)、「100～199人」(22.8%)であった。また、「200人以上」(0.4%)と回答した学校の大半は児童生徒数が300人を超える学校であった(図表 2-11)。

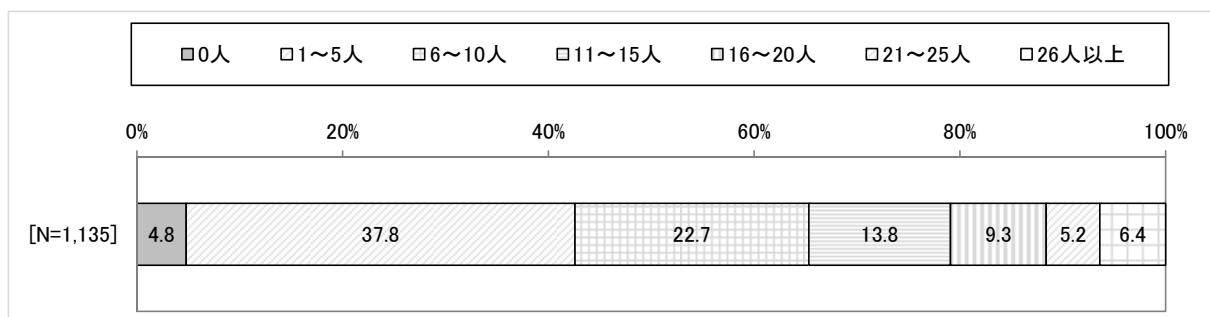
図表 2-11 教員総数



(2) 保健体育の教員

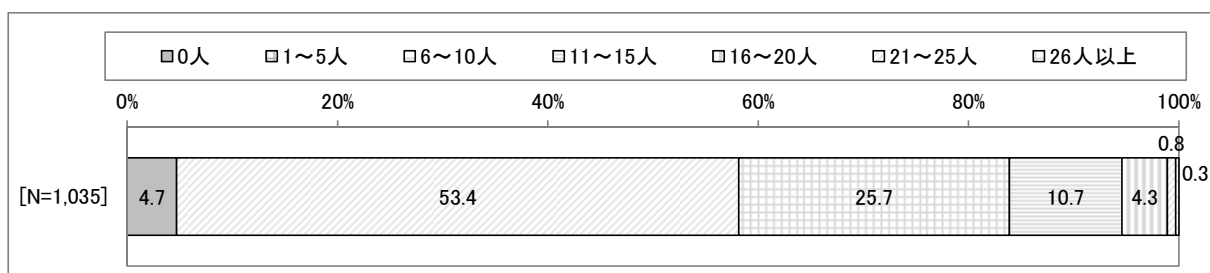
保健体育免許を保有する教員数は、「1～5人」が37.8%、「6～10人」が22.7%で、平均は9.4人であった(図表 2-12)。

図表 2-12 保健体育免許を保有する教員数



保健体育免許を保有する教員のうち、特別支援学校教諭免許状を保有する教員は、「1～5人」が最も多く53.4%で、平均は5.8人であった(図表 2-13)。

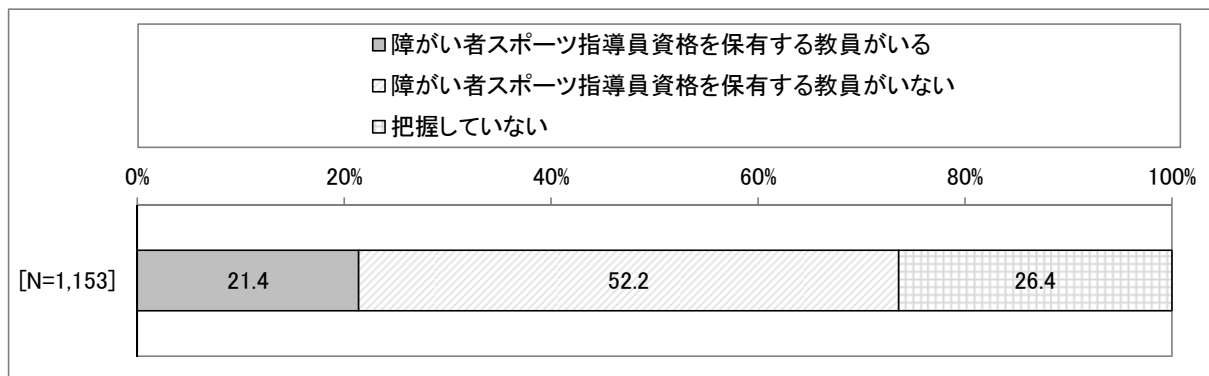
図表 2-13 保健体育免許と特別支援学校教諭免許状を保有する教員数



(3) 日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員資格保持者

日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員資格を保有する教員がいる学校は全体の21.4%で、そのうち61.2%の学校が有資格者は「1人」と回答した(図表 2-14、2-15)。その一方、「14人」と回答した学校が1校あった。なお、障がい者スポーツ指導員資格を保有する教員がいる学校のうち、運動・スポーツを「すべての人が指導をしている」と回答した学校が全体の約8割であった(図表 2-16)。

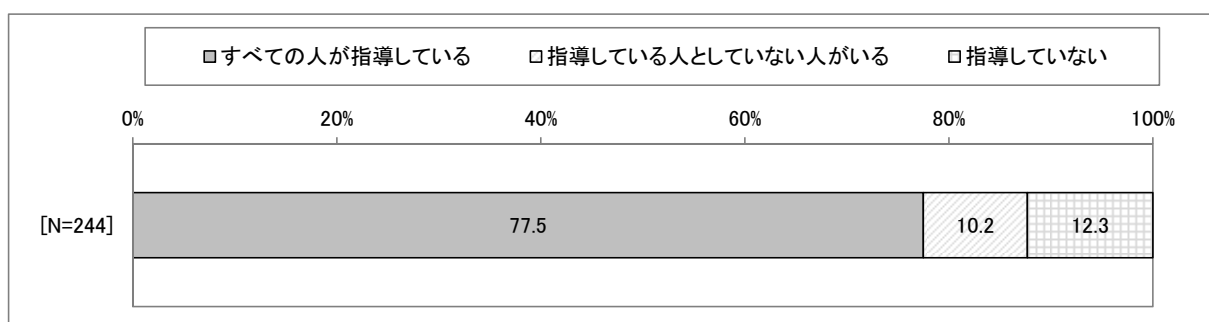
図表 2-14 障がい者スポーツ指導員資格を保有する教員の有無



図表 2-15 障がい者スポーツ指導員資格と保健体育免許を保有する教員数

指導員資格を保有する教員数			指導員資格と保健体育免許を保有する教員数		
[N=237]	N	%	[N=215]	N	%
1人	145	61.2	1人	126	58.6
2人	55	23.2	2人	37	17.2
3人	19	8.0	3人	6	2.8
4人	11	4.6	4人	6	2.8
5人	4	1.7	5人	1	0.5
6人	2	0.8	6人	1	0.5
14人	1	0.4			

図表 2-16 障がい者スポーツ指導員資格を保有する教員の運動・スポーツ指導実績



2.3 体育の授業以外におけるスポーツの機会について

通常の体育の授業以外の活動(教育課程外を含む)については、校内で幼児児童生徒がスポーツをする機会として、「学校の運動会・体育祭」が91.1%と最も多く、次いで「運動部活動やクラブ活動(通年の活動)」(60.5%)、「学校のマラソン大会・駅伝大会」(46.0%)であった(図表2-17)。

地域での活動における「その他の地域での活動」(5.7%)は、地域のスポーツクラブでの活動、自治体主催のマラソン大会への参加などであった。校内の活動や校外でのスポーツ大会への参加に比べて、地域でのスポーツを通じた交流が少ないことがうかがえる。

障害種別についてみると、「運動部活動やクラブ活動(通年の活動)」において、「肢体不自由(単置)」と「病弱(単置)」を除く全ての障害種で6割以上が実施していた。また、「特別支援学校体育連盟主催のスポーツ大会・体育大会への参加」においても、「肢体不自由(単置)」と「病弱(単置)」を除く全ての障害種で5割以上が参加していた。

図表2-17 体育の授業以外におけるスポーツの機会(全体・障害種別)(複数回答)

		全体		視覚障害(単置)		聴覚障害(単置)		知的障害(単置)		肢体不自由(単置)		病弱(単置)		知的障害・肢体不自由(併置)		その他の複数障害(併置)		
		2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	
		N=1,140	N=876	N=50	N=56	N=74	N=74	N=501	N=439	N=120	N=95	N=57	N=54	N=148	N=98	N=190	N=60	
校内	1	学校の運動会・体育祭	91.1	-	92.0	-	97.3	-	90.4	-	85.8	-	89.5	-	91.9	-	93.7	-
	2	学校のマラソン大会・駅伝大会	46.0	-	40.0	-	63.5	-	54.9	-	4.2	-	8.8	-	50.0	-	51.6	-
	3	運動部活動やクラブ活動(通年の活動。下の選択肢4を除く)	60.5	60.8	76.0	80.4	87.8	90.5	62.7	61.0	29.2	29.5	31.6	29.6	65.5	70.4	64.7	66.7
	4	同じ敷地内の障害のない中高生の運動部活動への参加(通年参加。不定期の活動は除く)	1.8	0.9	0.0	1.8	2.7	0.0	2.8	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	1.7
	5	都道府県障害者スポーツ大会などのスポーツの大会に向けた期間限定の練習会(部活動は除く)	38.8	47.8	64.0	67.9	29.7	29.7	37.1	48.1	43.3	43.2	10.5	14.8	43.2	68.4	42.1	53.3
	6	夏休み等のプール指導(学校またはPTA等の主催)	34.7	49.5	20.0	37.5	35.1	39.2	39.1	56.3	40.8	51.6	15.8	18.5	30.4	53.1	32.1	43.3
校外	7	都道府県障害者スポーツ大会などのスポーツの大会への参加(部活動は除く)	49.3	56.4	68.0	71.4	43.2	50.0	47.5	57.2	48.3	50.5	8.8	18.5	59.5	72.4	56.3	61.7
	8	特別支援学校体育連盟主催のスポーツ大会・体育大会への参加	48.6	-	66.0	-	55.4	-	53.1	-	28.3	-	8.8	-	50.0	-	53.2	-
	9	移動教室や遠足、修学旅行等でのスポーツ	23.4	31.1	14.0	39.3	29.7	45.9	26.9	31.7	9.2	20.0	21.1	14.8	27.0	29.6	21.1	35.0
	10	公共のプールや障害者スポーツセンターなど、施設に出かけて行うスポーツ(部活動は除く)	24.8	29.3	28.0	33.9	27.0	24.3	25.9	28.9	18.3	26.3	15.8	27.8	26.4	33.7	25.8	33.3
	11	障害者スポーツ協会や自治体が主催するパラリンピック発掘事業への参加	8.9	-	10.0	-	13.5	-	7.4	-	6.7	-	1.8	-	8.1	-	14.7	-
地域	12	他の特別支援学校・学級とのスポーツを通じた交流(部活動は除く)	19.6	26.7	18.0	26.8	25.7	18.9	19.0	28.2	18.3	18.9	8.8	9.3	20.3	38.8	23.2	33.3
	13	近隣や同じ敷地内の障害のない幼小中高生とのスポーツを通じた交流	17.9	20.0	20.0	14.3	39.2	44.6	16.2	18.0	20.8	17.9	12.3	14.8	15.5	18.4	15.3	20
	14	近隣住民とのスポーツを通じた交流	10.6	11.0	4.0	7.1	16.2	17.6	9.8	12.5	12.5	4.2	8.8	9.3	16.9	10.2	6.8	8.3
	15	その他の地域での活動	5.7	5.9	4.0	8.9	5.4	6.8	6.6	5.7	5.8	8.4	1.8	3.7	7.4	5.1	3.7	3.3

注1)2013年度調査と質問が異なるため、比較ができない項目もある。

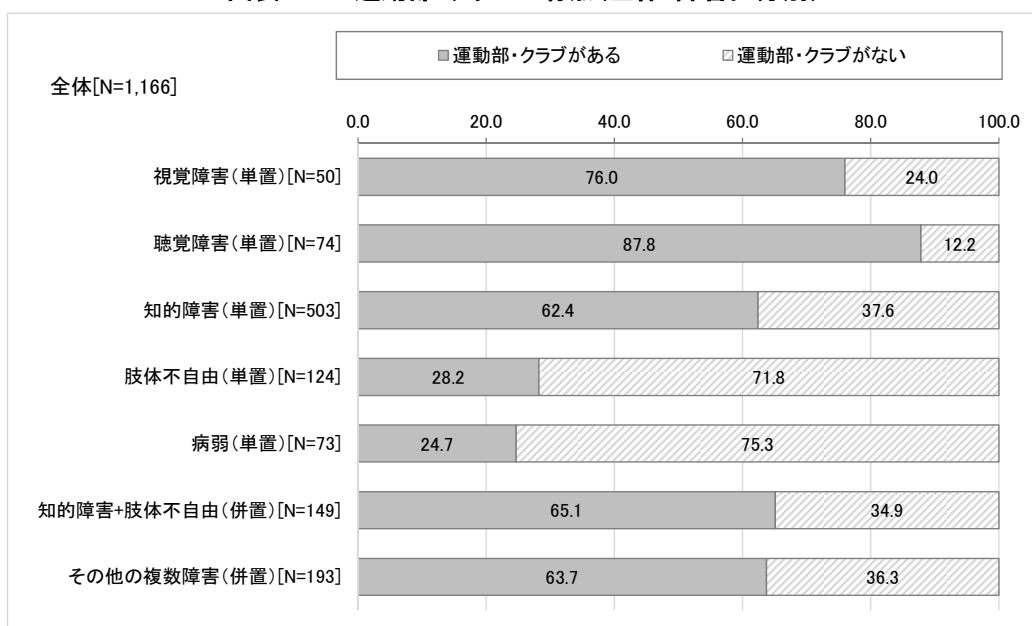
2. 4 運動部活動・クラブ活動

(1) 運動部・クラブの有無

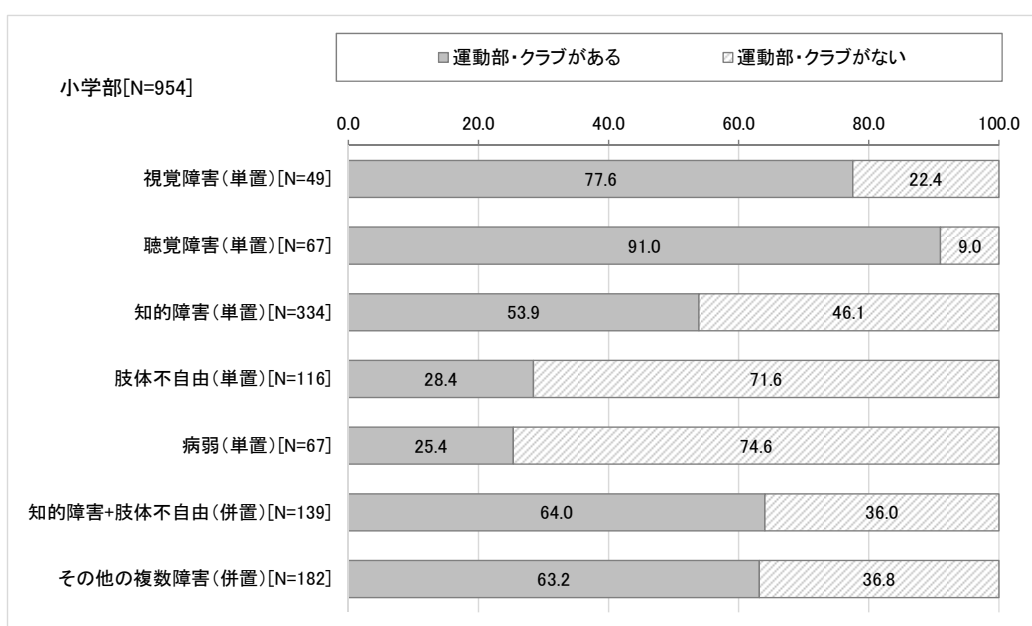
運動部やクラブがある学校は、「聴覚障害(単置)」が 87.8%で最も多く、次いで「視覚障害(単置)」が 76.0%であった。「肢体不自由(単置)」と「病弱(単置)」は 3 割以下であった(図表 2-18)。

学部別にみると、「高等部職業学科」では、「聴覚障害(単置)」「知的障害(単置)」「肢体不自由(単置)」「知的障害+肢体不自由(併置)」「その他の複数障害(併置)」で 9 割を超え、「視覚障害(単置)」も 83.3%で高かった(図表 2-22)。

図表 2-18 運動部・クラブの有無(全体・障害区分別)

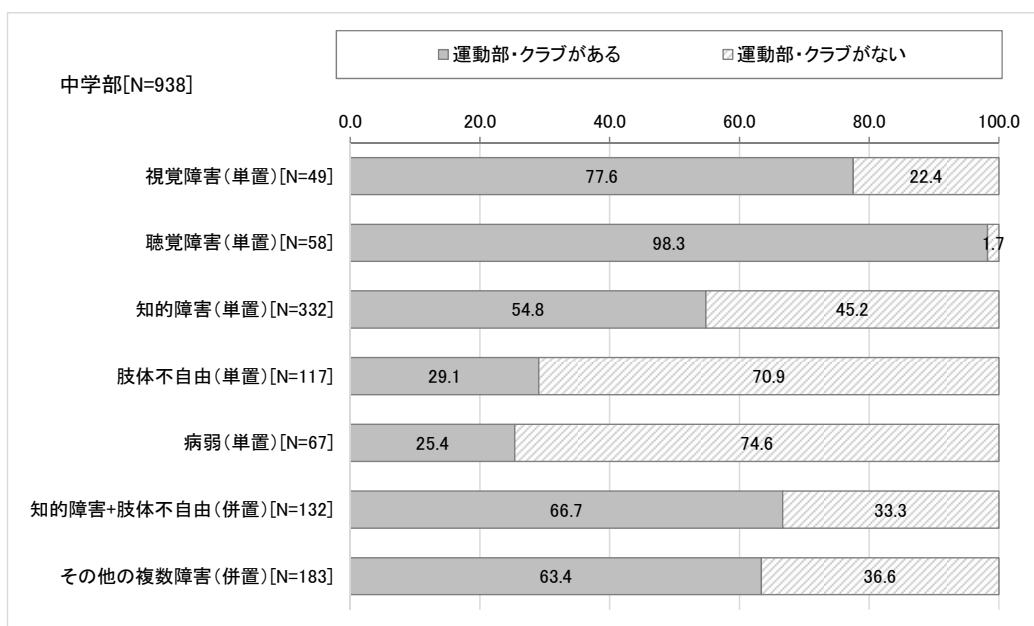


図表 2-19 運動部・クラブの有無(小学部・障害区分別)



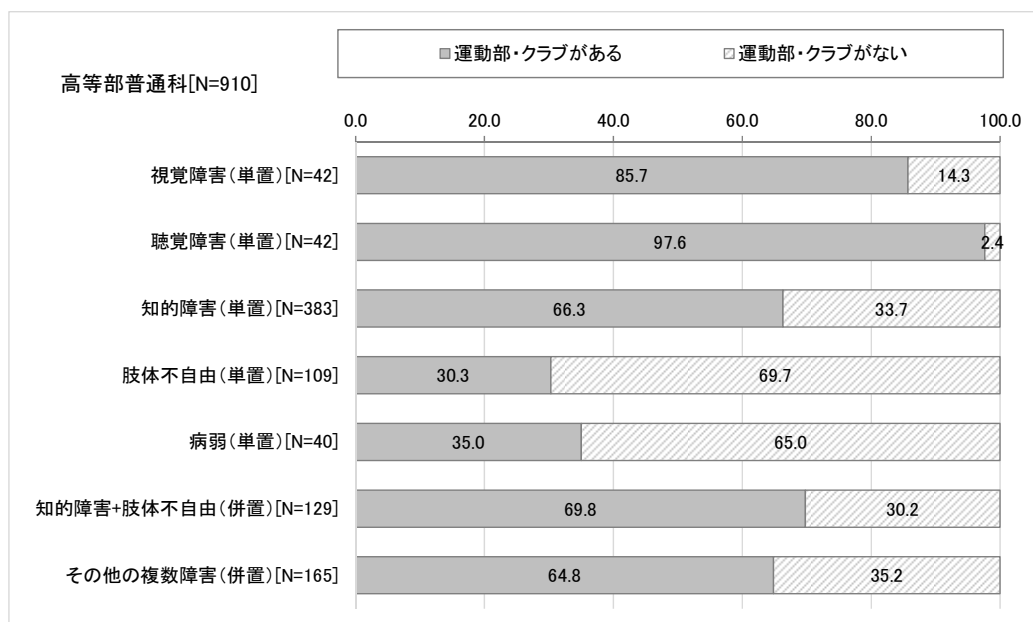
注1) 小学部設置校で、運動部・クラブ活動の質問に回答した学校を対象に集計した。

図表 2-20 運動部・クラブの有無(中学部・障害区分別)



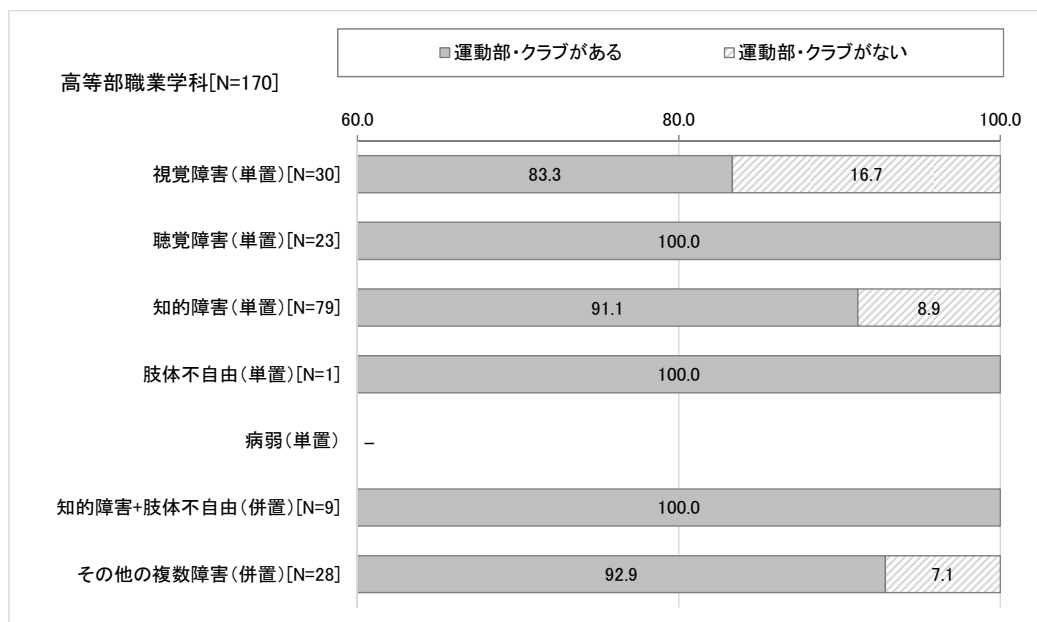
注1) 中学部設置校で、運動部・クラブ活動の質問に回答した学校を対象に集計した。

図表 2-21 運動部・クラブの有無(高等部普通科・障害区分別)



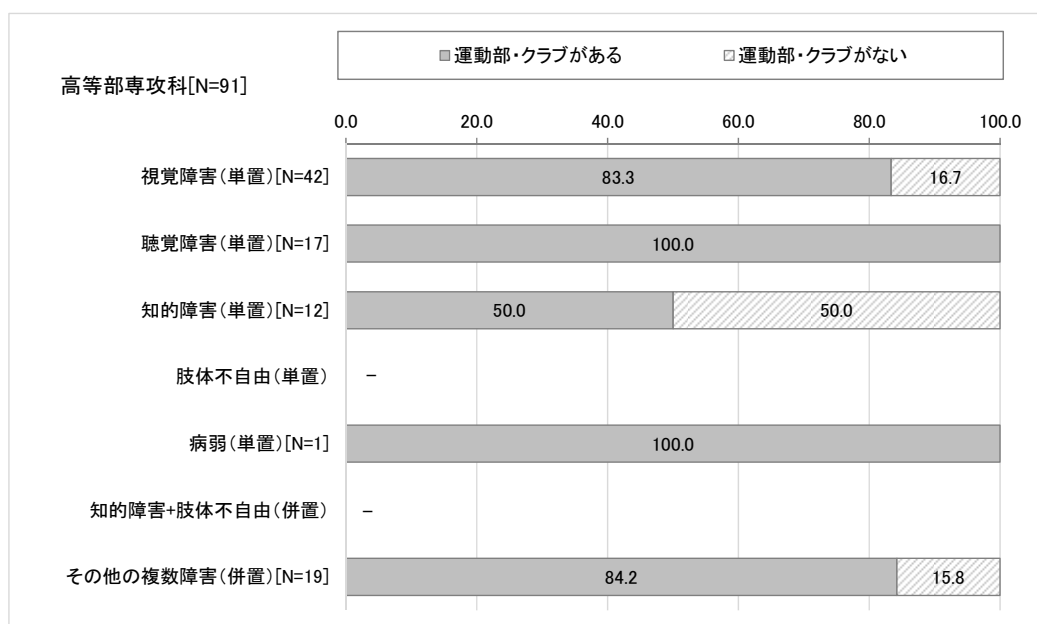
注1) 高等部普通科設置校で、運動部・クラブ活動の質問に回答した学校を対象に集計した。

図表 2-22 運動部・クラブの有無(高等部職業学科・障害区分別)



注1) 高等部職業学科設置校で、運動部・クラブ活動の質問に回答した学校を対象に集計した。

図表 2-23 運動部・クラブの有無(高等部専攻科・障害区分別)



注1) 高等部専攻科設置校で、運動部・クラブ活動の質問に回答した学校を対象に集計した。

運動部やクラブがある学校が1障害単独または複数の障害種が合同で活動しているかについてみると、運動部・クラブがある併置校(「知的障害+肢体不自由(併置)」 「その他の複数障害(併置)」)で1障害のみで活動している学校は151校あった。その一方、併置校(「知的障害+肢体不自由(併置)」 「その他の複数障害(併置)」)で、2種類の障害種が合同で実施している学校は47校で、3種類の障害種は11校、4種類の障害種が3校、5種類の障害種が2校あった(図表2-24)。

図表 2-24 障害区分別部活動・クラブの実施形態(複数回答)

実施形態	単置・併置	障害区分	校数
1障害のみ	単置校	視覚障害	38
		聴覚障害	65
		知的障害	466
		肢体不自由	34
		病弱	17
	併置校	知的障害+肢体不自由	151
		その他の複数障害	83
2障害	併置校	知的障害+肢体不自由	33
		知的障害+病弱	4
		肢体不自由+病弱	47
		視覚障害+知的障害	2
		聴覚障害+知的障害	5
3障害	併置校	視覚障害+聴覚障害+知的障害	1
		視覚障害+知的障害+肢体不自由	11
		知的障害+肢体不自由+病弱	9
4障害	併置校	聴覚障害+知的障害+肢体不自由+病弱	3
		視覚障害+知的障害+肢体不自由+病弱	1
5障害	併置校	視覚障害+聴覚障害+知的障害+肢体不自由+病弱	2

(2) 実施種目

運動部活動・クラブ活動の実施種目は、小学部から高等部を通じて、「陸上競技」「サッカー(ブラインドサッカー含む)」「卓球」を多く実施していた(図表 2-25、2-26)。実施種目の上位をみると、「小学部」では、「陸上競技」(40.0%)、「サッカー(ブラインドサッカー含む)」(35.0%)、「卓球」(30.0%)であった。「中学部」では、「陸上競技」(55.0%)が過半数を占め、次いで「卓球」(34.7%)、「サッカー(ブラインドサッカー含む)」(27.2%)であった。「高等部普通科」では、「陸上競技」(57.8%)が約6割であり、「サッカー(ブラインドサッカー含む)」(39.3%)と「バスケットボール」(38.9%)も約4割の学校で実施していた。「高等部職業学科」では、「陸上競技」(65.2%)が最も多く実施され、次いで「卓球」(56.3%)、「バスケットボール」(46.7%)であった。「高等部専攻科」では、「陸上競技」(52.7%)が過半数を占めたほか、「サウンドテーブルテニス」(47.3%)と「フロアバレーボール」(47.3%)が上位に入った。

障害種別にみると、「視覚障害のみ」では、「フロアバレーボール」「グランドソフトボール」「サウンドテーブルテニス」など、視覚障害者向けの種目が上位を占めた(図表 2-27)。同様に、「肢体不自由のみ」では、重度障害児・者でも実施できる種目である「ボッチャ」「ハンドサッカー」が上位にあがった(図表 2-30)。

一般校における実施種目の上位をみると、中学校における種目別の学校数・加盟校数(公益財団法人日本中学校体育連盟・2016年度加盟校調査集計)では、男子は1位「軟式野球」、2位「バスケットボール」、3位「サッカー」、4位「卓球」、5位「陸上競技」、女子は1位「バレーボール」、2位「バスケットボール」、3位「ソフトテニス」、4位「陸上競技」、5位「卓球」であった。高校における種目別の学校数・加盟校数(公益財団法人全国高等学校体育連盟・2016年度加盟登録状況／公益財団法人日本高等学校野球連盟・2016年度加盟校数)では、男子は1位「バスケットボール」、2位「陸上競技」、3位「卓球」、4位「サッカー」、5位「硬式野球」、女子は1位「バレーボール」、2位「バスケットボール」、3位「陸上競技」、4位「バドミントン」、5位「卓球」であった。中学、高校で実施される上位種目には、一般校との差はほとんどみられなかった。

図表 2-25 運動部活動・クラブ活動の実施種目(小学部・中学部)(複数回答)

(%)

順位	小学部[N=60]		中学部[N=320]	
1位	陸上競技	40.0	陸上競技	55.0
2位	サッカー(ブラインドサッカー含む)	35.0	卓球	34.7
3位	卓球	30.0	サッカー(ブラインドサッカー含む)	27.2
4位	バドミントン	26.7	バスケットボール	21.9
5位	バスケットボール	23.3	バドミントン	18.1
6位	ドッジボール	16.7	フライングディスク	16.9
7位	バレーボール(ソフト含む)		野球(ティーボール含む)	10.6
8位	ポッチャ		フロアバレーボール	10.0
9位	ハンドサッカー	11.7	サウンドテーブルテニス	9.4
10位	ソフトボール	10.0	水泳	9.1
11位	フライングディスク		バレーボール(ソフト含む)	
12位	ボウリング		ポッチャ	8.8
13位	フロアバレーボール	8.3	ソフトボール	6.6
14位	野球(ティーボール含む)		グラウンドソフトボール	6.3
15位	グラウンドソフトボール	6.7	ふうせんバレーボール	
16位	水泳		ハンドサッカー	
17位	ふうせんバレーボール		ドッジボール	5.0
18位	フットベースボール		テニス	3.8
19位	サウンドテーブルテニス		5.0	卓球/バレー
20位	テニス	フットベースボール		

注1) 運動部・クラブがある学校のうち、実施種目の質問に回答した学校を対象に集計。

注2) 学部別に分かれて実施している学校と複数の学部が合同で実施している学校の実施種目を合わせて集計。

図表 2-26 運動部活動・クラブ活動の実施種目
(高等部普通科・高等部職業学科・高等部専攻科)(複数回答)

(%)

順位	高等部普通科[N=545]		高等部職業学科[N=135]		高等部専攻科[N=55]	
1位	陸上競技	57.8	陸上競技	65.2	陸上競技	52.7
2位	サッカー(ブラインドサッカー含む)	39.3	卓球	56.3	サウンドテーブルテニス	47.3
3位	バスケットボール	38.9	バスケットボール	46.7	フロアバレーボール	
4位	卓球	28.1	サッカー(ブラインドサッカー含む)	43.7	卓球	38.2
5位	フライングディスク	16.9	バドミントン	26.7	グランドソフトボール	36.4
6位	バドミントン	14.7	バレーボール(ソフト含む)	17.0	バレーボール(ソフト含む)	18.2
7位	野球(ティーボール含む)	10.8	ソフトボール	14.1	ゴールボール	12.7
8位	ソフトボール	9.9	フロアバレーボール	12.6	水泳	
9位	バレーボール(ソフト含む)	9.5	野球(ティーボール含む)		9.6	サッカー(ブラインドサッカー含む)
10位	ポッチャ	8.4	テニス	9.6	柔道	
11位	サウンドテーブルテニス	5.9	グランドソフトボール	8.9	野球(ティーボール含む)	7.3
12位	水泳	5.7	サウンドテーブルテニス		5.5	
13位	フロアバレーボール	5.3	フライングディスク	7.4	車いすテニス	3.6
14位	フットベースボール	5.0	水泳	6.7	テニス	
15位	グランドソフトボール	4.4	フットベースボール	5.9	バドミントン	
16位	テニス	4.0	ドッジボール	3.0	ボウリング	
17位	ふうせんバレーボール	3.9	ゴールボール	1.5	卓球バレー	1.8
18位	ハンドサッカー	3.7	柔道		ふうせんバレーボール	
19位	卓球バレー	3.3	卓球バレー			
20位	ドッジボール	3.1	ふうせんバレーボール			

注1) 運動部・クラブがある学校のうち、実施種目の質問に回答した学校を対象に集計。

注2) 学部別に分かれて実施している学校と複数の学部が合同で実施している学校の実施種目を合わせて集計。

図表 2-27 運動部活動・クラブ活動の実施種目(視覚障害のみ・複数回答)

(%)

順位	中学部[N=41]		高等部普通科[N=40]		高等部職業学科[N=22]		高等部専攻科[N=37]	
1位	フロアバレーボール	70.7	サウンドテーブルテニス	70.0	フロアバレーボール	77.3	サウンドテーブルテニス	70.3
2位	サウンドテーブルテニス	63.4	フロアバレーボール	67.5	グランドソフトボール	54.5	フロアバレーボール	
3位	陸上競技	48.8	グランドソフトボール	52.5	サウンドテーブルテニス		グランドソフトボール	54.1
4位	グランドソフトボール	43.9	陸上競技	45.0	陸上競技	36.4	陸上競技	40.5
5位	水泳	22.0	ゴールボール	17.5	水泳	18.2	ゴールボール	18.9
6位	ゴールボール	17.1	水泳		ゴールボール	9.1	水泳	
7位	卓球		卓球		柔道		柔道	16.2
8位	柔道	12.2	柔道	15.0	卓球		卓球	
9位	サッカー(ブラインドサッカー含む)	4.9	車いすテニス	5.0	車いすテニス	4.5	車いすテニス	5.4
10位	ボウリング	4.9	サッカー(ブラインドサッカー含む)		ボウリング		ボウリング	

注1) N数が10以下の学部は省略。

注2) 学部別に分かれて実施している学校と複数の学部が合同で実施している学校の実施種目を合わせて集計。

注3) 視覚障害のみ:運動部活動・クラブ活動を視覚障害のみで実施。

図表 2-28 運動部活動・クラブ活動の実施種目(聴覚障害のみ・複数回答)

(%)

順位	小学部[N=17]		中学部[N=71]		高等部普通科[N=48]		高等部職業学科[N=20]		高等部専攻科[N=14]	
1位	卓球	58.8	陸上競技	73.2	陸上競技	87.5	陸上競技	88.5	卓球	92.9
2位	陸上競技	52.9	卓球	70.4	卓球	85.4	卓球	84.6	陸上競技	
3位	バドミントン	41.2	バドミントン	29.6	バレーボール(ソフト含む)	37.5	バレーボール(ソフト含む)	34.6	バレーボール(ソフト含む)	57.1
4位	サッカー(ブラインドサッカー含む)	35.3	バレーボール(ソフト含む)	28.2	バドミントン	22.9	バドミントン	30.8	サッカー(ブラインドサッカー含む)	21.4
5位	バレーボール(ソフト含む)		野球(ティーボール含む)	15.5	野球(ティーボール含む)	20.8	サッカー(ブラインドサッカー含む)	19.2	野球(ティーボール含む)	
6位	バスケットボール	29.4	サッカー(ブラインドサッカー含む)	11.3	サッカー(ブラインドサッカー含む)	10.4	野球(ティーボール含む)	15.4	テニス	14.3
7位	ドッジボール	17.6	バスケットボール	8.5	バスケットボール		テニス	11.5	バドミントン	
8位	水泳	5.9	フライングディスク	4.2	テニス	8.3	バスケットボール		フライングディスク	7.1
9位	ソフトボール		水泳	2.8	フライングディスク	6.3	ドッジボール	卓球バレー		
10位	フットベースボール		ドッジボール		ドッジボール	4.2	フライングディスク			

注1) 学部別に分かれて実施している学校と複数の学部が合同で実施している学校の実施種目を合わせて集計。

注2) 聴覚障害のみ:運動部活動・クラブ活動を聴覚障害のみで実施。

図表 2-29 運動部活動・クラブ活動の実施種目(知的障害のみ・複数回答)

(%)

順位	小学部[N=14]		中学部[N=124]		高等部普通科[N=356]		高等部職業学科[N=79]	
1位	サッカー(ブラインドサッカー含む)	42.9	サッカー(ブラインドサッカー含む)	50.0	陸上競技	57.6	バスケットボール	74.7
2位	バスケットボール		陸上競技		サッカー(ブラインドサッカー含む)	51.4	陸上競技	68.4
3位	陸上競技	35.7	バスケットボール	38.7	バスケットボール	51.1	サッカー(ブラインドサッカー含む)	64.6
4位	フライングディスク	28.6	卓球	29.0	卓球	22.8	卓球	57.0
5位	ソフトボール	21.4	フライングディスク	27.4	フライングディスク	19.1	バドミントン	34.2
6位	卓球		バドミントン	16.1	バドミントン	14.3	ソフトボール	20.3
7位	バドミントン		ソフトボール	10.5	ソフトボール	11.8	バレーボール(ソフト含む)	16.5
8位	ドッジボール	14.3	水泳	9.7	野球(ティーボール含む)	9.0	野球(ティーボール含む)	15.2
9位	フットベースボール		ドッジボール	8.9	バレーボール(ソフト含む)	7.3	テニス	12.7
10位	野球(ティーボール含む)		野球(ティーボール含む)	8.1	フットベースボール	6.7	フライングディスク	10.1

注1) N数が10以下の学部は省略。

注2) 学部別に分かれて実施している学校と複数の学部が合同で実施している学校の実施種目を合わせて集計。

注3) 知的障害のみ: 運動部活動・クラブ活動を知的障害のみで実施。

図表 2-30 運動部活動・クラブ活動の実施種目(肢体不自由のみ・複数回答)

(%)

順位	小学部[N=13]		中学部[N=36]		高等部普通科[N=38]	
1位	ハンドサッカー	53.8	ポッチャ	58.3	ポッチャ	55.3
2位	ポッチャ		陸上競技	52.8	陸上競技	50.0
3位	陸上競技	30.8	ハンドサッカー	41.7	ハンドサッカー	42.1
4位	ボウリング	23.1	フライングディスク	16.7	フライングディスク	18.4
5位	サッカー(ブラインドサッカー含む)	15.4	ふうせんバレーボール	13.9	卓球バレー	15.8
6位	剣道	7.7	卓球バレー	11.1	ふうせんバレーボール	13.2
7位	水泳		野球(ティーボール含む)		野球(ティーボール含む)	
8位	バスケットボール		ボウリング	8.3	車椅子バスケットボール	7.9
9位	ふうせんバレーボール		車椅子バスケットボール	5.6	卓球	
10位		卓球			サッカー(ブラインドサッカー含む)	5.3

注1) N数が10以下の学部は省略。

注2) 学部別に分かれて実施している学校と複数の学部が合同で実施している学校の実施種目を合わせて集計。

注3) 肢体不自由のみ: 運動部活動・クラブ活動を肢体不自由のみで実施。

図表 2-31 運動部活動・クラブ活動の実施種目(病弱のみ・複数回答)

(%)

順位	中学部[N=16]		高等部普通科[N=14]	
1位	バドミントン	50.0	バドミントン	50.0
2位	テニス	37.5	サッカー(ブラインドサッカー含む)	35.7
3位	サッカー(ブラインドサッカー含む)	31.3	テニス	
4位	卓球			フライングディスク
5位	バスケットボール	25.0	卓球	21.4
6位	陸上競技	18.8	ドッジボール	
7位	ソフトボール	12.5	バスケットボール	
8位	ドッジボール		バレーボール(ソフト含む)	
9位	バレーボール(ソフト含む)		ソフトボール	14.3
9位	フライングディスク		ふうせんバレーボール	
10位	野球(ティーボール含む)		野球(ティーボール含む)	
			陸上競技	

注1) N数が10以下の学部は省略。

注2) 学部別に分かれて実施している学校と複数の学部が合同で実施している学校の実施種目を合わせて集計。

注3) 病弱のみ: 運動部活動・クラブ活動を病弱のみで実施。

図表 2-32 運動部活動・クラブ活動の実施種目(知的障害と肢体不自由が合同・複数回答)

(%)

順位	中学部[N=13]		高等部普通科[N=27]	
1位	陸上競技	76.9	陸上競技	66.7
2位	サッカー(ブラインドサッカー含む)	38.5	バスケットボール	44.4
3位	卓球	30.8	サッカー(ブラインドサッカー含む)	40.7
4位	野球(ティーボール含む)		卓球	
5位	ソフトボール	23.1	ソフトボール	29.6
6位	バスケットボール		野球(ティーボール含む)	25.9
7位	バドミントン		バドミントン	18.5
8位	フライングディスク		卓球バレー	14.8
9位	水泳	バレーボール(ソフト含む)		
10位	ボウリング	15.4	フライングディスク	

注1) N数が10以下の学部は省略。

注2) 学部別に分かれて実施している学校と複数の学部が合同で実施している学校の実施種目を合わせて集計。

図表 2-33 運動部活動・クラブ活動の実施種目(その他複数の障害種が合同・複数回答)

(%)

順位	中学部[N=19]		高等部普通科[N=22]	
	実施種目	割合	実施種目	割合
1位	陸上競技	52.6	陸上競技	50.0
2位	バスケットボール	42.1	バスケットボール	40.9
3位	卓球	36.8	卓球	31.8
4位	バドミントン	31.6	サッカー(ブラインドサッカー含む)	27.3
5位	フライングディスク	26.3	バドミントン	
6位	サッカー(ブラインドサッカー含む)	21.1	フライングディスク	22.7
7位	サウンドテーブルテニス	15.8	サウンドテーブルテニス	13.6
8位	ふうせんバレーボール		ふうせんバレーボール	
9位	ポッチャ		グランドソフトボール	9.1
10位	野球(ティーボール含む)		車椅子バスケットボール 水泳	

注1) N数が10以下の学部は省略。

注2) 学部別に分かれて実施している学校と複数の学部が合同で実施している学校の実施種目を合わせて集計。

(3) 活動時間

運動部活動・クラブ活動の活動時間は、「放課後(朝始業前含む)」が 94.3%、「長期休業期間(夏休み等)」が 59.4%、「休日(土日祝日)」が 37.1%であった(図表 2-34)。

障害種別にみると、「肢体不自由のみ」を除く全ての障害種で、「放課後(朝始業前含む)」が 9 割を超えていた。また、「肢体不自由のみ」では、「長期休業期間(夏休み等)」と比較して「休日(土日祝日)」の割合が高かった。「聴覚障害のみ」では、「休日(土日祝日)」「長期休業期間(夏休み等)」の割合が他の障害種と比べて高かった。

図表 2-34 運動部活動・クラブ活動の活動時間(全体・障害種別)(複数回答)

	(%)							
	全体	視覚障害のみ	聴覚障害のみ	知的障害のみ	肢体不自由のみ	病弱のみ	肢体不自由が合同 知的障害と	その他が複数 合同
	N=688	N=47	N=74	N=437	N=43	N=21	N=33	N=30
放課後(朝始業前含む)	94.3	100.0	96.1	96.1	65.1	90.5	97.0	96.7
休日(土日祝日)	37.1	27.7	62.3	35.0	44.2	14.3	24.2	36.7
長期休業期間(夏休み等)	59.4	57.4	80.5	62.7	20.9	23.8	45.5	56.7
その他	5.2	2.1	5.2	4.6	11.6	14.3	3.0	6.7

注1) 運動部・クラブがある学校のうち、活動時間の質問に回答した学校を対象に集計。

注2) 視覚障害のみ: 運動部活動・クラブ活動を視覚障害のみで実施している。他の障害種についても同様。

注3) 小学部: 小学部設置校を指す。小学部単独または他の学部と合同で運動部活動・クラブ活動を実施。他の学部についても同様。

(4) 対外試合への参加

運動部活動・クラブ活動の対外試合への参加は、「高等部普通科」「高等部職業学科」「高等部専攻科」で8割を超えている(図表 2-35)。

障害種別にみると、「聴覚障害のみ」では、「中学部」「高等部普通科」「高等部職業学科」で9割を超えている。また、「知的障害のみ」では、「高等部普通科」が最も高く83.6%で、次いで「高等部職業学科」が81.0%であった。

図表 2-35 運動部活動・クラブ活動の対外試合への参加状況(全体／障害種別・学部別)(複数回答)

	小学部 [N=59]		中学部 [N=318]		高等部普通科 [N=542]		高等部職業学科 [N=135]		高等部専攻科 [N=55]	
	N	参加率 (%)	N	参加率 (%)	N	参加率 (%)	N	参加率 (%)	N	参加率 (%)
全体	59	50.8	318	78.3	542	82.1	135	85.2	55	89.1
視覚障害のみ	5	80.0	41	87.8	40	92.5	22	86.4	37	91.9
聴覚障害のみ	16	68.8	70	94.3	47	95.7	26	96.2	14	85.7
知的障害のみ	14	50.0	123	75.6	354	83.6	79	81.0	3	66.7
肢体不自由のみ	13	53.8	36	72.2	38	68.4	1	100.0	0	0.0
病弱のみ	7	0.0	16	50.0	14	50.0	0	0.0	0	0.0
知的障害と肢体不自由が合同	2	0.0	13	69.2	27	74.1	2	50.0	0	0.0
その他複数の障害種が合同	2	50.0	19	57.9	22	63.6	5	100.0	1	100.0

注1) 運動部・クラブがある学校のうち、対外試合への参加状況の質問に回答した学校を対象に集計。

注2) 視覚障害のみ:運動部活動・クラブ活動を視覚障害のみで実施している。他の障害種についても同様。

注3) 小学部:小学部設置校を指す。小学部単独または他の学部と合同で運動部活動・クラブ活動を実施。

他の学部についても同様。

(5) 卒業生の練習参加

運動部活動・クラブ活動への卒業生の練習参加は、「小学部」「中学部」「高等部普通科」が約3割、「高等部職業学科」「高等部専攻科」が約4割であった(図表 2-36)。

障害種別にみると、「聴覚障害のみ」では、「高等部普通科」が55.6%と最も高く、次いで「高等部職業学科」(52.0%)、「高等部専攻科」(50.0%)と続き、高等部の約半数の学校で運動部活動・クラブ活動が卒業生の運動・スポーツ活動の場になっていることがわかった。

図表 2-36 運動部活動・クラブ活動における卒業生の練習参加状況(全体・障害種別)

	小学部 [N=58]		中学部 [N=314]		高等部普通科 [N=539]		高等部職業学科 [N=134]		高等部専攻科 [N=55]	
	N	参加率 (%)	N	参加率 (%)	N	参加率 (%)	N	参加率 (%)	N	参加率 (%)
全体	58	31.0	314	33.8	539	32.7	134	42.5	55	40.0
視覚障害のみ	5	60.0	41	36.6	40	42.5	22	40.9	37	37.8
聴覚障害のみ	16	37.5	69	46.4	45	55.6	25	52.0	14	50.0
知的障害のみ	14	21.4	122	25.4	353	28.6	79	39.2	3	0.0
肢体不自由のみ	13	38.5	35	42.9	38	39.5	1	0.0	0	0.0
病弱のみ	7	14.3	16	25.0	14	28.6	0	0.0	0	0.0
知的障害と肢体不自由が合同	2	100.0	13	15.4	27	18.5	2	50.0	0	0.0
その他複数の障害種が合同	0	0.0	18	38.9	22	40.9	5	60.0	1	100.0

注1) 運動部・クラブがある学校のうち、卒業生の練習参加状況の質問に回答した学校を対象に集計。

注2) 視覚障害のみ:運動部活動・クラブ活動を視覚障害のみで実施している。他の障害種についても同様。

注3) 小学部:小学部設置校を指す。小学部単独または他の学部と合同で運動部活動・クラブ活動を実施。他の学部についても同様。

(6) 重度・重複障害者の参加

運動部活動・クラブ活動への重度・重複障害者の参加は、「小学部」「中学部」が約5割であったのに対して、「高等部普通科」は40.6%、「高等部職業学科」は34.8%であった(図表2-37)。

障害種別にみると、「肢体不自由のみ」の重度・重複障害者の参加は他の障害種と比較して高く、「小学部」では9割を超え、「中学部」は72.2%、「高等部普通科」では65.8%であった。「知的障害のみ」の重度・重複障害者の参加は他の障害種と比較して低かった。

図表 2-37 重度・重複障害者の参加(重度・重複障害者在籍校のみ)

	小学部 [N=57]		中学部 [N=313]		高等部普通科 [N=535]		高等部職業学科 [N=132]		高等部専攻科 [N=53]	
	N	参加率(%)	N	参加率(%)	N	参加率(%)	N	参加率(%)	N	参加率(%)
全体	57	52.6	313	52.4	535	40.6	132	34.8	53	62.3
視覚障害のみ	4	25.0	40	52.5	39	53.8	22	59.1	36	52.8
聴覚障害のみ	16	68.8	70	77.1	47	78.7	26	76.9	14	92.9
知的障害のみ	14	21.4	121	35.5	349	30.4	77	9.1	2	0.0
肢体不自由のみ	13	92.3	36	72.2	38	65.8	1	100.0	0	0
病弱のみ	7	28.6	16	12.5	14	21.4	0	0	0	0
知的障害と肢体不自由が合同	2	50.0	13	53.8	27	40.7	2	100.0	0	0
その他複数の障害種が合同	1	0.0	17	64.7	21	66.7	4	75.0	1	100.0

注1) 部活動・クラブ活動を実施している学校を対象に集計。

注2) 視覚障害のみ:運動部活動・クラブ活動を視覚障害単一で実施している。他の障害種についても同様。

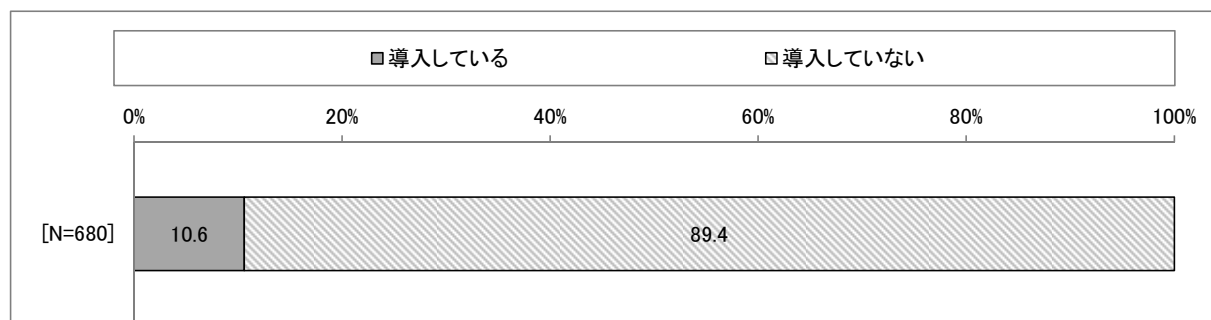
2. 5 外部指導者の導入

外部指導者の導入について、「導入している」学校は全体の約 1 割であった(図表 2-38)。約 9 割の学校では、教職員のみで部活動やクラブ活動を指導していると考えられる。

外部指導者を導入している学校を障害区別にみると、「知的障害(単置)」が 26 校と最も多く、次いで「聴覚障害(単置)」が 19 校であった(図表 2-39)。

外部指導者の経歴は、「日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員以外の地域のスポーツ指導者(保護者を除く)」が最も多く約 6 割で、次いで「特別支援学校の元教員(退職者含む)」が約 2 割であった(図表 2-40)。また、外部指導者の指導種目は、「卓球」(39.4%)が最も多く、次いで「サッカー(ブラインドサッカー含む)」(16.9%)、「バスケットボール」(14.1%)であった(図表 2-41)。

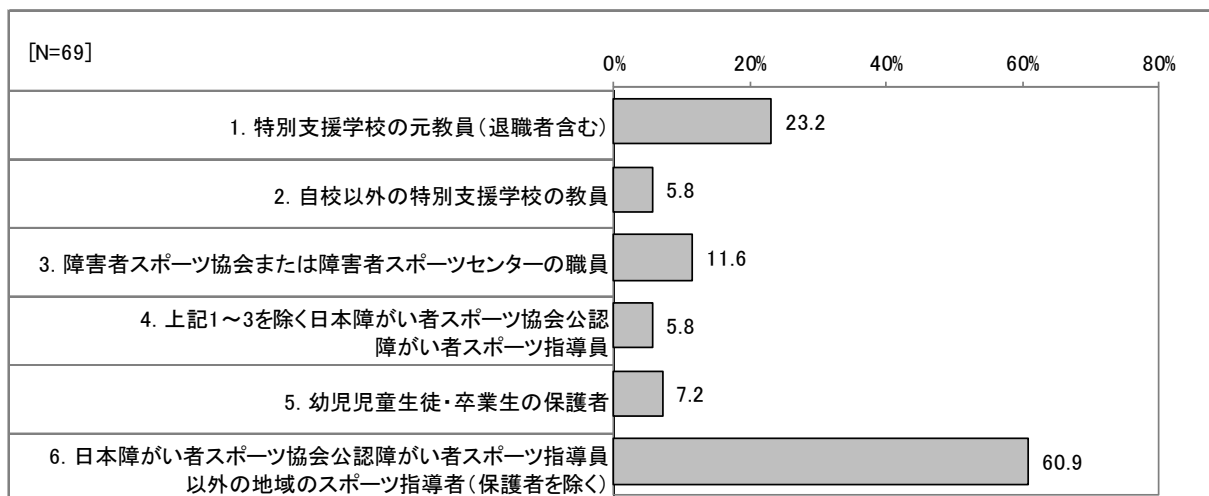
図表 2-38 外部指導者の導入有無



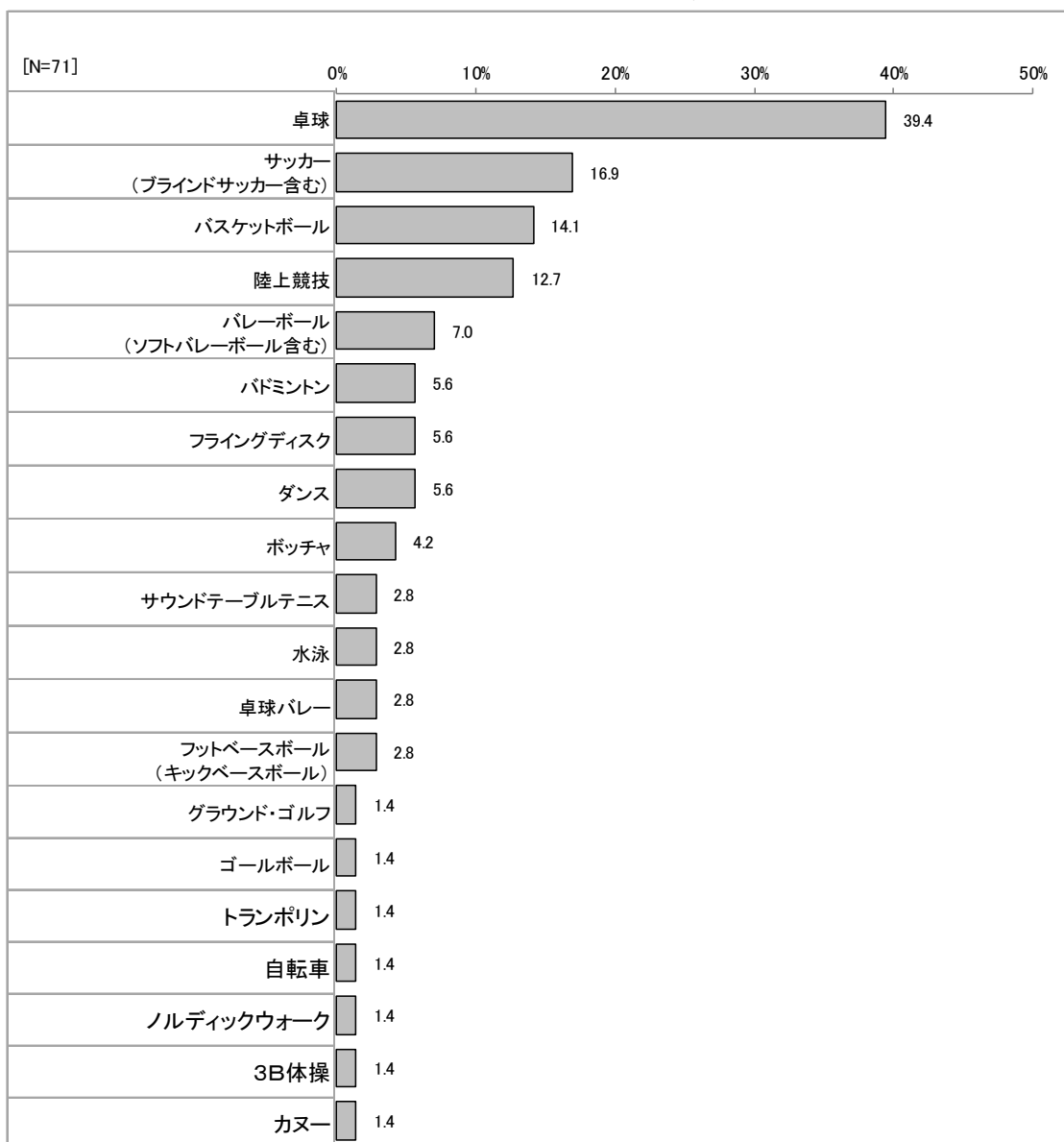
図表 2-39 外部指導者を導入している学校(障害区分)

障害区分	N=72
視覚障害(単置)	5
聴覚障害(単置)	19
知的障害(単置)	26
肢体不自由(単置)	3
病弱(単置)	1
知的障害・肢体不自由(併置)	7
その他の複数障害(併置)	11

図表 2-40 外部指導者の経歴(複数回答)



図表 2-41 外部指導者の指導種目(複数回答)



2. 6 教職員や幼児児童生徒と障害者スポーツとの関わり

教職員や幼児児童生徒と障害者スポーツとの関わりについてみると、「教職員が都道府県の障害者スポーツ大会や種目別のブロック大会・県大会などの運営に関わっている(いた)」と「教職員が特別支援学校体育連盟が主催する大会の運営に関わっている(いた)」が約 5 割、「教職員が障害者スポーツの競技団体の運営に関わっている(いた)」が約 3 割であった(図表 2-42)。

障害種別にみると、「視覚障害(単置)」において、「教職員が都道府県の障害者スポーツ大会や種目別のブロック大会・県大会などの運営に関わっている(いた)」と「教職員が特別支援学校体育連盟が主催する大会の運営に関わっている(いた)」が 7 割を超えている。

図表 2-42 教職員や幼児児童生徒と障害者スポーツとの関わり(全体・障害種別・複数回答)

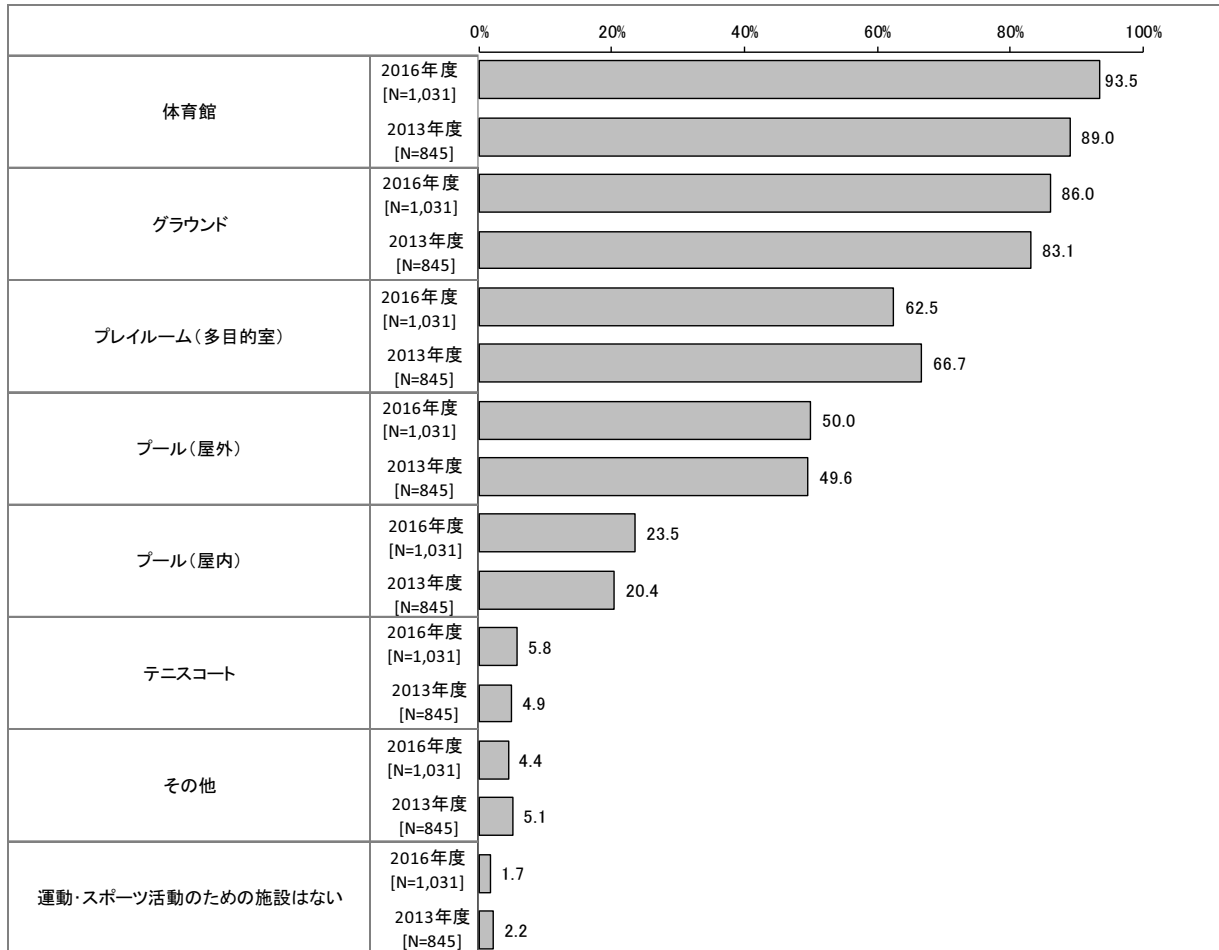
	全体		視覚障害(単置)		聴覚障害(単置)		知的障害(単置)		肢体不自由(単置)		病弱(単置)		知的障害・肢体不自由(併置)		その他の複数障害(併置)	
	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年
	N=1,050	N=909	N=50	N=56	N=74	N=75	N=503	N=441	N=124	N=103	N=73	N=73	N=149	N=99	N=193	N=62
教職員が都道府県の障害者スポーツ大会や種目別のブロック大会・県大会などの運営に関わっている(いた)	51.5	47.1	74.0	51.8	41.9	42.7	49.1	52.6	39.5	38.8	17.8	23.3	50.3	54.5	46.1	38.7
教職員が特別支援学校体育連盟が主催する大会の運営に関わっている(いた)	51.8	-	74.0	-	48.6	-	50.5	-	33.9	-	24.7	-	42.3	-	48.7	-
教職員が全国障害者スポーツ大会やジャパンパラ大会、種目別全日本選手権などの全国大会の運営に関わっている(いた)	18.1	17.3	20.0	23.2	12.2	25.3	19.3	16.8	18.5	16.5	4.1	6.8	14.1	16.2	14.0	21.0
教職員が障害者スポーツの競技団体の運営に関わっている(いた)	33.5	34.8	48.0	41.1	24.3	37.3	33.2	38.8	24.2	26.2	11.0	13.7	32.2	39.4	29.5	29.0
幼児児童生徒や卒業生がパラリンピック、デフリンピック、種目別世界選手権やアジア大会などの国際大会に出場したことがある	13.5	-	44.0	-	51.4	-	7.8	-	7.3	-	2.7	-	6.7	-	11.4	-
幼児児童生徒や卒業生がスペシャルオリンピックスの国際大会に出場したことがある	5.4	-	4.0	-	0.0	-	6.8	-	0.0	-	1.4	-	8.1	-	4.1	-
あてはまる事例を把握していない	24.3	26.6	2.0	14.3	14.9	18.7	21.1	24.5	31.5	39.8	38.4	41.1	18.1	20.8	23.2	29.0

注4) 2013 年度調査と質問が異なるため、比較ができない項目もある。

2. 7 運動・スポーツ活動のための施設

運動・スポーツ活動のための施設は、「体育館」(93.5%)が最も多く、次いで「グラウンド」(86.0%)、「プレイルーム(多目的室)」(62.5%)であった(図表 2-43)。「その他」(4.4%)は、柔道場、剣道場、自立活動室・遊戯室などであった。

図表 2-43 学校にある運動・スポーツ活動のための施設(複数回答)

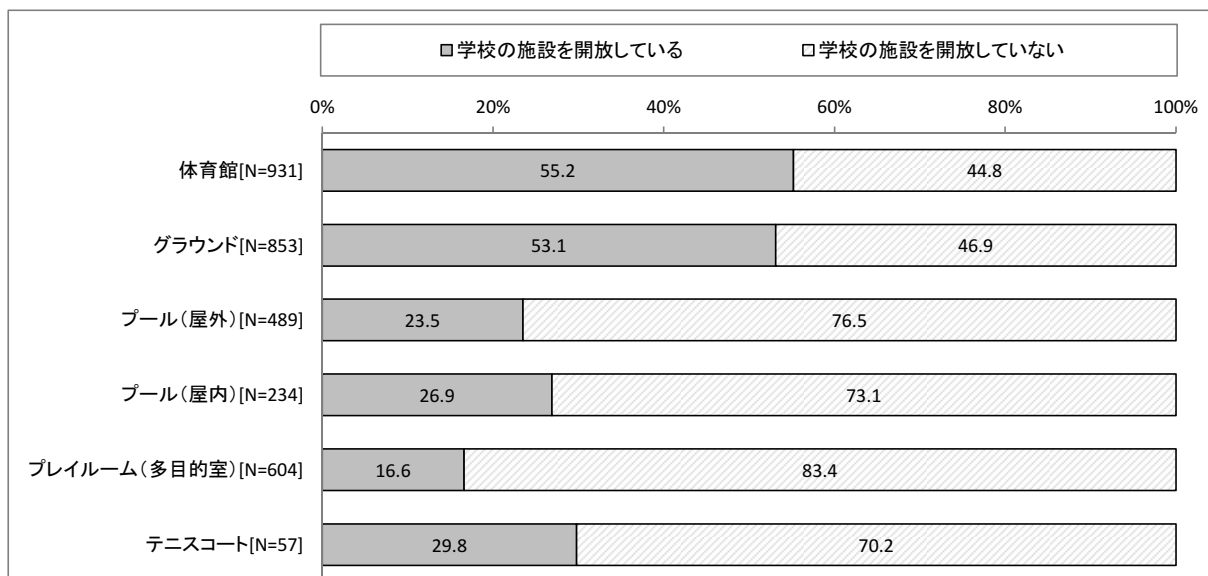


2. 8 学校開放施設で行われている活動

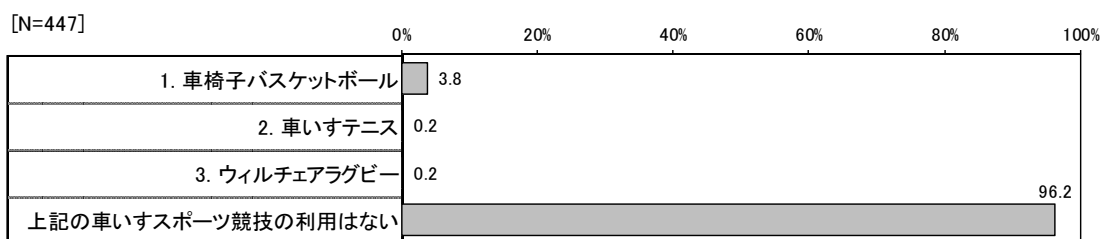
保有している学校体育施設の開放状況をみると、「体育館」が 55.2% で最も高く、次いで「グラウンド」(53.1%)、「テニスコート」(29.8%)であった(図表 2-44)。

また、「体育館」を開放した車いすスポーツ競技の利用については、ほぼ全ての学校が「車いすスポーツ競技(車椅子バスケットボール、車いすテニス、ウィルチェアラグビー)の利用はない」と回答した(図表 2-45)。

図表 2-44 学校体育施設の自校の幼児児童生徒以外への開放状況



図表 2-45 体育館を開放して行われている車椅子スポーツ競技(複数回答)



学校開放施設で行われている活動は、「地域の健常者からなるスポーツの同好会やサークルの定期的な活動」が約 5 割、「卒業生を中心としたスポーツの同好会やサークルの定期的な活動」が約 3 割、「卒業生以外の地域の障害者を中心としたスポーツの同好会やサークルの定期的な活動」が約 2 割であった（図表 2-46）。

障害種別に学校開放施設で行われている活動についてみると、「視覚障害(単置)」の「卒業生を中心としたスポーツの同好会やサークルの定期的な活動」が約 6 割と、積極的に行われていることがわかった。また、2013 年度調査と比較すると、「その他複数障害(併置)」を除く全ての障害種で、「その他の定期的な活動」の割合が増加しており、具体的には近隣の中学校・高等学校の部活動、PTA や保護者のスポーツ活動、放課後等デイサービスなどに利用されていた。

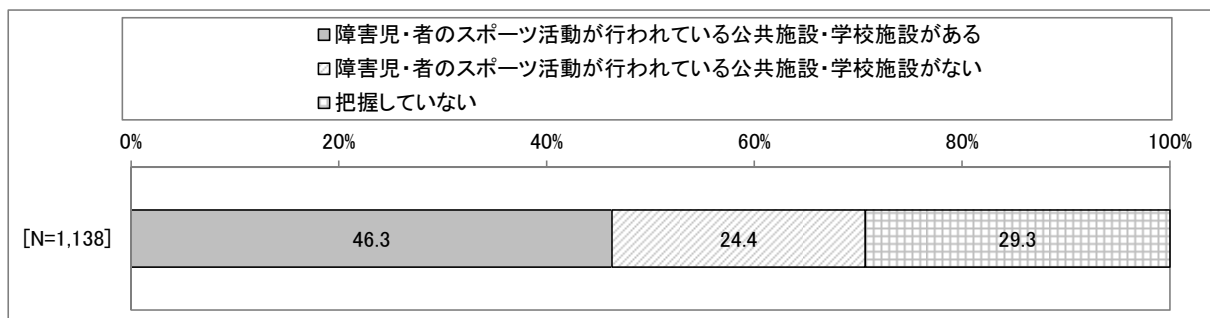
図表 2-46 学校開放施設で行われている活動(障害種別)(複数回答)

	全体		視覚障害(単置)		聴覚障害(単置)		知的障害(単置)		肢体不自由(単置)		病弱(単置)		知的障害(併置・肢体不自由)		その他の複数障害(併置)	
	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年
	N=644	N=528	N=39	N=42	N=48	N=48	N=283	N=264	N=72	N=55	N=21	N=18	N=91	N=61	N=115	N=40
卒業生を中心としたスポーツの同好会やサークルの定期的な活動	31.8	34.7	61.5	57.1	43.8	33.3	31.1	34.1	18.1	27.3	4.8	11.1	35.2	41.0	22.6	27.5
卒業生以外の地域の障害者を中心としたスポーツの同好会やサークルの定期的な活動	22.2	23.1	35.9	23.8	25.0	25.0	21.6	23.9	23.6	29.1	4.8	11.1	18.7	23.0	18.3	12.5
地域の健常者からなるスポーツの同好会やサークルの定期的な活動	51.9	50.9	61.5	64.3	54.2	66.7	53.4	47.7	33.3	40.0	33.3	61.1	48.4	44.3	50.4	60.0
障害者と健常者が共に活動することを目的とした地域スポーツクラブ等の定期的な活動	5.9	5.1	20.5	2.4	6.3	4.2	4.9	5.7	2.8	5.5	4.8	0.0	6.6	9.8	3.5	0.0
その他の定期的な活動	16.8	10.8	10.3	0.0	14.6	6.3	13.8	12.1	23.6	12.7	28.6	11.1	22.0	9.8	13.0	17.5
定期的な活動には開放されていない	18.2	17.2	5.1	9.5	14.6	14.6	15.2	18.6	26.4	21.8	33.3	11.1	19.8	14.8	18.3	20.0

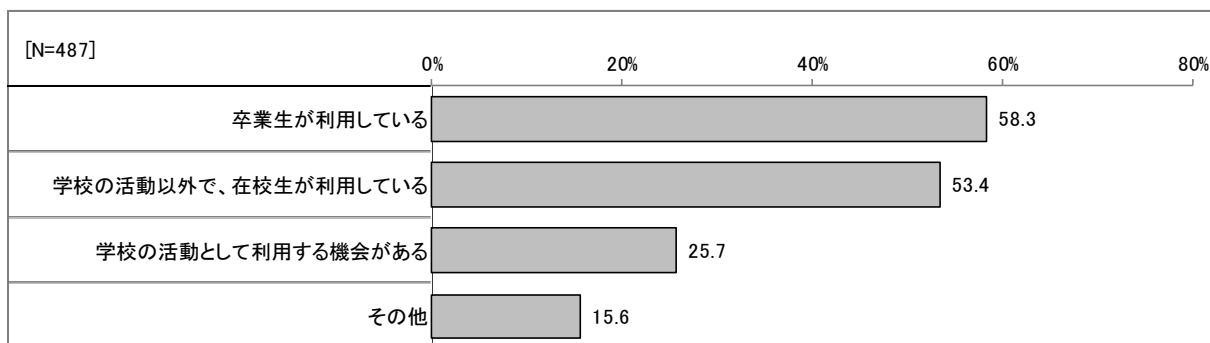
2.9 同じ市区町村内の公共施設・学校施設の利用

同じ市区町村内の障害児・者のスポーツ活動が行われている公共施設・学校施設について、「障害児・者のスポーツ活動が行われている公共施設・学校施設がある」と回答した学校は 46.3%であった(図表 2-47)。「障害児・者のスポーツ活動が行われている公共施設・学校施設がある」と回答した学校の利用実績は、「卒業生が利用している」(58.3%)が最も多く、次いで「学校の活動以外で、在校生が利用している」(53.4%)であった(図表 2-48)。

図表 2-47 障害者スポーツ活動が行われている公共施設・学校施設の有無



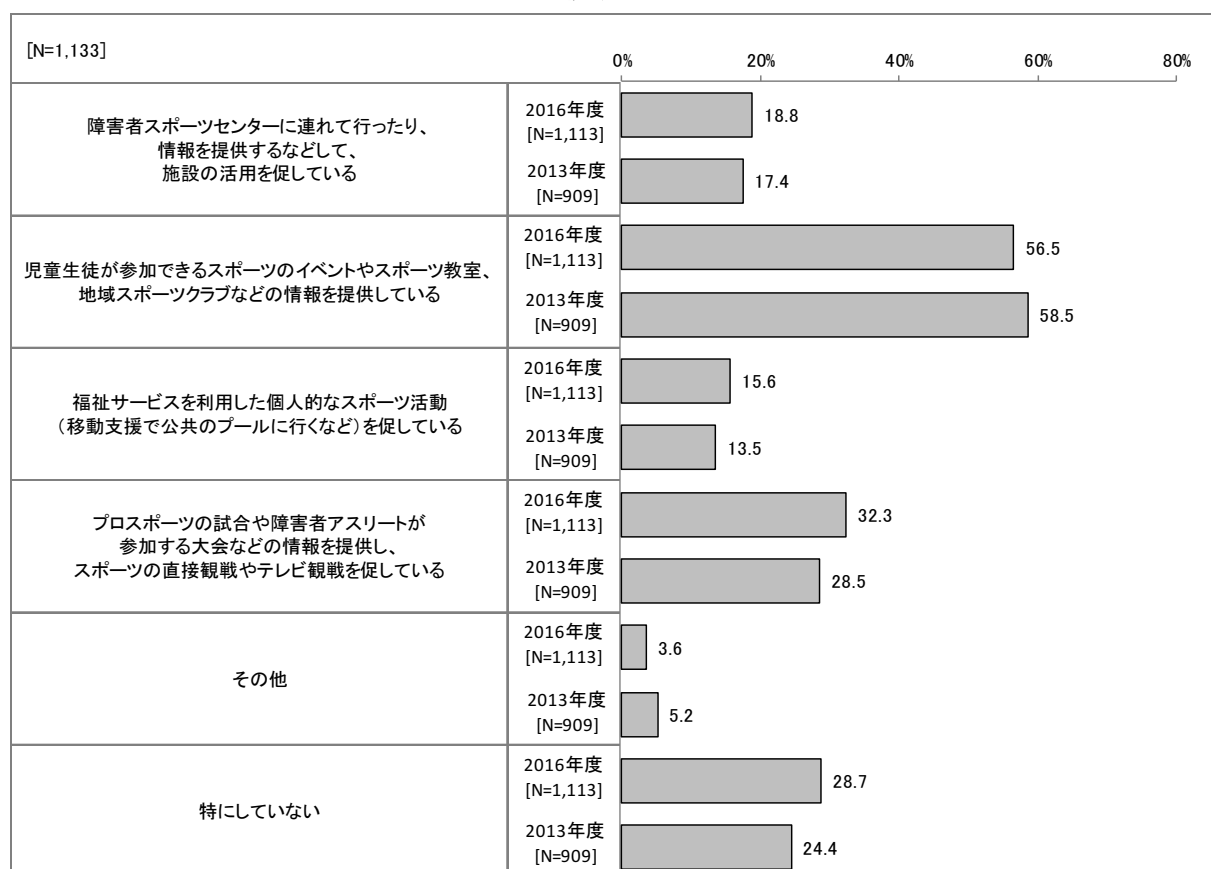
図表 2-48 障害者スポーツ活動が行われている公共施設・学校施設の利用
(複数回答)



2. 10 児童生徒の学外、及び卒業後の自主的なスポーツ活動の充実につながる配慮

児童生徒の学外、及び卒業後の自主的なスポーツ活動の充実につながる配慮についてみると、「児童生徒が参加できるスポーツのイベントやスポーツ教室、地域スポーツクラブなどの情報を提供している」が56.5%で最も多く、次いで「プロスポーツの試合や障害者アスリートが参加する大会などの情報を提供し、スポーツの直接観戦やテレビ観戦を促している」が32.3%であった(図表 2-49)。「その他」(3.6%)は、保護者を交えた障害者スポーツ講習会の開催、卒業生のための情報交換の場の提供などがあげられた。一方で、約3割の学校が「特にしていない」と回答している。

**図表 2-49 児童生徒の学外、及び卒業後の自主的なスポーツ活動の充実につながる配慮
(複数回答)**

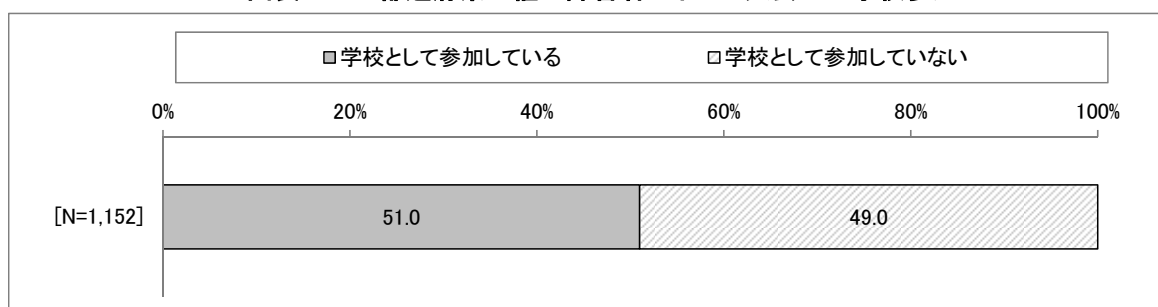


2. 11 都道府県主催の障害者スポーツ大会への参加状況

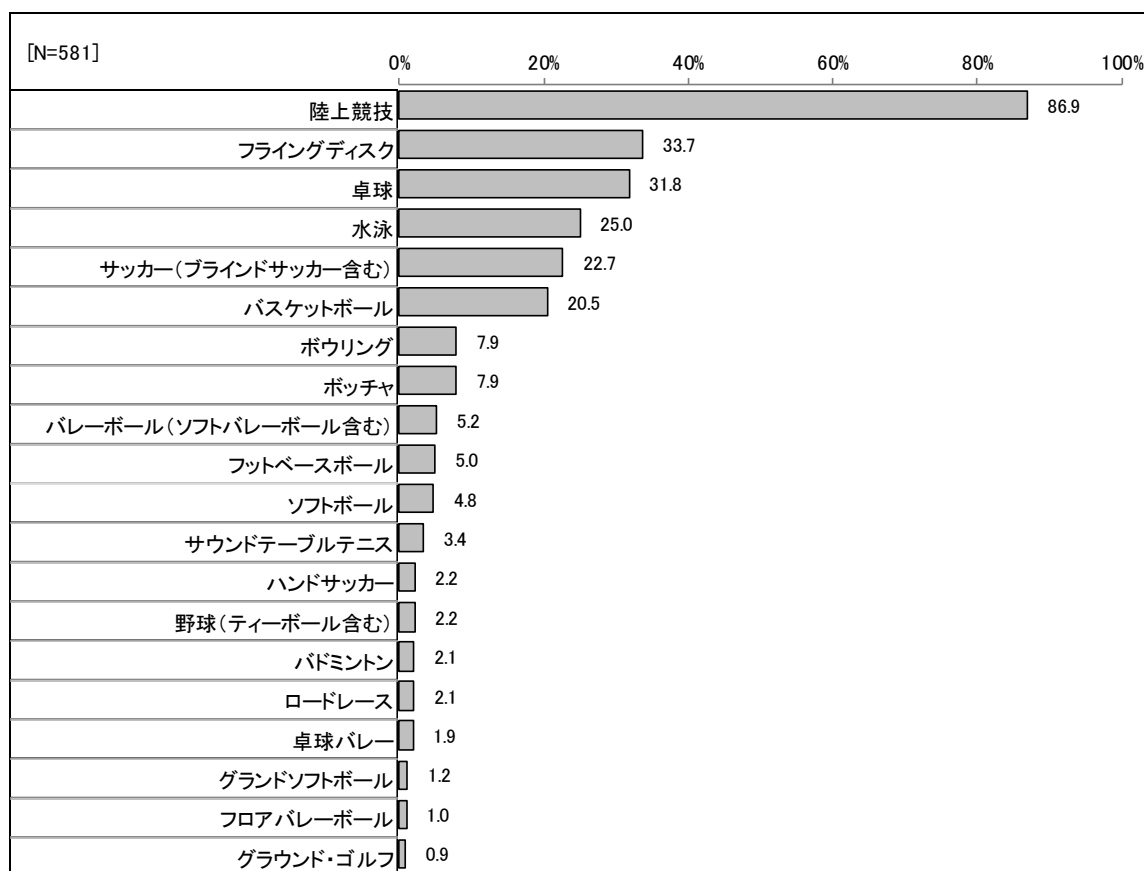
都道府県主催の障害者スポーツ大会への参加については、「学校として参加している」学校が約半分を占めた(図表 2-50)。参加種目については、「陸上競技」(86.9%)が最も多く、次いで「フライングディスク」(33.7%)、「卓球」(31.8%)であった(図表 2-51)。「ボッチャ」(7.9%)を除く上位 11 種目が全国障害者スポーツ大会の実施競技でもあることから、特別支援学校の児童生徒は、全国障害者スポーツ大会への出場を目標に運動・スポーツに取り組んでいることがうかがえる。

なお、「学校として参加していない」と回答した学校の約 5 割が「幼児児童生徒の個人参加がない」と回答している(図表 2-52)。

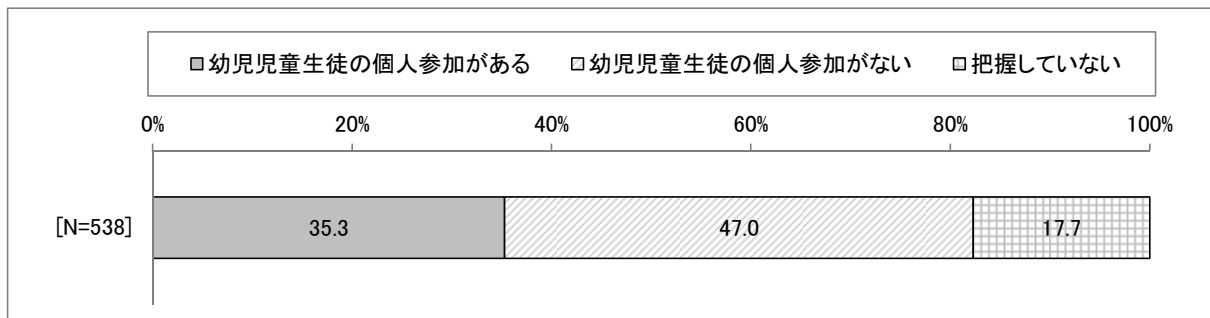
図表 2-50 都道府県主催の障害者スポーツ大会への学校参加



図表 2-51 都道府県主催の障害者スポーツ大会の参加種目(上位 20 種目)(複数回答)



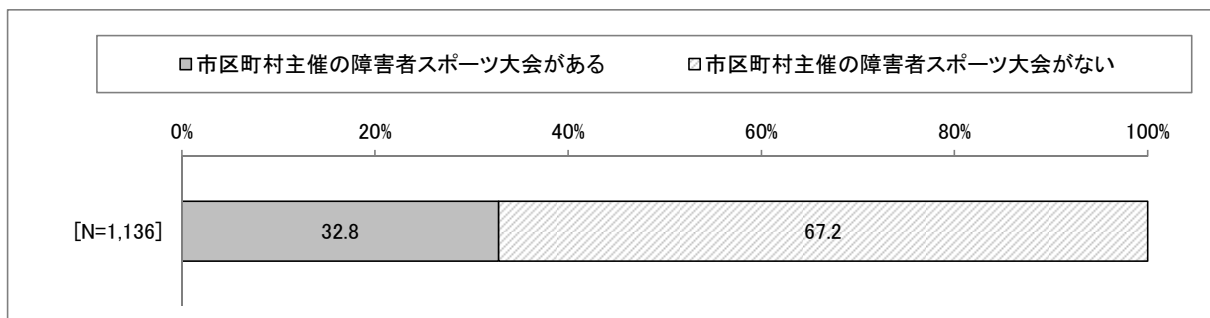
図表 2-52 都道府県主催の障害者スポーツ大会への幼児児童生徒の参加状況



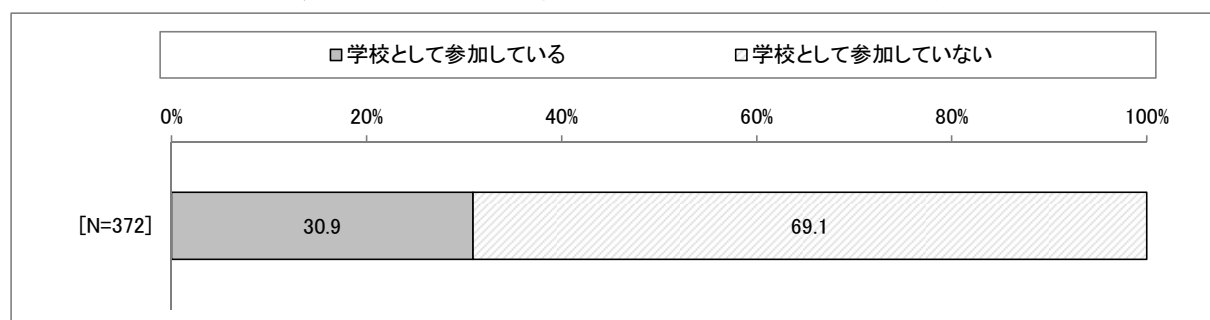
2. 12 市区町村主催の障害者スポーツ大会への参加状況

市区町村主催の障害者スポーツ大会への参加状況は、「市区町村主催の障害者スポーツ大会がある」と回答した学校が約3割おり、そのうち、「学校として参加している」学校は約3割であった(図表2-53、2-54)。参加種目については、「陸上競技」(70.4%)が最も多く、次いで「卓球」と「フライングディスク」(20.0%)であり、都道府県主催の障害者スポーツ大会参加種目(図表2-51)と類似していた(図表2-55)。

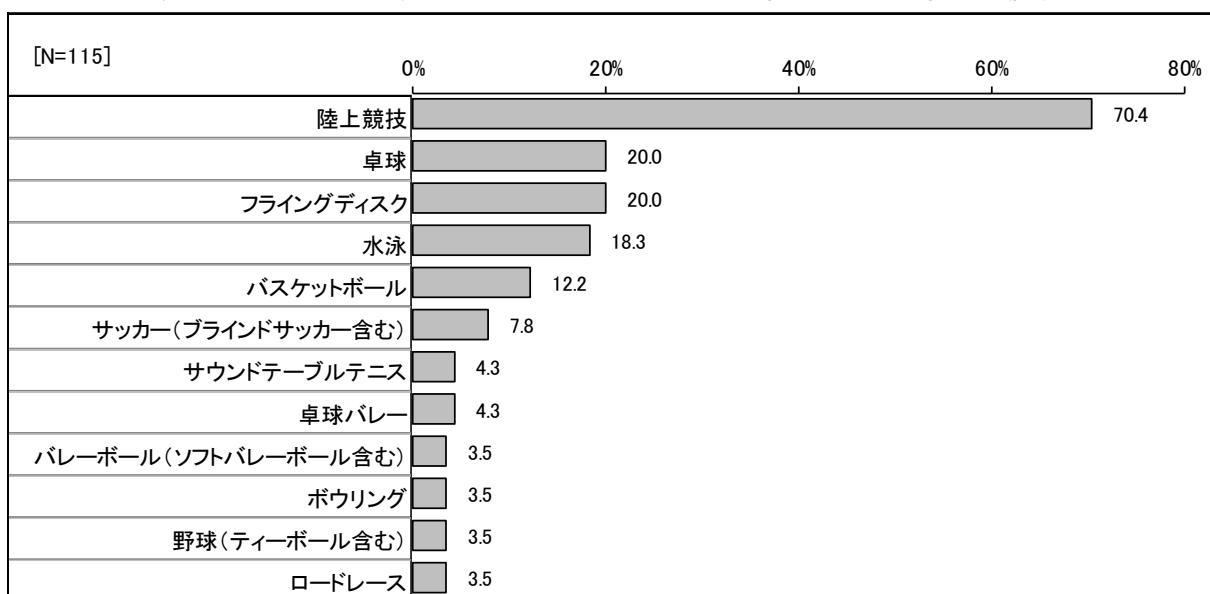
図表 2-53 市区町村主催の障害者スポーツ大会の有無



図表 2-54 市区町村主催の障害者スポーツ大会への学校参加

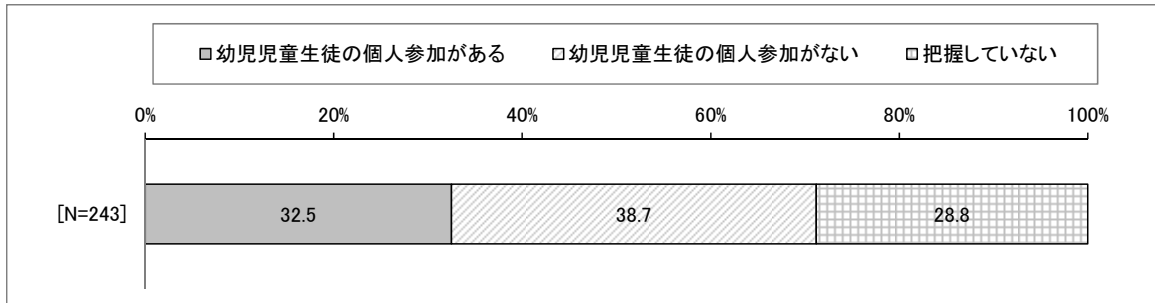


図表 2-55 市区町村主催の障害者スポーツ大会の参加種目(上位12種目)(複数回答)



なお、「学校として参加していない」と回答した学校の約 4 割が、「幼児児童生徒の個人参加がない」と回答した(図表 2-56)。

図表 2-56 市区町村主催の障害者スポーツ大会への幼児児童生徒の参加状況



2. 13 スポーツ活動を充実させるための重要な取組

幼児児童生徒のスポーツ活動を充実させるための重要な取組について、「用具や器具の確保・充実」が70.5%と最も多く、次いで「教職員の専門知識・ノウハウの習得」(61.8%)、「校内の施設やスペースの確保・拡充」(61.1%)、「教職員がスポーツを指導できる時間の確保」(59.7%)であった(図表2-57)。

障害種別にみると、ほぼ全ての障害種で、「用具や器具の確保・充実」の割合が全体的に高かった。「視覚障害(単置)」では、「教職員の専門知識・ノウハウの習得」が7割を超えている。また、「肢体不自由(単置)」では、「幼児児童生徒の体調管理のための医療スタッフ(看護師など)の確保」が4割を超えており、他の障害種と比べて高かった。

図表 2-57 スポーツ活動を充実させるために重要な取組(障害種別)(複数回答)

	全体		視覚障害 (単置)		聴覚障害 (単置)		知的障害 (単置)		肢体不自由 (単置)		病弱 (単置)		知的障害 (併置) 肢体不自由		その他の複数障害 (併置)	
	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年	2016年	2013年
	N=1,135	N=909	N=50	N=56	N=74	N=75	N=503	N=441	N=124	N=103	N=73	N=73	N=149	N=99	N=193	N=62
教職員がスポーツを指導できる時間の確保	59.7	53.0	68.0	64.3	63.5	70.7	60.8	54.4	41.9	36.9	28.8	28.8	63.8	63.6	63.7	50.0
教職員の専門知識・ノウハウの習得	61.8	57.5	76.0	75.0	58.1	73.3	57.9	54.2	61.3	58.3	49.3	52.1	63.1	54.5	63.7	56.5
外部人材(ボランティアスタッフを含む。 選択肢4を除く)の確保・充実	46.3	38.1	42.0	32.1	45.9	42.7	47.5	41.0	44.4	34.0	28.8	20.5	55.0	43.4	38.3	35.5
幼児児童生徒の体調管理のための医療スタッフ (看護師など)の確保	18.4	13.8	8.0	5.4	6.8	5.3	12.5	9.8	43.5	32.0	20.5	21.9	18.8	15.2	20.7	17.7
校内の施設やスペースの確保・拡充	61.1	62.5	50.0	48.2	54.1	53.3	65.8	68.9	46.8	54.4	46.6	56.2	61.1	63.6	59.6	59.7
用具や器具の確保・充実	70.5	69.2	66.0	71.4	67.6	76.0	70.4	71.2	59.7	66.0	50.7	53.4	75.2	68.7	72.5	69.4
幼児児童生徒がスポーツに取り組む時間を 確保するための移動手段の充実	38.1	29.7	38.0	25.0	24.3	28.0	36.4	27.0	45.2	39.8	9.6	19.2	45.6	35.4	42.0	41.9
その他	4.3	3.7	6.0	5.4	2.7	4.0	3.4	2.7	7.3	5.8	6.8	4.1	3.4	6.1	4.1	1.6

2. 14 学校が保有・整備しているスポーツ用具

保有・整備しているスポーツ用具について、全体では「器械運動用具(跳び箱、マット、鉄棒など)」(84.9%)が最も割合が高く、次いで「陸上運動用具(バトン、ハードル、ライン引きなど)」(83.5%)、「バスケットボール用具」(80.0%)があげられた(図表 2-58～図表 2-60)。

図表 2-58 学校が保有・整備しているスポーツ用具(全体・視覚障害・聴覚障害)(複数回答)

(%)

順位	全体[N=1,120]		視覚障害(単置)[N=49]		聴覚障害(単置)[N=72]	
1位	器械運動用具 (跳び箱、マット、鉄棒など)	84.9	サウンドテーブルテニス用具	98.0	器械運動用具 (跳び箱、マット、鉄棒など)	97.2
2位	陸上運動用具 (バトン、ハードル、ライン引きなど)	83.5	フロアバレーボール用具		陸上運動用具 (バトン、ハードル、ライン引きなど)	
3位	バスケットボール用具	80.0	器械運動用具 (跳び箱、マット、鉄棒など)	95.9	バスケットボール用具	90.3
4位	バドミントン用具	77.2	陸上運動用具 (バトン、ハードル、ライン引きなど)	91.8	卓球用具	88.9
5位	卓球用具	76.3	グランドソフトボール用具		体づくり運動用具 (縄跳び、一輪車など)	
6位	サッカー用具	72.9	プール用水泳用具	87.8	バレーボール用具	87.5
7位	プール用水泳用具	70.2	体づくり運動用具 (縄跳び、一輪車など)	83.7	バドミントン用具	
8位	体づくり運動用具 (縄跳び、一輪車など)	70.1	バスケットボール用具	67.3	サッカー用具	79.2
9位	バレーボール用具	68.5	武道用具 (柔道着、柔道畳、剣道防具、竹刀など)	61.2	ソフトバレーボール用具	
10位	ソフトバレーボール用具	62.8	ソフトボール用具	59.2	ソフトボール用具	75.0
11位	ソフトボール用具	52.8	サッカー用具	57.1	プール用水泳用具	70.8
12位	表現運動・ダンス用具 (太鼓、棒、輪など)	45.4	卓球用具		武道用具 (柔道着、柔道畳、剣道防具、竹刀など)	54.2
13位	ティーボール用具	43.2	バレーボール用具	55.1	表現運動・ダンス用具 (太鼓、棒、輪など)	52.8
14位	テニス用具	20.6	バドミントン用具	49.0	ティーボール用具	43.1
15位	ハンドボール用具	17.3	ゴールボール用具	46.9	テニス用具	40.3
16位	武道用具 (柔道着、柔道畳、剣道防具、竹刀など)	17.0	表現運動・ダンス用具 (太鼓、棒、輪など)		ハンドボール用具	29.2
17位	タグラグビー用具	11.5	ソフトバレーボール用具	36.7	タグラグビー用具	16.7
18位	グランドソフトボール用具	9.0	テニス用具	26.5	グランドソフトボール用具	5.6
19位	フロアバレーボール用具	7.9	ハンドボール用具	18.4	フライングディスク用具	4.2
20位	サウンドテーブルテニス用具	7.7	ティーボール用具	14.3	サウンドテーブルテニス用具	
21位	ゴールボール用具	5.0	フライングディスク用具	4.1	ゴールボール用具	1.4
22位	ポッチャ用具	4.5	フライングディスク用具	2.0	ポッチャ用具	
23位	フライングディスク用具	2.8				

図表 2-59 学校が保有・整備しているスポーツ用具
(知的障害・肢体不自由・病弱)(複数回答)

(%)

順位	知的障害(単置)[N=490]		肢体不自由(単置)[N=119]		病弱(単置)[N=66]	
1位	陸上運動用具 (バトン、ハードル、ライン引きなど)	86.7	プール用水泳用具	76.5	卓球用具	89.4
2位	バスケットボール用具	82.2	器械運動用具 (跳び箱、マット、鉄棒など)	72.3	バドミントン用具	84.8
3位	器械運動用具 (跳び箱、マット、鉄棒など)	81.4	卓球用具	68.1	バスケットボール用具	68.2
4位	バドミントン用具	78.6	バドミントン用具	63.9	体づくり運動用具 (縄跳び、一輪車など)	63.6
5位	サッカー用具	78.4	バスケットボール用具	63.0	器械運動用具 (跳び箱、マット、鉄棒など)	62.1
6位	卓球用具	73.3	バレーボール用具	59.7		
7位	体づくり運動用具 (縄跳び、一輪車など)	72.7	陸上運動用具 (バトン、ハードル、ライン引きなど)	52.9	バレーボール用具	56.1
8位	プール用水泳用具	70.2	ソフトバレーボール用具	49.6	陸上運動用具 (バトン、ハードル、ライン引きなど)	51.5
9位	バレーボール用具	65.7	サッカー用具	47.1	サッカー用具	50.0
10位	ソフトバレーボール用具	61.0	テーパーボール用具	42.9	ソフトボール用具	45.5
11位	ソフトボール用具	50.6	ソフトボール用具	38.7	テーパーボール用具	31.8
12位	表現運動・ダンス用具 (太鼓、棒、輪など)	45.9	表現運動・ダンス用具 (太鼓、棒、輪など)	34.5	テニス用具	30.3
13位	テーパーボール用具	41.4	体づくり運動用具 (縄跳び、一輪車など)	29.4	表現運動・ダンス用具 (太鼓、棒、輪など)	25.8
14位	ハンドボール用具	18.8	テニス用具	17.6	プール用水泳用具	24.2
15位	テニス用具	17.6	ポッチャ用具	13.4	武道用具 (柔道着、柔道畳、剣道防具、竹刀など)	
16位	タグラグビー用具	10.8	ハンドボール用具	8.4	ハンドボール用具	18.2
17位	武道用具 (柔道着、柔道畳、剣道防具、竹刀など)	8.6	武道用具 (柔道着、柔道畳、剣道防具、竹刀など)		ポッチャ用具	9.1
18位	フライングディスク用具	3.1	フロアバレーボール用具	6.7	フラッグフットボール用具	4.5
19位	フラッグフットボール用具	2.9	タグラグビー用具	4.2	ゴールボール用具	
20位	グラウンドソフトボール用具		サウンドテーブルテニス用具		グラウンドソフトボール用具	
21位	ポッチャ用具	2.4	フライングディスク用具	3.4	サウンドテーブルテニス用具	3.0
22位	フロアバレーボール用具	2.2	グラウンドソフトボール用具	2.5	フロアバレーボール用具	1.5
23位	ゴールボール用具	1.8	ゴールボール用具	1.7		

図表 2-60 学校が保有・整備しているスポーツ用具
(知的障害と肢体不自由の併置校・その他の複数障害の併置校) (複数回答)

(%)

順位	知的障害+肢体不自由(併置)[N=141]		その他の複数障害(併置)[N=183]	
1位	器械運動用具 (跳び箱、マット、鉄棒など)	96.5	器械運動用具 (跳び箱、マット、鉄棒など)	94.0
2位	陸上運動用具 (バトン、ハードル、ライン引きなど)	95.0	陸上運動用具 (バトン、ハードル、ライン引きなど)	89.6
3位	バスケットボール用具	87.2	バスケットボール用具	83.1
4位	サッカー用具	85.8	卓球用具	82.0
5位	体づくり運動用具 (縄跳び、一輪車など)	81.6	バドミントン用具	80.9
6位	卓球用具	80.9	サッカー用具	75.4
7位	バドミントン用具	80.1	バレーボール用具	74.9
8位	バレーボール用具	78.0	体づくり運動用具 (縄跳び、一輪車など)	72.7
9位	プール用水泳用具	76.6		
10位	ソフトバレーボール用具	72.3	ソフトバレーボール用具	69.4
11位	ソフトボール用具	57.4	ソフトボール用具	56.3
12位	ティーボール用具	55.3	ティーボール用具	50.8
13位	表現運動・ダンス用具 (太鼓、棒、輪など)	50.4		
14位	ラグビー用具	20.6	武道用具 (柔道着、柔道畳、剣道防具、竹刀など)	20.2
15位	テニス用具	18.4	テニス用具	19.7
16位	ハンドボール用具	17.0	ハンドボール用具	14.2
17位	武道用具 (柔道着、柔道畳、剣道防具、竹刀など)	11.3	グランドソフトボール用具	13.7
18位	グランドソフトボール用具	5.7	ラグビー用具	11.5
19位	フライングディスク用具		サウンドテーブルテニス用具	10.4
20位	ボッチャ用具	5.0	フロアバレーボール用具	9.8
21位	サウンドテーブルテニス用具	3.5	ゴールボール用具	8.7
22位			ボッチャ用具	4.4
23位				

2. 15 今後必要としているスポーツ用具

今後具体的に必要としているスポーツ用具をみると、全体では「体づくり運動用具(縄跳び、一輪車など)」(21.2%)が最も多く、次いで「サッカー用具」(20.2%)、「陸上運動用具(バトン、ハードル、ライン引きなど)」(19.5%)が多かった(図表 2-61～図表 2-63)。

図表 2-61 今後必要とするスポーツ用具(全体・視覚障害・聴覚障害)(複数回答)

(%)							
順位	全体[N=718]		視覚障害(単置)[N=30]		聴覚障害(単置)[N=35]		
1位	体づくり運動用具 (縄跳び、一輪車など)	21.2	ゴールボール用具	46.7	陸上運動用具 (バトン、ハードル、ライン引きなど)	28.6	
2位	サッカー用具	20.2	フロアバレーボール用具	30.0	タグラグビー用具	22.9	
3位	陸上運動用具 (バトン、ハードル、ライン引きなど)	19.5	武道用具 (柔道着、柔道畳、剣道防具、竹刀など)		武道用具 (柔道着、柔道畳、剣道防具、竹刀など)		
4位	器械運動用具 (跳び箱、マット、鉄棒など)	19.1	器械運動用具 (跳び箱、マット、鉄棒など)	23.3	器械運動用具 (跳び箱、マット、鉄棒など)	20.0	
5位	テーブル用具	17.7	サウンドテーブルテニス用具		表現運動・ダンス用具 (太鼓、棒、輪など)		
6位	表現運動・ダンス用具 (太鼓、棒、輪など)		体づくり運動用具 (縄跳び、一輪車など)	20.0	体づくり運動用具 (縄跳び、一輪車など)	17.1	
7位	プール用水泳用具	17.4	表現運動・ダンス用具 (太鼓、棒、輪など)	16.7	サッカー用具	14.3	
8位	タグラグビー用具	17.3	陸上運動用具 (バトン、ハードル、ライン引きなど)		ソフトボール用具		
9位	バスケットボール用具	14.9	プール用水泳用具	13.3	ハンドボール用具	11.4	
10位	卓球用具	14.2	グランドソフトボール用具		バスケットボール用具		
11位	バドミントン用具	13.9	サッカー用具	10.0	テニス用具	8.6	
12位	ソフトバレーボール用具	13.5	タグラグビー用具		グランドソフトボール用具		
13位	武道用具 (柔道着、柔道畳、剣道防具、竹刀など)	12.8	フラッグフットボール用具	6.7	プール用水泳用具	5.7	
14位	フロアバレーボール用具	11.8	テーブル用具		フラッグフットボール用具		
15位	ゴールボール用具	11.4	ソフトバレーボール用具	3.3	テーブル用具	2.9	
16位	ソフトボール用具	10.0	ハンドボール用具		卓球用具		
17位	テニス用具	8.2	卓球用具	3.3	サウンドテーブルテニス用具		
18位	サウンドテーブルテニス用具		テニス用具		ソフトバレーボール用具		
19位	グランドソフトボール用具	7.8	/	/	バレーボール用具		
20位	バレーボール用具	7.2			バドミントン用具		
21位	フラッグフットボール用具	6.0			ゴールボール用具		
22位	ハンドボール用具	5.6			フライングディスク用具		
23位	ポッチャ用具	5.2			/	/	フロアバレーボール用具
							2.9

図表 2-62 今後必要とするスポーツ用具
(知的障害・肢体不自由・病弱)(複数回答)

(%)

順位	知的障害(単置)[N=329]		肢体不自由(単置)[N=70]		病弱(単置)[N=36]	
1位	サッカー用具	23.7	プール用水泳用具	18.6	武道用具 (柔道着、柔道畳、剣道防具、竹刀など)	25.0
2位	体づくり運動用具 (縄跳び、一輪車など)	23.4	フロアバレーボール用具		ソフトバレーボール用具	22.2
3位	ティーボール用具	22.2	ゴールボール用具	15.7	表現運動・ダンス用具 (太鼓、棒、輪など)	
4位	器械運動用具 (跳び箱、マット、鉄棒など)	21.0	武道用具 (柔道着、柔道畳、剣道防具、竹刀など)	12.9	サッカー用具	
5位	陸上運動用具 (バトン、ハードル、ライン引きなど)	20.7	器械運動用具 (跳び箱、マット、鉄棒など)	11.4	テニス用具	16.7
6位	バスケットボール用具	18.8	タグラグビー用具		フロアバレーボール用具	
7位	表現運動・ダンス用具 (太鼓、棒、輪など)		ティーボール用具		器械運動用具 (跳び箱、マット、鉄棒など)	13.9
8位	バドミントン用具		17.3		サウンドテーブルテニス用具	
9位	プール用水泳用具	17.0	表現運動・ダンス用具 (太鼓、棒、輪など)		体づくり運動用具 (縄跳び、一輪車など)	11.1
10位	卓球用具	16.1	ポッチャ用具		卓球用具	
11位	タグラグビー用具	15.5	体づくり運動用具 (縄跳び、一輪車など)	10.0	バドミントン用具	
12位	ソフトバレーボール用具	13.7	卓球用具	8.6	バスケットボール用具	
13位	ソフトボール用具	11.2	陸上運動用具 (バトン、ハードル、ライン引きなど)	7.1	タグラグビー用具	8.3
14位	武道用具 (柔道着、柔道畳、剣道防具、竹刀など)	9.4	ソフトバレーボール用具		ティーボール用具	
15位	バレーボール用具	8.2	テニス用具	5.7	ハンドボール用具	
16位	ゴールボール用具	7.3	サッカー用具	4.3	バレーボール用具	
17位	フロアバレーボール用具	7.0	フラッグフットボール用具		グランドソフトボール用具	
18位	テニス用具	6.7	バドミントン用具		サウンドテーブルテニス用具	5.6
19位	グランドソフトボール用具	5.8	グランドソフトボール用具		ゴールボール用具	
20位	サウンドテーブルテニス用具		2.9	バスケットボール用具	ポッチャ用具	
21位	フラッグフットボール用具	4.3	バレーボール用具	1.4	ソフトボール用具	
22位	ハンドボール用具	4.0	フライングディスク用具		フラッグフットボール用具	2.8
23位	ポッチャ用具					

図表 2-63 今後必要とするスポーツ用具
(知的障害と肢体不自由の併置校・その他の複数障害の併置校) (複数回答)

(%)				
順位	知的障害+肢体不自由(併置)[N=93]		その他の複数障害(併置)[N=125]	
1位	体づくり運動用具 (縄跳び、一輪車など)	26.9	サッカー用具	24.8
2位	陸上運動用具 (バトン、ハードル、ライン引きなど)	25.8	タグラグビー用具	
3位	プール用水泳用具		体づくり運動用具 (縄跳び、一輪車など)	
4位	タグラグビー用具	22.6	器械運動用具 (跳び箱、マット、鉄棒など)	20.0
5位	テーブル用具	21.5	プール用水泳用具	19.2
6位	サッカー用具	19.4	ソフトバレーボール用具	
7位	バスケットボール用具	18.3	フロアバレーボール用具	
8位	器械運動用具 (跳び箱、マット、鉄棒など)	17.2	陸上運動用具 (バトン、ハードル、ライン引きなど)	18.4
9位	表現運動・ダンス用具 (太鼓、棒、輪など)	16.1	卓球用具	16.8
10位	卓球用具	15.1	表現運動・ダンス用具 (太鼓、棒、輪など)	
11位	バドミントン用具		バドミントン用具	
12位	ソフトボール用具	12.9	バスケットボール用具	15.2
13位	ゴールボール用具		テーブル用具	
14位	ソフトバレーボール用具	11.8	武道用具 (柔道着、柔道畳、剣道防具、竹刀など)	
15位	ポッチャ用具	10.8	ソフトボール用具	13.6
16位	グラウンドソフトボール用具	9.7	ゴールボール用具	
17位	フロアバレーボール用具		グラウンドソフトボール用具	
18位	バレーボール用具	8.6	サウンドテーブルテニス用具	
19位	テニス用具		テニス用具	11.2
20位	武道用具 (柔道着、柔道畳、剣道防具、竹刀など)		フラッグフットボール用具	10.4
21位	フラッグフットボール用具	7.5	バレーボール用具	9.6
22位	ハンドボール用具		ハンドボール用具	8.8
23位			ポッチャ用具	3.2

3. 調査結果(事例調査)

全国の特別支援学校における部活動・クラブ活動や外部指導者の導入状況、卒業後の運動・スポーツ活動状況などを明らかにするために、特徴的な学校に事例ヒアリング調査を行った(図表 2-64)。

図表 2-64 事例調査で対象とした特別支援学校

学校名	属性			特徴
	障害種区分	学校種区分	学部形態	
大阪府立 大阪北視覚支援学校	視覚障害	単置	幼稚部 小学部 中学部 高等部本科普通科 高等部理療系学科	<ul style="list-style-type: none"> ・中学部・高等部本科普通科・高等部理療系学科が合同で運動部活動を実施 ・プレイルームと柔道場を活用して重度・重複障害者の体育と部活動を実施 ・教員、卒業生、在校生徒で社会人チームを結成し、卒業後のスポーツ環境を整備
山口県立 防府総合支援学校	視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱	併置	小学部 中学部 高等部普通科	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害、肢体不自由、病弱の生徒が合同で体育と運動部活動を実施 ・7種目の運動部を通じて多様な運動・スポーツに触れる機会を提供 ・生徒と教員で編成される車椅子バスケットボールチームは県内唯一
鹿児島県立 鹿児島養護学校	知的障害 肢体不自由	併置	小学部 中学部 高等部普通科	<ul style="list-style-type: none"> ・「スポーツ同好会」で教員の専門性や生徒の障害特性に応じて様々な種目を実施 ・外部指導者を活用し、専門家による指導で生徒は多様なニュースポーツを体験 ・体育館を鹿児島県総合体育センター主催の知的障害者のサッカーイベントに開放
広島県立 尾道特別支援学校	聴覚障害 知的障害	併置	(聴覚障害部門) 幼稚部 小学部 中学部 (知的障害部門) 小学部 中学部 高等部	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害と知的障害の生徒が合同で運動部活動を実施 ・卓球部・陸上競技部・ヒップホップステップ部で専門的指導を行える外部指導員を活用 ・積極的に地域のイベントに出演し、学校の知名度向上と生徒の社会参加を支援
鳥取県立 琴の浦高等特別支援学校	知的障害	単置	高等部職業学科	<ul style="list-style-type: none"> ・14人の教員が障がい者スポーツ指導員資格を保有し、全員が部活動を指導 ・知的障害の高等部を設置する特別支援学校5校で年に2回交流会を開催 ・4つの運動部で外部指導者を活用し、教員の負担を軽減

大阪府立大阪北視覚支援学校

【特徴】

中学部・高等部普通科・高等部理療系学科が合同で運動部活動を実施
プレイルームと柔道場を活用して重度・重複障害者の体育と部活動を実施
教員、卒業生、在校生徒で社会人チームを結成し、卒業後のスポーツ環境を整備

1. プロフィール

(1) 設立経緯

1900年、盲人実業家・五代五右衛門氏が「私立大阪盲啞院」として授業を開始したのが始まりである。その後、大阪市への譲渡や学校名の改称などを経て、2016年4月に大阪府へ移管され、「大阪府立大阪北視覚支援学校」となった。大阪北部を校区とする視覚障害児・者を対象としており、幼稚部・小学部・中学部・高等部本科普通科・高等部理療系学科を設置している。

(2) 児童生徒数

2016年8月現在、児童生徒総数は94人である(図表2-65)。小学部、中学部、高等部本科普通科には、肢体不自由、知的障害、発達障害などを併せ持つ重度・重複障害の児童生徒が在籍している。

図表 2-65 大阪北視覚支援学校の児童生徒数内訳

	幼稚部	小学部	中学部	高等部本科普通科	高等部理療系学科	合計
児童生徒数 (重度・重複障害児童生徒数)	10	23(8)	12(6)	19(4)	30	94

(3) 重複委員会の設置

小学部・中学部・高等部本科普通科に在籍する重度・重複障害の児童生徒に、障害特性に応じたきめ細やかな教育的支援を提供するため、「重複委員会」を設置している。18人の児童・生徒を対象に、14人の教員が関わり、プールの授業やクリスマス会などのイベントを企画している。

2. 運動部活動の現状

(1) 背景

2006年、普通校での指導経験のある保健体育科の教員が中心となって、部活動システムの整備が進められた。それまで特定の教員に運営と指導の負担がかかり、在学中から卒業後を見据えた活動を充分に行えていなかったが、視覚障害者が特に参加に障壁を感じる団体競技(野球〈グランドソフトボール〉とフロアバレーボール)の部活動化を推し進め、その後、水泳部、卓球部、サウンドテーブルテニス部、ダンス部の活性化にも繋がった。

(2) 実施種目・部員数

運動系では、視覚障害者独自の競技から一般の競技まで幅広く行っており、大会参加を目指すクラブ(野球〈グラウンドソフトボール〉、フロアバレーボール、水泳、卓球)から運動不足解消を目標にするクラブ(ダンス部等)まで活動は多岐にわたる(図表 2-66)。中学部・高等部本科普通科・高等部理療系学科の三学部が合同で実施しており、高等部理療系学科の生徒を対象にあん摩マッサージ、鍼、灸の知識・技能の向上を目的とした理療系の部活動(モビリティセッション部・手技療法研究会)も設置している。



約 30 人の生徒が運動部活動に参加している。グラウンドソフトボール部の部員 10 人のうち、7 人がフロアバレーボールと兼部するなど、多くの生徒が 2 つ以上の部活動を兼部している。

図表 2-66 大阪北視覚支援学校の部活動の詳細

部名		野球 (グラウンドソフトボール)	フロアバレーボール	水泳	卓球	サウンドテーブル テニス	ダンス
部員	部員総数	10人	12人	10人	3人	7人	6人
	兼部有無	有り (フロアバレーボール)	有り (野球)	有り (フロアバレーボール、 野球、卓球)	有り (フロアバレーボール)	有り (フロアバレーボール、 水泳、野球)	無し
指導員数		6人	7人	7人	1人	5人	5人
活動状況	曜日	週4回	週4回	夏は毎日	週3回	週3回	週2回
	時期	2~6月 8月全国大会	4~10月	夏季	大会前	通年	通年
	場所	グラウンド	体育館	屋外プール	体育館	体育館	プレハブ大教室
主な 出場大会		近畿盲学校野球大会	近畿盲学校 フロアバレーボール大会	近畿盲学校水泳大会	近畿盲学校卓球大会	近畿盲学校卓球大会	校内発表会

注 1) グラウンドソフトボール:ボールの転がる音を頼りに、視覚障害のある選手が 1 チーム 10 人で行う野球競技。

(3) 運営体制

人事異動による部活動への影響を最小限に抑えるため、各部に顧問 1 人を配置し、若手教員・講師は副顧問として複数の部活動を兼務している。87 人の教員のなかで、保健体育免許保有者は教頭を含め 11 人である。重複障害者が多く在籍するため、各部員が必要とする支援を的確に提供するため、各部には顧問・副顧問を含め、保健体育科の教員を多く配置している。

(4) 近畿大会への参加

1) 近畿盲学校体育連盟主催大会

近畿盲学校体育連盟は、野球、フロアバレーボール、卓球、水泳の 4 種目の近畿地区大会を主催している。2016 年度は、野球 12 人、フロアバレーボール 12 人、卓球 10 人、水泳 10 人が出場した。近畿地区には、視覚障害の特別支援学校が 9 校あり、近年、野球への参加は 5 校程度に留まっているが、フロアバレーボール、卓球、水泳へは、9 校すべてが参加している。

2) 近畿盲学校野球大会（グランドソフトボール）

2016 年度近畿盲学校野球大会は、大阪北視覚支援学校を会場に、63 回目を迎えた。大阪府からは 2 チーム（大阪北視覚支援学校と大阪南視覚支援学校）、奈良県 1 チーム、福井県 1 チーム、兵庫県・滋賀県・和歌山県の合同チーム（合計 5 チーム）が出場した。

なお、全国盲学校野球大会（1 チーム 10 人）は、参加選手数・参加校の減少に伴い、2016 年度大会

を最後に終了した。2017 年度からは、全国盲学校野球大会に代わって、参加人数が少なくても団体競技として参加ができる全国盲学校フロアバレーボール大会（1 チーム 6 人）の開催が予定されている。



3. 卒業後のスポーツ活動の充実に向けて

(1) 地域におけるスポーツ機会の提供

教員の異動や生徒数の減少による運動・スポーツ機会の減少を避けるため、生徒に対して、部活動・クラブ活動への参加に加えて、地域の社会人チームへの参加を促している。したがって、在学中から地域の社会人チームに所属することで、卒業後の運動・スポーツ機会の確保に繋げている。

□ 大阪セイガンズ（グランドソフトボール）

2008 年、大阪北視覚支援学校の教員、卒業生、在校生徒で「大阪セイガンズ」を結成し、大阪府・兵庫県・高知県・三重県を拠点としたグランドソフトボールチームが出場する社会人リーグ「ふれ愛グラソフ・ジャパンリーグ（NPO 法人ふれ愛びっく大阪クラブ主催）」に出場している（図表 2-67）。6 チームによる 2016 年度のリーグは、3 月から 11 月の間に 5 試合行われ、全勝した大阪セイガンズが優勝している。大阪北視覚支援学校のグラウンドも会場として利用された。

□ 大阪ラビッツ（フロアバレーボール）

「大阪セイガンズ」同様、フロアバレーボールの「大阪ラビッツ」は、大阪北視覚支援学校の教員、卒業生、在校生徒で構成され、2009 年より日本フロアバレーボール連盟に加盟している。連盟加盟の 46 チームの日本一を決定する「日本一クラブ決定戦」が毎年 6 月に神奈川ライトセンターで開催されており、2014 年度大会では大阪ラビッツが 3 位に入賞した。

(2) 県内外での練習・遠征

野球部、フロアバレーボール部、卓球部の部員は、大阪南視覚支援学校、全国障害者スポーツ大会出場チーム、社会人リーグチームとの対外試合や、大阪北視覚支援学校を会場とした合宿なども行っている。部活動としての活動以外に、在学生徒も学校へ届出を提出することで、社会人チームメンバーとして全国障害者スポーツ大会や、名古屋や横浜などへの社会人大会の遠征にも同行し、社会性を身につけることができている。

図表 2-67 生徒が参加する社会人チーム

チーム名		大阪セイガンズ		チーム名		大阪ラビッツ	
種目		グラウンドソフトボール		種目		フロアバレーボール	
メンバー	総数	約25人		メンバー	総数	約27人	
	内訳	大阪北視覚支援学校教員 (その他教員、OBも含む)	約14人		内訳	大阪北視覚支援学校教員 (その他教員、OBも含む)	約15人
		大阪北視覚支援学校の在校生	1人			大阪北視覚支援学校の在校生	4人
		大阪北視覚支援学校の卒業生	約10人			大阪北視覚支援学校の卒業生	約8人
活動	曜日	大会参加のみ		活動	曜日	日曜日(不定期)	
	場所				場所	大阪北視覚支援学校体育館	
	実績	2016ふれ愛グラソフ・ジャパンリーグ優勝			実績	2014年度第4回JFVAクラブ日本一決定戦3位	

4. 学校の運動施設

(1) 運動施設

体育館、グラウンド、屋外プール(25m×6 レーン、幼稚園児用プール)、プレイルーム(剣道場)、柔道場がある。プレイルームに併設されている柔道場は、幼稚部の児童に利用され、運動の楽しさや感覚を養うことを目的に畳を素足で走り回れる環境を整備している。上層階の体育館への移動が難しい重度・重複障害の児童生徒のために、教室と同じ1階にあるプレイルームにトランポリンやマットなどの運動用具を設備し、体育やダンス部の活動を行っている。

(2) 学校開放事業

グラウンドは、大阪市から大阪府へ移管された2016年4月以降、大阪府の所管事業である大阪府立高等学校等体育施設開放事業の対象校の一つとして、地域の障害者施設の運動会、視覚障害者スポーツ団体、地域の自治会、スポーツ少年団等に開放し、利用されている。

大阪府立大阪北視覚支援学校

○所在地：大阪府大阪市東淀川区豊里7丁目5-26

○開校年：1900年

○学校種区分：視覚障害

○学級実態：幼稚部、小学部、中学部、高等部本科普通科・高等部理療系学科

山口県立防府総合支援学校

【特徴】

知的障害、肢体不自由、病弱の生徒が合同で体育と運動部活動を実施
7種目の運動部を通じて多様な運動・スポーツに触れる機会を提供
生徒と教員で編成される車椅子バスケットボールチームは県内唯一

1. プロフィール

(1) 設立経緯

1968年、肢体不自由の養護学校(山口県立防府養護学校)として開校した。学校教育法の改正に伴い、2008年以降、山口県内の全ての養護学校、聾学校、盲学校は原則5障害(視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱)に対応する「総合支援学校」へ移行している。

(2) 児童生徒数

2016年8月現在、149人の児童生徒が在籍している(図表2-68)。肢体不自由の養護学校として設立したが、「総合支援学校」へ移行したことに伴い、児童生徒の障害種の割合が変化し、現在は知的障害が全体の6割を占め、肢体不自由は全体の3割未満となっている。2017年1月現在、視覚障害(単一)と聴覚障害(単一)の児童生徒は在籍していない。

図表 2-68 防府総合支援学校の児童生徒数内訳

		小学部	中学部	高等部普通科	合計
在籍児童生徒数(人)		44	51	54	149
学級数	単一障害	7	9	10	26
	重複障害	5	6	8	19
	訪問学級	1			1

2. 運動部活動の現状

(1) 背景・目的

開校当初、生徒から体育館で運動したいと要望があったことを受け、保健体育の教員が中心となって、学校での児童生徒のスポーツ環境の基盤を整備していった。課外活動として、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、生徒自らが課題を見つけ主体的に判断し、解決していく自己指導能力の育成を図ることを目的に活動している。



(2) 実施種目・部員数

車椅子バスケットボール、ソフトボール、卓球、テニス、バスケットボール、陸上競技、カヌー・登山の 7 つの運動部と、手遊び歌、風船バレー、ダンスなどを行うレクリエーション部がある(図表 2-69)。中学部と高等部の知的障害、肢体不自由、病弱の三障害の生徒が合同で実施している。日常の学習において異なる学級に在籍する生徒と一緒に部活動に参加することにより、自分と異なる障害をもつチームメンバーに対する配慮や気遣いを身につけることができ、部活動を通じた相互理解の促進にも繋がっている。

1) 車椅子バスケットボール部／バスケットボール部

部員 5 人で毎週木曜日に活動している。特別支援学校の部活動チームとしては県内唯一であるが、生徒だけではチームが編成できず、教員との混合チームで練習及び大会に参加している。健常者も参加が可能な山口県車椅子バスケットボール選手権大会(2016 年 6 月)へ、毎年重度・重複障害の生徒も出場している。生徒により多くのプレーの機会を提供できるようにと、大会実行委員会や対戦相手に特別ルールとしてネットにボールが触れた時点で得点、他チームの選手が助っ人で参加、試合中のアドバースなどの配慮をしてもらうことで、生徒の参加が実現している。

2016 年 11 月、防府ライオンズクラブ杯車椅子・FID バスケットボール大会がソルトアリーナ防府で開催された。車椅子の部へは肢体不自由の生徒と教員が合同チームで出場し、FID の部へは、バスケットボール部で活動する知的障害の生徒が出場した。

元保健体育の教員や卒業生が山口県障害者スポーツ協会の会長、山口県車いすバスケットボール連盟の副会長を務めるなど、地域のスポーツ環境の整備に尽力している。



2) 陸上部

部員 14 人が、各自の体力にあわせて、ウォーキングから短距離、中・長距離等の練習に取組み、山口県障がい者陸上競技記録会やキラリンピック兼全国障害者スポーツ大会選手選考会へ出場している。県内の障害者陸上競技クラブ「Step」が定期的に行う維新百年記念公園レクチャールームでの練習会へは、年齢、性別、障害の有無に関わらずクラブ会員、ボランティア、コーチ、理学療法士、高校生が参加している。「Step」の練習に生徒が自主参加するなど、在学中から生徒に対して地域スポーツクラブ・チームの練習への参加を積極的に勧めている。

3) カヌー・登山部

部員 10 人、指導教員 3 人のカヌー・登山部は、春から秋にかけては佐波川でカヌー、冬には防府市内の桑山・天神山・右田ヶ岳等で山登りに取り組んでいる。長期休業中には、卒業生と保護者が参加し、近隣県や九州への宿泊付き遠征を実施している。カヌーや登山の専門性を持つ教員が中心となって活動している。

4) その他運動部活動

10人の部員が所属する卓球部では、中央廊下に知的障害の生徒のための通常サイズの卓球台のほか、車椅子を利用する生徒のために低めの卓球台を設置して活動をしている。テニス部は近隣のテニスコートを利用して練習を行っており、部員はカヌー・登山部やバスケットボール部と兼部している。レクリエーション部では、手遊び歌、ダンス、風船バレーなどのレクリエーション活動を行っており、主に運動部への参加が難しい知的障害と肢体不自由の重複障害の生徒が参加している。

図表 2-69 防府総合支援学校の部活動の詳細

部名		車椅子バスケットボール	ソフトボール	卓球	テニス	
部員 (人)	部員総数(人)	5	2	10	4	
	兼部有無	無し	無し	有り (カヌー・登山)	有り (カヌー・登山、バスケットボール)	
	内訳	知的障害(単一)	0	0	7	4
		肢体不自由(単一)	3	0	0	0
		病弱(単一)	1	1	0	0
		知的障害と肢体不自由	1	1	1	0
		知的障害と病弱	0	0	1	0
		知的、病弱、肢体不自由等	0	0	1	0
指導員数 (人)	教員	4	3	7	3	
	教員以外	2	0	0	0	
活動状況	曜日	木	木	木	木	
	時間	15:50～16:30	15:45～16:30	15:40～16:15	15:40～16:50	
	時期	通年	通年	通年	通年	
	場所	体育館	グラウンド	中央廊下	学校近くのテニスコート	
主な 出場大会	①大会名(時期)	山口県車椅子バスケットボール 選手権大会(2016年6月)	なし	防府市障害者 親睦卓球大会 (2016年3月)	なし	
	②大会名(時期)	防府ライオンズクラブ杯車椅子・ FIDバスケットボール大会 (2016年11月)				
部名		バスケットボール	陸上競技	カヌー・登山	レクリエーション	
部員 (人)	部員総数(人)	19	14	10	10	
	兼部有無	有り(テニス、カヌー・登山)	有り(カヌー・登山)	有り(卓球、テニス、 バスケットボール、陸上競技)	無し	
	内訳 (人)	知的障害(単一)	12	11	10	2
		肢体不自由(単一)	0	0	0	0
		病弱(単一)	1	0	0	0
		知的障害と肢体不自由	5	3	0	7
		知的障害と病弱	1	0	0	1
		知的、病弱、肢体不自由等	0	0	0	0
指導員数 (人)	教員	7	9	3	9	
	教員以外	0	0	0	0	
活動状況	曜日	月・木	木	木	木	
	時間	15:50～17:00	15:45～16:30	15:40～17:00	15:45～16:30	
	時期	通年	通年	通年	通年	
	場所	体育館	グラウンド (雨天時は中央廊下)	市内周辺 県内外の山・川	教室	
主な 出場大会	①大会名(時期)	山口県FIDバスケットボール 交流大会(2016年7月)	山口県障害者 陸上競技記録会(2016年4月)	なし	なし	
	②大会名(時期)	防府市内オープン バスケットボール大会 (2016年8月)	キラリンピック兼 全国障害者スポーツ大会 選手選考会(2016年5月)			
	③大会名(時期)	防府ライオンズクラブ杯車椅子・ FIDバスケットボール大会 (2016年11月)	山口県障害者陸上競技記録会 (2016年9月)			
	④大会名(時期)	防府市総合 バスケットボール選手権 (2017年2月)				

(3) 運営体制

全ての部活動の活動日を毎週木曜日(通年)としている。バスケットボール部のみ、月曜日にも活動している。安全性を確保しながら異なる障害のある生徒が合同でスポーツを実施するためには、各部の部員数と部員の障害程度を考慮したうえで、教職員1人が生徒1~2人に対応できるよう、複数名の教職員を配置している。

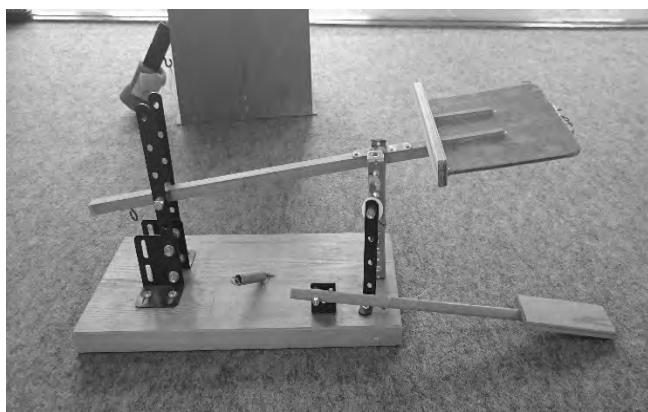
3. キラリンピック兼全国障害者スポーツ大会派遣選手選考会への参加

山口県と山口県障害者スポーツ協会主催の「キラリンピック」は、全国障害者スポーツ大会の予選会を兼ねており、2016年度は、3日間にわたって7種目が実施された。毎年、小学部から高等部までの児童生徒が出場している。キラリンピックへの出場は、競技日程が異なる複数競技への出場が可能のため、運動が苦手な児童生徒へは運動・スポーツの楽しさを学ぶことを目的に複数の競技への参加を勧めている。基本的に13歳以上の身体障害者、及び知的障害者、精神障害者が参加対象だが、小学部の児童に対しても、陸上競技(50m チャレンジ)や水泳(20m チャレンジ)等の小学生の部がある種目への参加を促している。より競技志向の高い中学部・高等部の生徒は、全国障害者スポーツ大会派遣選手選考会へ出場している。

4. 三学部三障害合同の運動会

毎年5月、小学部・中学部・高等部が三学部合同で運動会を開催している(図表2-70)。重度・重複障害の児童生徒も参加できるように、各学部の運動会実行委員、保健体育教員、担任教諭、障害児童生徒の四者協議によって、徒競走でのスタートラインの位置調整を行うなどして、参加における配慮・工夫内容を決定している。

重度・重複障害の児童生徒も同級生と一緒に運動会に参加できるよう、保健体育教員以外の他教科・領域の教職員の協力を得て、合科的な視点(複数の教科の内容を組み合わせることで効果的・効率的に指導)で、補助具の製作を行っている。



写真：高等部3年生「玉入れ」：障害によりボールを投げるのが難しい生徒は、独自に開発した器具を使い、手や足で板を押す反動を利用して、球を飛ばすことができる。

図表 2-70 運動会のプログラム(2016 年度)

順	演技種目	参加学部
1	選手入場	全員
2	開会式	全員
3	準備体操	全員
4	小学部 徒競走&パレード	小学部
5	中学部 徒競走	中学部
6	高等部 徒競走	高等部
7	つりの達人	PTA・同窓会・ すまいるルーム(定期相談)の幼児
8	およげ!みんなのこいのぼり2016	小学部
9	どっちが多い!?2016	中学部
10	筋肉番付2016	高等部
11	全校ダンス	全員
12	赤白決戦!大玉運び対決	全員
13	小・中学部 赤白リレー	選抜
14	高等部 赤白リレー	選抜
15	タオル体操	全員
16	閉会式	全員

山口県立防府総合支援学校

- 所在地：山口県防府市大字浜方 205-3
- 開校年：1968 年
- 学校種区分：視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱
- 学級実態：小学部、中学部、高等部普通科

鹿児島県立鹿児島養護学校

【特徴】

「スポーツ同好会」で教員の専門性や生徒の障害特性に応じて様々な種目を実施
外部指導員を活用し、専門家による指導で生徒は多様なニュースポーツを体験
体育館を鹿児島県総合体育センター主催の知的障害者のサッカーイベントに開放

1. プロフィール

(1) 設立経緯

肢体不自由の児童生徒のための学校として、1965 年に開校した。鹿児島市内の知的障害がある児童生徒の増加に伴い、居住地域に近い特別支援学校への通学を可能にするため、2013 年 4 月に新築移転したタイミングで知的障害と肢体不自由の児童生徒のための併置校となった。小学部、中学部、高等部普通科を設置している。障害の重度・重複化及び障害種類の多様化に対応できるように、全館バリアフリー対応している。

(2) 児童生徒数

2016 年 8 月現在、269 人の児童生徒が在籍している(図表 2-71)。知的障害の標準学級が全体の 6 割を占め、肢体不自由の標準学級は全体の 1 割、知的障害と肢体不自由を併せ持つ重度・重複障害学級が全体の約 3 割となっている。

図表 2-71 鹿児島養護学校の児童生徒数(2016 年度)

(人)

学級	小学部	中学部	高等部普通科
標準学級(児童生徒数)	68	45	68
重複障害学級(児童生徒数)	30	19	31
合計	98	64	99
訪問教育学級(児童生徒数)	3	0	5

(3) 『子どもの体力向上推進事業(「たくましい“かごしまっ子”」育成推進事業)』

鹿児島県内の児童生徒の体力テストの結果は全国平均と比較しても低い状況であったため、体力向上と運動の日常化・生活化を目的に、2011 年から 10 年計画で「子どもの体力向上推進事業(「たくましい“かごしまっ子”」育成推進事業)」を実施しており、第 3 期(2013・2014 年度)では県内の小・中学校 7 校が体力向上推進校として認定された。鹿児島養護学校は、県内の特別支援学校で唯一、対象校として認定され、「一人一人の体力向上を目指した体力づくり」を研究主題として掲げ、児童生徒の体力づくりに取り組んだ実績がある。事業終了後も、各児童生徒の実態に応じた運動・スポーツの習慣作りに取り組んでいる。

2. スポーツ同好会の現状

(1) 背景・目的

開校後、肢体不自由の単置校であった時は体育や自立活動の時間を中心に運動・スポーツに取り組んでいたが、2013年の校舎移転と併置校への変更に伴い、放課後活動として、運動・スポーツに取り組める環境を整えた。2015年には、「スポーツ同好会」として放課後活動から独立して活動を行うようになった。生徒の障害の重度・重複化に伴い、単独で部活を立ち上げるための十分な生徒数の確保が難しく、また、「地域スポーツ人材の活用実践支援事業」を通じた外部指導者の登用は運動部活動が基本条件だったことが、「スポーツ同好会」の発足の経緯である。

スポーツ同好会は、規則や規律を守る習慣を養いながら社会性・道徳性を身に付け、集団活動を通して主体的に取り組む態度の育成を図ることを目的に活動している。

(2) 活動内容

生徒は、グラウンド・ゴルフ、サッカー、卓球、テニス、ドッジボール等の多様な種目を体験することで、スポーツの楽しさを学んでいる。接触などの危険を避けるため、知的障害部門と肢体不自由部門は基本的に実施場所を分けて活動している(知的障害部門はグラウンドでサッカー、肢体不自由部門は体育館で卓球など)が、外部指導者による指導日には、グラウンド・ゴルフなどのレクリエーション種目を合同で実施することもある(図表 2-72)。また、12月の友愛駅伝大会に向けて陸上練習に取り組むなど、大会などに合わせて活動内容を変更している(図表 2-73)。



図表 2-72 スポーツ同好会の活動状況

活動内容	知的障害部門	肢体不自由部門
実施日程	毎週月曜日～木曜日の放課後 土・日曜日、祝日 (各種スポーツ大会・スポーツ交流)	毎週火曜日・木曜日の放課後 土・日曜日、祝日 (各種スポーツ大会・スポーツ交流)
実施場所	グラウンド 体育館 各種大会会場	グラウンド 体育館 各種大会会場
参加対象	Ⅱ課程の中学部・高等部生徒 自主通学・保護者送迎が可能	Ⅰ・Ⅲ課程(1)の中学部・高等部生徒 自主通学・保護者送迎が可能、寄宿舎生
参加人数 (2016年度)	21人	10人
担当職員	放課後活動係、体育科の職員を中心に指導を行う	

注1) Ⅰ課程: 肢体不自由の単一障害で、主として小学校・中学校・高等学校の該当学年に準じた教育内容もしくは該当学年の下学年の指導内容を代替して編成

注2) Ⅱ課程: 知的障害の単一障害で、小学部、中学部または高等部においては、各教科等を合わせた指導と教科別、領域別の指導及び総合的な学習の時間(中学部・高等部)とで編成

注3) Ⅲ課程(1): 主たる障害が肢体不自由で、視覚障害、聴覚障害、病弱または知的障害を併せ有する者で、小・中学部においては「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」第1章第2節第5の2を、高等部においては「特別支援学校高等部学習指導要領」第1章第2節第6款の2を適用し、知的障害教育指導内容を代替して編成

図表 2-73 スポーツ同好会のスケジュール

活動時期	活動内容や参加する大会
5～7月	フットサル練習、陸上練習、ニュースポーツ
7月上旬	フットサル大会参加
夏季休業中	ニュースポーツなど様々なスポーツ体験、卒業生や他校との交流練習・試合
9～10月下旬	バスケットボール、好きなスポーツを選択して実施
10月下旬～11月下旬	陸上(長距離)練習、バスケットボール大会、市障害者スポーツ大会に向けての練習
12月	市障害者スポーツ大会、バスケットボール大会、友愛駅伝大会
冬季休業中	ニュースポーツなどの様々なスポーツ
1～3月	サッカー練習・大会参加、ニュースポーツ

(3) 運営体制

放課後活動係と体育科の教職員が中心となって指導を行っている。保健体育免許を保有する教員は23人おり、大会時期や活動内容に応じて、競技経験のある教員が顧問を受け持つなど、教員の専門性を考慮しながら持ち回りで指導を行っている。

(4) 外部指導者の活用

2013年以降、体育の授業の更なる充実と運動部活動の一層の活性化を図るため、「地域スポーツ人材の活用実践支援事業」の一環で、障害者スポーツに専門的な技能を有する地域のスポーツ人材を外部指導者として活用し、教員との連携による効果的な指導の実践に努めている。

日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員(上級)の資格を保有するハートピアかごしま(鹿児島県障害者自立交流センター)の職員が外部指導者として月2回程度、生徒の障害特性に応じて、グラウンド・ゴルフやボッチャなど、教員だけでは指導が難しい障害者スポーツ種目を指導している。また、理学療法士と障害者スポーツトレーナーの資格を保有するアスレティックトレーナーが年に4回、生徒と教職員を対象にストレッチ方法を指導した年もあった(2015年度)。積極的に外部指導者を活用することで、教員の負担を軽減できるとともに、専門家から障害者スポーツの指導法を学べ、教員による日常的な児童生徒の運動や保健体育の指導に生かすことができる。



3. 運動施設

グラウンドは自校の児童生徒以外にも開放している。2015年と2016年には、鹿児島県総合体育センター主催で、年に8回「知的障害のある人のためのサッカー教室」を開催している。同教室は、総合型地域スポーツクラブ「NPO 法人始良スポーツクラブ」主管で、FC・アラーラ鹿児島のチームスタッフが指導し、鹿児島市内の特別支援学校の教員が指導補助を行っている。リフティング、ドリブル、パスなどの基本練習を経て、最終日は練習の成果を発揮する場として試合を行っている。

4. 校内・校外・地域での運動機会の確保

(1) 外部団体主催の練習会・大会への参加状況

特別支援学校体育連盟組織がない道府県は全国に 28 あり、鹿児島県もその一つである。運動・スポーツの機会を確保するため、学校は児童生徒に対して地域の各団体が主催する練習会や大会への参加を積極的に促しているが、卒業生の参加はまだ少ないのが課題である(図表 2-74, 2-75)。そこで、学校は校外学習を通じてハートピアかごしま(鹿児島県障害者自立交流センター)の利用方法を学ぶ機会を提供している。また、教員が生徒や保護者に地域のスポーツ団体が主催するイベントに関する情報を提供するなどして、卒業しても地域でスポーツに継続して参加できるように児童生徒の自立支援に努めている。



図表 2-74 主な外部団体主催の練習会(2016 年度)

	練習会への参加		
	バレーボール	バスケットボール	サッカー
主催団体	鹿児島県手をつなぐ育成会	鹿児島県身体障害者福祉協会	鹿児島県総合体育センター
場所	ハートピアかごしま体育館	ハートピアかごしま体育館	鹿児島養護学校
頻度	月1回	月1回	月1回
参加生徒数	2人	4人	8人
参加職員数	3人	0人	3人

図表 2-75 主な外部団体主催の大会(2016 年度)

	大会への参加				
	鹿児島県障害者スポーツ大会	バスケットボール	サッカー	友愛駅伝	風船バレー
主催団体	鹿児島県障害者スポーツ協会	鹿児島県障害者スポーツ協会	鹿児島県障害者スポーツ協会	鹿児島南ライオンズクラブ	鹿児島風船バレーボール協会
場所	鴨池補助競技場	サンアリーナせんだい	鴨池緑地公園	マリポートかごしま	鹿児島アリーナ
頻度	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
参加生徒数	19人	2人	12人	16人	4人
参加職員数	18人	2人	13人	14人	3人

(2) かようタイム

日常生活における体力の向上を目的に、全学年の知的障害の児童生徒が、毎朝約 15 分間、グラウンド、体育館、プレイルーム、廊下スペースなどを利用して、ランニング、リズム運動、サーキットトレーニングに取り組んでいる。毎年 5 月の体力テストの結果をもとに習熟度や障害の程度に配慮してグループ分けを行い、各自で目標を設定している。休み時間、放課後、自宅でも楽しみながら取り組める動作・内容を実施することで、自主的に運動・スポーツが継続できることを目指している。

(3) 「体育科通信」での情報共有と連携

学校教育活動中に行っている体育、運動学習、スポーツ同好会の様子を保護者や児童生徒に周知する目的で、「体育科通信」を発行している。職員、生徒、保護者間で、スポーツ大会の結果、各学部の体育の様子や指導内容などの情報共有ツールとして活用している。自宅で簡単にできる運動やストレッチ等を紹介することで、家庭での運動機会の確保にも繋げている。



鹿児島県立鹿児島養護学校

- 所在地：鹿児島県鹿児島市吉野 1 丁目 42-1
- 開校年：1965 年
- 学校種区分：知的障害、肢体不自由
- 学級実態：小学部、中学部、高等部普通科

広島県立尾道特別支援学校

【特徴】

聴覚障害と知的障害の生徒が合同で運動部活動を実施

卓球部・陸上競技部・ヒップホップステップ部で専門的指導を行える外部指導員を活用積極的に地域のイベントに出演し、学校の知名度向上と生徒の社会参加を支援

1. プロフィール

(1) 設立経緯

1955年、広島県立尾道ろう学校として開校し、2007年に「広島県立尾道特別支援学校」に改称した。2010年に知的障害部門(小学部・中学部)、2012年に知的障害部門(高等部普通科)を開設し、聴覚障害と知的障害の併置校となった。

「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「体力の向上」を教育目標に、特色ある学校を目指し、地域参画型の授業づくりや部活動を通して尾道市の特別支援教育を推進している。2016年度の学校経営目標のひとつに、「学校環境を充実し、幼児児童生徒のスポーツ・文化芸術の育成」を掲げている。

(2) 児童生徒数

2016年8月現在、119人の幼児児童生徒が在籍している(図表2-76)。聴覚障害部門は、幼稚部、小学部、中学部を設置し、13人が在籍している。5人が軽度の知的障害、または肢体不自由との重複障害児・者である。聴覚障害部門の高等部がないため、聴覚障害部門(高等部普通科・専攻科)を設置する広島南特別支援学校と定期的に学習交流を実施することで、中学部卒業後の広島南特別支援学校への円滑な進学を支援している。

知的障害部門(小学部・中学部・高等部普通科)には、106人の児童生徒が在籍する。知的障害部門の児童生徒の多くは、障害の程度が軽度である。近年、聴覚障害部門の児童生徒数は減少傾向にあるのに対し、知的障害部門の児童生徒は増加傾向にある(図表2-77)。

図表 2-76 尾道特別支援学校の児童生徒数(2016年度)

(人)

	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
聴覚障害部門	2	10	1		13
知的障害部門		22	33	51	106
合計	2	32	34	51	119

図表 2-77 尾道特別支援学校の児童生徒数の変化(2014~2016年度)

(人)

年度	学部	幼稚部	小学部	中学部	高等部	部門別合計	合計
	部門						
2014	聴覚障害	4	8	5		17	107
	知的障害		21	20	49	90	
2015	聴覚障害	4	9	1		14	114
	知的障害		23	23	54	100	
2016	聴覚障害	2	10	1		13	119
	知的障害		22	33	51	106	

2. 運動部活動・文化部活動の現状

(1) 目的

生徒の心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、集団の一員としてのルールや自覚を深め、協力して生涯にわたり、よりよい健康な生活を築くことを目的に実施している。

(2) 実施種目・参加児童生徒数

聴覚障害と知的障害の児童生徒が合同で部活動を実施している。運動部には、卓球部と陸上部、文化部には写真部、書道部、ヒップホップステップ部がある(図表 2-78)。小学部の児童は中学部進学を見据えた「体験入部」として部活動に参加しており、1 か月間の体験入部を経て、校長が入部の可否を判断している。

部活動や大会へ参加の条件として、公共交通機関を使つての自力移動か保護者の送迎がある者としている。「部活動の活性化」を重点目標として掲げており、2017 年度までに運動部・文化部の部活動参加人数の目標を 60 人としている(2015 年度は 47 人)。

図表 2-78 卓球部・陸上部(運動部)とヒップホップステップ部(文化部)の参加状況

部類		運動部		文化部(身体表現)	
部名		卓球部	陸上部	ヒップホップステップ部	
部員	部員総数	16人	12人	18人	
	内訳	聴覚障害	1(小学部)、1(中学部)	2016年度 なし	3(小学部)
		知的障害	14人	12人	2(小学部)、6(中学部)、7(高等部)
活動曜日		火・木・金	月・水・木・金	木	
活動時間		15:30～16:15	15:30～16:15	15:30～16:15	
活動場所		体育館	グラウンド	プレイルーム	
指導員数	顧問	1人	1人	1人	
	指導教員	3人	2人	4人	
	外部指導員	1人 (三原市卓球協会会長)	1人 (スペシャルオリンピックス日本・広島指導員)	1人 (民間ダンススクール講師)	

1) 卓球部

週3日(火曜、木曜、金曜)、体育館で活動しており、部員16人のうち、聴覚障害の児童生徒は2人、知的障害の生徒は14人である。外部指導者(後述)が会長を務める卓球大会に、生徒が出場できるよう配慮している。また、中国地区の聾学校の中・高生が参加する中国地区ろう学校体育大会が2016年度は山口県防府市で開催され、聴覚障害部門(中学部)の生徒が1人出場した。



2) 陸上部

週 4 日(月曜、水曜、木曜、金曜)、グラウンドで活動しており、部員 12 人は知的障害の生徒である。全国高等学校体育連盟に所属し、びんご運動公園陸上競技場で開催される尾三地区高等学校対抗陸上競技選手権大会や広島県高等学校新人陸上競技選手権尾三地区予選会に出場している。過去には、広島県高等学校陸上競技対校選手権大会の 5,000m 部門に出場した生徒もいる。



3) ヒップホップステップ部 (文化部)

尾道港祭協会が毎年 4 月に開催する尾道みなと祭「ええじゃん SANSAN・がり」踊りコンテストは、学校、会社、クラブや友達同士で参加して創作踊り「ええじゃん SANSAN・がり」を披露するイベントである(図表 2-79)。一般・グランプリ部門と幼児・小学校・中学校部門があり、近隣の小・中学校が部活動単位で参加する中、出場経験が無かった尾道特別支援学校では、児童生徒と保護者の要望もあり、出場を目的に 2014 年 1 月にヒップホップステップ部を設立した。



練習から聴覚障害部門と知的障害部門の児童生徒が合同で行っている。聴覚障害では、障害の程度や補聴器の装着有無などにより、聞き取れる音量や音質は異なるが、講師の動きが一番見えやすい最前列で、指導員の動きを模倣する形式を取っている。知的障害の児童生徒には、マンツーマンで指導教員を配置するなど、何度も繰り返し振付けや立ち位置を練習している。毎月第 3 木曜日に、外部指導者のダンスインストラクターによる指導を受けるほか、各部員に映像 DVD を渡し、自宅での練習も促している。そのほか、発表の機会として、「全国高等学校総合文化祭(ひろしま総文)」「尾道トラック祭り(様々な乗り物の乗車体験イベント)」「尾道特別支援学校文化祭」などがあつた。

図表 2-79 ヒップホップステップ部出演イベント(2016 年度)

出場イベント	日時	会場	備考
尾道みなと祭 「ええじゃんSANSAN・がり」踊りコンテスト	2016年4月23日	尾道駅前 ベルポール広場	尾道駅再開発の完了を期に(2002年)、 尾道みなと祭で始まったコンテスト
全国高等学校総合文化祭 広島大会 (ひろしま総文)	2016年8月1日	広島駅南口地下広場	高校生による国内最大の芸術文化活動の祭典
尾道トラック祭り	2016年9月22日	尾道トラックセンター	乗車体験イベントにおけるステージプログラム
尾道特別支援学校文化祭	2016年11月3日	尾道特別支援学校	

(3) 運営体制

部活動では、顧問 1 人を中心に複数の指導教員と外部指導者が指導をしている。教員が会議等で部活動に出席できない時に備えて、地域のスポーツ団体や民間ダンススクールの指導員を外部指導者として活用している。また、指導教員には、聴覚障害と知的障害の児童生徒に対応するために、保健体育科以外の教員も積極的に配置し、両部門から多くの教員が部活動に参加できるよう学校全体が支援している。

(4) 外部指導者の活用

卓球部と陸上部では、2012 年以降、広島県の「運動部活動外部指導者派遣事業」制度を利用して外部指導者を 1 人ずつ活用している。卓球部の外部指導者は、三原市卓球協会の会長で、現在、自身も現役の卓球選手として活動をしている。陸上部の外部指導者は、現在スペシャルオリンピックス日本・広島で陸上を指導している。外部指導者の指導は年 20 回のため、残りの練習日は教員が担当することから、外部指導者には、児童生徒への専門的な指導に加えて、教員への種目の指導法に関する支援も期待している。

広島県立尾道特別支援学校

- 所在地：広島県尾道市栗原町 1524
- 開校年：1955 年
- 学校種区分：聴覚障害、知的障害
- 学級実態：（聴覚障害部門）幼稚園、小学部、中学部
（知的障害部門）小学部、中学部、高等部

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校

【特徴】

14人の教員が障がい者スポーツ指導員資格を保有し、全員が部活動を指導
知的障害の高等部を設置する特別支援学校5校で年に2回交流会を開催
4つの運動部で外部指導者を活用し、教員の負担を軽減

1. プロフィール

(1) 設立経緯

2008年、鳥取県教育審議会の「鳥取県における今後の特別支援学校のあり方」(答申)で、中部地域の県立高等特別支援学校の設置が施策の方向性として示されたことを受けて、2013年、知的障害の高等部を設置する特別支援学校として、旧赤碕高等学校を改築して開校した。2つの職業学科(生産流通学科・サービスビジネス学科)に6コースを設け、就職に向けた専門的な教育を行っている。1学年40人の定員で、入学選抜試験がある。

(2) 児童生徒数

2016年5月1日現在、全校生徒数は118人である(図表2-80)。重度・重複障害の生徒の在籍はなく、全員が軽度の知的障害者である。寄宿舎では41人の生徒が生活している。

図表 2-80 琴の浦高等特別支援学校の生徒数

高等部職業学科	1年	2年	3年	合計
生徒数(人)	40	41	37	118
学級数	5	5	5	15

2. 運動部活動・文化部活動の現状

(1) 目的

部活動は、体力技術と精神力の向上など、自らの目標を定めて達成に向けて努力することを目的に実施している。部活動を通して、挨拶、マナー、人間関係づくりなど運動・スポーツ参加における基本的な礼儀作法を身につけるため、年度始めには各部で「自分からあいさつをする(バスケットボール部)」「時間やルールを守り、協力して練習する(卓球部)」などの年間目標を設定し、活動している。

(2) 実施種目・参加児童生徒数

開校当時、運動部として陸上部、バスケットボール部、バレーボール部、バドミントン部が設置されたが、翌年度には新たにソフトボール部、卓球部、ダンス部が新設された。現在は、陸上・ソフトボール部、バスケットボール部、バドミントン部、ダンス部、卓球部が活動している(図表2-81)。

男女混合で各部10人以上の生徒が所属する。活動時間は、基本的に16時20分～17時15分の55分間だが、18時15分まで居残り練習が行える。

図表 2-81 琴の浦高等特別支援学校の部活動の詳細

部名		陸上・ソフトボール部	バスケットボール部	バドミントン部	卓球部	ダンス部
部員総数		16人	20人	31人	17人	9人
指導員数	教員	8人	7人	8人	7人	8人
	教員以外 (外部指導員除く)	2人	2人	2人	2人	2人
	外部指導員 導入有無	有り	有り	有り	有り	無し
活動状況	活動曜日	月・水(ソフトボール) 火・木(陸上)	月・火・水・木	月・火・水・木	月・火・水・木	月・火・水・木
	時期	通年	通年	通年	通年	通年
	活動時間	16:20～17:15	16:20～17:15	16:20～17:15	16:20～17:15	16:20～17:15
	活動場所	グラウンド	琴浦町農業者トレーニングセンター/体育館			校舎内
主な 出場大会	①大会名 (時期)	鳥取県障がい者スポーツ大会 (2016年5月)	全国障害者スポーツ大会 中四国ブロック予選会 (2016年5月)	スポーツ・レクリエーション in 琴浦町 (バドミントンの部) (2016年6月)	鳥取県障がい者 スポーツ大会(個人) (2016年5月)	学校祭での オープニング発表
	②大会名 (時期)	中国・四国身体障害者 陸上競技大会 (2016年6月)	琴浦町バスケットボール大会 (10～11月)	琴浦町総合バドミントン大会 (2016年11月)	琴浦町長杯争奪卓球大会 (一般の部・個人・団体) (2016年5月)	全国障がい学生体育大会 (韓国) (2016年6月)
	③大会名 (時期)	鳥取県知的障がい 特別支援学校高等部交流会 (9月上旬)	鳥取県知的障がい 特別支援学校高等部 部活動交流会 (11月下旬)	鳥取県知的障がい 特別支援学校高等部 部活動交流会 (11月下旬)	鳥取県知的障がい 特別支援学校高等部 部活動交流会 (11月下旬)	倉吉市部落解放文化祭 (2017年2月)
年間目標		・時間を守る ・あいさつ ・工夫する	・自分からあいさつをする ・真面目に練習に取り組む ・楽しく活動できる	・安全に注意して、楽しく活動する ・準備や片付けを自主的に行う ・体力がつかないように頑張る ・技術レベルをみんなで協力しながら上げていく	・基本を大切に、技術の向上を目指す ・時間やルールを守り、協力して練習する ・試合では相手をうやまい、全力をつくす。	・活動場所に入る時に、入る時に、あいさつをする ・最後のそじを全員で協力してする ・チームワークを大切に、楽しく活動する

(3) 外部指導者の活用

2014年以降、鳥取県障がい者スポーツ協会は「目指せパラリンピック事業」を受託し、特別支援学校における特別活動(部活動を含む)、体育授業等への外部指導者の派遣を積極的に進めており、2014年度からバスケットボール、卓球、陸上、バドミントンの4つの運動部で外部指導者を活用している。

就職に向けた専門的な教育を行う高等部職業学科の教職員の職務は多岐に渡り、運動部活動を指導する時間の確保が困難となっている。そのため、外部指導者を活用することで、教職員の負担軽減に加えて、生徒に対するより専門性の高いスポーツ指導を行えるようになった。

1) バスケットボール部

週4日、体育館と学校に隣接した琴浦町農業者トレーニングセンターで練習を行っている。ウォームアップではランニングのみ、またはドリブルをしながらランニングを行うなど、練習内容を生徒の習熟度に応じて計画している。2014年4月以降、週に2回、火曜と木曜に町内のスポーツ指導員を外部指導者として活用し、筋力トレーニング、フリースローやリバウンドブロックの方法などの技術練習を行っている。2016年5月には、第16回全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会に、鳥取県代表として男子生徒6人が出場している。



2) 陸上・ソフトボール部

県内での積極的なソフトボールの普及を受けて、2014年に部活動でソフトボールを採用した。現在は、生徒数不足を補うため、「陸上・ソフトボール部」として週に2回ずつ陸上とソフトボールの練習を行っている。鳥取県障がい者スポーツ協会は、部活動の充実に向けて競技別強化指定校を決めて強化を行っており、陸上部が強化指定されている。保健体育科教員の繋がりや、スポーツ少年団での指導経験を有する指導者が週に2回、指導にあたっている。

3) 卓球部

2014年以降、町内の卓球同好会の指導員が外部指導者として週に2回、指導をしている。練習では、ラリー中におけるステップなど、専門性の高い指導を受けている。

(4) 運営体制

2016年8月現在、教職員総数は75人である。保健体育免許を保有する教員は13人おり、全員が特別支援学校教諭免許状を有する。なお、日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員資格を保有する教員は、今回の調査の回答の中では最も多く14人おり、全員が部活動で指導にあたっている。

3. 県内の特別支援学校間の交流

県内には、知的障害の高等部を設置する特別支援学校が5校ある(琴の浦高等特別支援学校、倉吉養護学校、白兔養護学校、米子養護学校、鳥取大学附属特別支援学校)。5校は、毎年9月と11月に2回、運動・スポーツを通じた交流会を開催しており、2016年度で29回目を迎えた。25年間、4校(倉吉養護学校、白兔養護学校、米子養護学校、鳥取大学附属特別支援学校)で交流会を開催していたが、2013年に琴の浦高等特別支援学校が追加され、現在に至る。



(1) 鳥取県知的障がい特別支援学校高等部交流会 (2016年9月1日、全校生徒が参加)

知的障害の高等部を設置する特別支援学校5校は、毎年9月の平日、鳥取県立倉吉体育文化会館と倉吉市営陸上競技場を会場に、5校の全校生徒約320人が参加するスポーツ交流会を開催している。当日は、体育館交流と陸上記録会の2会場に分けて生徒間の交流を促している。

体育館での交流は、綱引き、ボール運び、玉入れなどのレクリエーションを中心とした種目で構成され、

他校の生徒とのスポーツを通じた積極的な交流を図るため、参加する 5 校で合同チームを編成して実施している。事前に各学校の担当教員が相談し、生徒の障害程度や運動経験に配慮して生徒の組み合わせとチーム数を決定している。陸上記録会では、100m 走、800m 走、リレー、ボール投げ、走り幅跳びなどが行われている。

(2) 鳥取県知的障がい特別支援学校高等部部活動交流会(2016年11月26日、部活動単位で参加)

毎年11月下旬の土曜日に、部活動を通じた学校間交流を目的とした「鳥取県知的障がい特別支援学校高等部部活動交流会」を、学校に隣接する琴浦町農業者トレーニングセンターで開催している。バスケットボール、卓球、バドミントンの3種目を実施され、各運動部から選手が出場し、トーナメント形式で試合が行われる。交流会に出場する3年生が中心となって当日の会場準備や片付けを行い、出場する生徒に帯同する教員(各校2人程度)は、主に審判員として当日の大会運営を担っている。

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校

- 所在地：鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕 1957-1
- 開校年：2013年
- 学校種区分：知的障害
- 学級実態：高等部職業学科